

## 【施策11】 地域保健

～いきいきと健康に安心して暮らせるまち～

◆展開方向01 ライフステージに応じた健康づくりを支援します。

◆展開方向02 適切な医療体制の確保に努めます。

◆展開方向03 健康危機管理体制の確立に取り組みます。

展開方向01	1 健康サポート事業費	309
	2 健康づくり事業費	311
	3 リハビリテーション事業費	313
	4 がん検診事業費	315
	5 難病対策事業費	317
	6 小児慢性特定疾病対策事業費	319
	7 健康相談事業費	321
	8 健康診査等事業費	323
	9 ぜん息児童水泳訓練事業費	325
	10 わたきり者等歯科保健対策事業費	327
	11 歯周疾患検診事業費	329
	12 たばこ対策推進事業費	331
	13 乳幼児健康診査等事業費	333
	14 幼児精密健康診査事業費	335
	15 母子保健相談指導事業費	337
	16 妊婦健診事業費	339
	17 特定不妊治療費助成事業費	341
	18 口腔衛生事業費	343
	19 2歳児親子歯科健診事業費	345
	20 母子健康手帳作成事業費	347
	21 保健所等事業費	349
	22 食育推進事業費	351
	23 精神保健事業費	353
	24 リハビリテーション事業費	355
	25 在宅酸素助成事業費	357
	26 転地保養事業費	359
	27 健康の家利用補助事業費	361
	28 呼吸器教室事業費	363
	29 リフレッシュ事業費	365
	30 水泳鍛錬奨励事業費	367
	31 養育医療給付事業費	369
	32 公害病補償事業費	370
	33 施設維持管理事業費(保健所)	371
	34 地域いきいき健康プランあまがさき策定事業費	372
	35 健康の家管理運営事業費	373
展開方向02	1 尼崎健康医療財団補助金	375
	2 尼崎口腔衛生センター補助金	377
	3 優良看護表彰事業費	379
	4 医務薬務事業費	381
	5 在宅当番医制運営補助金	383
展開方向03	6 第2次救急医療補助金	385
	1 感染症対策事業費	387
	2 特定感染症検査等事業費	389
	3 予防接種事業費	391
	4 住民結核予防事業費	393
5 結核対策特別促進事業費	395	

6 医薬品備蓄事業費	397
7 肝炎ウイルス検診事業費	399
8 環境衛生対策事業費	401
9 食品衛生対策事業費	403
10 ハザップ推進事業費	405
11 食の安全・安心コミュニケーション事業費	407
12 尼崎市環境衛生協会委託料	409
13 尼崎市食品衛生協会委託料	411
14 公衆浴場施設整備資金利子補給金	413
15 狂犬病予防対策事業費	415
16 動物愛護対策事業費	417
17 地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費	419
18 動物愛護推進強化事業費	421
19 そ族昆虫駆除事業費	423
20 保健所等検体検査委託事業費	425
21 結核管理検診事業費	427
22 衛生研究所事業費	429
23 未来の科学者夢体験研究所事業費	431
24 インフルエンザ予防接種助成事業費	433
25 予防接種事故医療費負担金	435
26 結核医療事業費	436
27 結核入院医療事業費	437
28 地方卸売市場食品検査所維持管理事業費	438
29 施設維持管理事業費(動物愛護センター)	439
30 斎場整備事業費	440
31 施設維持管理事業費(衛生研究所)	441

# 平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	健康サポート事業費	441F
根拠法令	地域保健法、健康増進法第19条の2	
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)	
事業開始年度	平成20年度	
施策	11 地域保健	

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	保健センター、健康増進課
所属長名	石井智鶴、森田幸子		

## ①事業概要

事業実施趣旨	保健所で健康相談や健康診断の機会を提供することで、市民の健康の保持増進に努める。																																		
対象(誰を・何を)	市民及び在勤者等																																		
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民等が一般健康相談や各種健康診断を利用することにより、健康管理の一助とする。また、保健所は、事業を通じて健康危機に関する情報をモニターし、さらには危機発生時に速やかに対応できる体制を維持する。																																		
事業概要	健康増進事業健診(生活保護受給者対象)、就職や進学等に必要な公的診断書の発行及び労働安全衛生法に基づく健康診断、特定健診や後期高齢者健診を行う。また、健康危機に関する健康相談に対応する。																																		
実施内容	<p>1 一般健康相談 市民からの健康に関する相談に対応し、一般の健康問題や健康危機問題に対処する。</p> <p>2 健康診断</p> <p>①健康増進事業健診(健康増進法に基づく、生活習慣予防のための健診と事後指導) 対象:生活保護受給者等、制度上医療保険に加入できない40歳以上の市内居住者 自己負担:なし</p> <p>②公的な健康診断書作成のための健診(就業・就学等に必要な公的診断書の作成) 対象:市内在住、在学、在勤者等 自己負担:あり</p> <p>③労働者健診(労働安全衛生法に基づく健診) 対象:市内在住、在勤の労働者等 自己負担:あり</p> <p>④被爆者健康診断(原子爆弾被爆者に対する健康診断:兵庫県委託事業) 対象:被爆者健康手帳または健康診断受診者証の所持者 自己負担:なし</p> <p>⑤特定健診・後期高齢者健診 (高齢者の医療の確保に関する法律に基づいた健診) 対象:各種医療保険加入の40歳以上の市民、後期高齢者医療加入者</p>																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康増進事業健診</td> <td>853</td> <td>882</td> <td>814</td> </tr> <tr> <td>労働者健診</td> <td>2,784</td> <td>2,656</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>公的診断書</td> <td>311</td> <td>198</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>被爆者健康診断</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>特定健診・後期高齢者健診</td> <td>1,563</td> <td>1,572</td> <td>1,416</td> </tr> <tr> <td>一般健康相談</td> <td>252</td> <td>178</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,768</td> <td>5,489</td> <td>5,095</td> </tr> </tbody> </table>			26年度	27年度	28年度	健康増進事業健診	853	882	814	労働者健診	2,784	2,656	2,600	公的診断書	311	198	95	被爆者健康診断	5	3	4	特定健診・後期高齢者健診	1,563	1,572	1,416	一般健康相談	252	178	166	計	5,768	5,489	5,095
	26年度	27年度	28年度																																
健康増進事業健診	853	882	814																																
労働者健診	2,784	2,656	2,600																																
公的診断書	311	198	95																																
被爆者健康診断	5	3	4																																
特定健診・後期高齢者健診	1,563	1,572	1,416																																
一般健康相談	252	178	166																																
計	5,768	5,489	5,095																																

## ②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	24,467	20,225	21,784	<国庫支出金>
報償費	5,781	6,345	7,476	生活困窮者就労準備支援事業(国庫補助率3/4)
需用費	1,276	1,283	1,247	
委託料	17,410	12,597	13,061	<県支出金>
人件費 B	55,763	55,980	44,629	健康増進事業費補助金事業(県費補助率2/3)、被爆者健康診断委託金(兵庫県委託事業)を財源充当。
職員人工数	4.72	4.69	3.60	<その他>
職員人件費	37,132	37,228	28,044	保健所健診事業収入(特定健診・後期高齢者健診、生活機能評価の所管課からの歳入)を財源充当。
嘱託等人件費	18,631	18,752	16,585	参考
合計 C(A+B)	80,230	76,205	66,413	
C 国庫支出金	5,458	5,543	5,588	労働者健診等の診断書料(歳入)
県支出金	3,558	4,744	4,222	保健所手数料、初診料・市外加算(歳入:保健所使用料)は、保健所費(人件費・検体検査)に財源充当。
市債				
その他	7,088	7,097	6,992	
一般財源	64,126	58,821	49,611	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用者数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	人				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	5,768	27年度	5,489	28年度	5,095
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	健康サポート事業全体の利用者数が減少し、平成25年度から個別に受診券を発送している健康増進事業健診についても、受診者数が882人から812人に減じた。										

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	保健所は、国の地域健康危機管理ガイドラインで地域における健康危機管理の拠点に位置づけられている。保健医療関係の行政機関として、平常時には監視業務を通じて健康危機の発生を未然に防止し、健康危機発生時には関係機関の有機連携の調整役といった様々な役割が期待されている。また市民病院を持たない本市においては、保健所が健康危機発生時には速やかに対応する役割を担う。このため平常時には本事業により住民の各種健康診断や健康相談を実施する中で歳入を確保しつつ、健康危機に関する情報をモニターし、危機発生時に速やかな対応が出来るよう体制の確保が必要である。
---------	---

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	尼崎市保健所使用料手数料条例に従い、診療報酬点数で算定した額の8割に相当する額の範囲内を受益者負担としている。
-----------------	--	---

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市では、特定健診・後期高齢者健診は医療保険者である国保担当等が所管し、健康増進事業健診は健康増進法の担当である保健衛生担当が所管している場合が多く、健診業務の実施は保健衛生担当が統一的に委託等の方法で実施していることが一般的である。労働安全衛生法等の健康診断については本市は保健所で実施しているが、近隣自治体では公的な診断が必要な場合は市立病院で対応している。また、保健所設置市では、感染症などを含む一般健康相談を同様に開設している。
---------------	---

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	特定感染症の検査は保健所で実施していることが多いが、一部委託している自治体もある。しかし、健康危機及び健康被害への対応については委託には馴染まない。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E	内容 健康診断の実施は、医師法に基づいて実施する必要があり協働とはなじまない。
現状		●
将来像		○

## ⑧総合評価

総合評価	維持	事業を実施することで市民等が自らの健康状態を確認でき、疾病を早期に発見し早期治療につなげることができるため、本事業を継続して実施し、市民へ利用を勧める。 また、市民病院を持たない本市で健康危機が生じた時に、本事業の診察機能、検査及び市民の健康不安への健康相談機能を利用し速やかに対応できるように、必要な専門職の確保と技術の維持向上、及び機材の整備に努めることが必要である。
------	----	---

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	健康サポート事業として実施してきた健診・検診事業の実施方法については検討を行っていくが、健康増進事業健診対象者への受診券発送など健診の受診率の向上に努めるとともに、健診結果に基づく生活習慣の改善や医療機関への受診勧奨等の保健指導は保護課と連携して継続して実施していく。また、健康バスを利用した医療機関との連携も強化することで対象者の健康の保持増進を図っていく。
--------	--



# 平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	リハビリテーション事業費	442A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	健康増進法		会計	01 一般会計
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和58年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

## ①事業概要

事業実施趣旨	医療によるリハビリを終了しても継続してリハビリを行う必要がある者を対象に機能維持(維持期リハビリ)を目的として健康増進法に基づいて実施する。
対象(誰を・何を)	市に居住する成人で、疾患等により身体機能が低下し、医療終了後も継続して訓練を行う必要がある者。(ただし、介護保険等その他でリハビリテーションサービスを受けている者は除く。)
求める成果(どのような状態にしたいか)	心身機能の維持回復・日常生活動作の自立・社会参加
事業概要	心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、日常生活の自立を助け、介助を要する状態になることを予防する。
実施内容	<p>&lt;内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問診、血圧測定、医師の診察</li> <li>・グループ体操等</li> <li>・日常生活に必要な動作・各関節の運動・ストレッチ・筋力、バランス力の維持、向上。</li> <li>・日常生活動作評価及び体力測定</li> <li>・健康講座及び相談・指導</li> </ul> <p>&lt;回数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として週1回(月4回)</li> </ul> <p>&lt;場所&gt; 尼崎市立身体障害者福祉センター 体育室等 希望者には送迎サービスあり。</p> <p>&lt;現状&gt;</p> <p>毎回平均11人の参加者あり。 グループ体操に積極的に取り組んでおり、日常生活動作評価の結果を維持できている参加者が多い。</p>

## ②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,939	2,939	2,811	
委託料	2,939	2,939	2,811	リハビリテーション業務委託料 (委託先:尼崎市立身体障害者福祉センター)
人件費 B	8,296	6,718	716	
職員人工数	1.05	0.84	0.09	
職員人件費	8,296	6,718	716	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	11,235	9,657	3,527	
C 国庫支出金				健康増進事業費補助金
県支出金	1,436	1,161		(補助率2/3)→平成29年度廃止
市債				
その他				
一般財源	9,799	8,496	3,527	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ指導人数 ((実人数)×45回(1年間)×0.7(出席率)) (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	人	
目標・実績	目標値	1,165	達成年度	29年度	26年度	1,715	27年度	1,458	28年度	1,151
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 参加者の高齢化に伴い、実人数は37人で、昨年(42人)より減少しているが、送迎バスを利用することで天候にかかわらず、出席しやすい環境となっており、出席率は79.2%と昨年度(76.0%)並みを維持している。									

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	健康増進法によるリハビリ対象者及び介護保険の認定を受けずに日常生活の維持向上を図り、社会参加を希望する者にとって有効である。 起居動作、ストレッチ、筋力アップ、バランスアップ等の体操を継続して行うことにより、日常生活動作や、体力を維持できている参加者が多く、介護予防としての役割も大きい。事業内での交流から事業外での交流に広がり社会参加の一歩となることもある。
---------	---

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 委託先の身体障害者福祉センター講座は全て無料でやっているため、本事業のみが受益者負担を求めることは適正ではない。
-----------------	--

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間では本市以外に2市が直営で実施している。
---------------	-------------------------

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	平成23年4月から尼崎市社会福祉事業団に委託して、尼崎市立身体障害者福祉センターの体育室などで実施している。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	委託した事業の実施がスムーズに行えるように調整、また、内容の充実を図る中で今後の協働の領域についても検討していく。

## ⑧総合評価

総合評価	維持	送迎サービスの利用により、天候に左右されず出席が可能となっている。委託先施設の特性や参加者に合わせた工夫をし、より充実した内容となっている。また、波及効果として、本事業参加者が尼崎市身体障害者福祉センターが実施している講座に新たに参加するなど、社会参加が広がっているケースもある。
------	----	--

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	本市の介護予防・日常生活支援総合事業との関連性など、本事業のあり方についても検討していく必要がある。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	がん検診事業費	4431
根拠法令	健康増進法 第19条の2、がん対策基本法 第13条	
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)	
事業開始年度	昭和56年度	
施策	11 地域保健	

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	保健センター、健康増進課
所属長名	石井智鶴、森田幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	がんは、わが国の死亡原因の第1位であり、本市においても年間1,400人以上が悪性新生物(がん)で死亡しており全死亡者の30%を超える。がんを早期に発見し早期治療に繋げるためにがん検診を実施する。また、市民にがん検診の受診を啓発・促進するとともに、がん予防に対する意識啓発を図る。																																																		
対象(誰を・何を)	市民																																																		
求める成果(どのような状態にしたいか)	がん検診の受診率を上げ、がんを早期に発見し早期治療に繋げることで、がんによる死亡者数を減少させ、健康寿命の延伸を図る。																																																		
事業概要	市内医療機関及びハーティ21等において、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく方法で、がん検診を実施する。また、がん検診の重要性などの意識啓発に努め、市民の健康管理意識の向上と健康の保持増進を図る。																																																		
実施内容	【胃がん検診事業】 昭和57年度 〈対象者〉 40歳以上の市民 〈検診方法〉 問診、胃部エックス線検査 〈実施回数〉 1年に1回 〈実施機関〉 保健所、市内医療機関、ハーティ21等																																																		
	【子宮頸がん事業】 昭和56年度 〈対象者〉 20歳以上の市民 〈検診方法〉 問診、子宮頸部の細胞診検査 〈実施回数〉 2年に1回 〈実施機関〉 市内医療機関、ハーティ21等																																																		
実施内容	【乳がん検診事業】 平成17年度 〈対象者〉 40歳以上の市民 〈検診方法〉 問診、視触診、マンモグラフィ検査 〈実施回数〉 2年に1回 (A) 〈実施機関〉 市内医療機関、ハーティ21等																																																		
	【大腸がん検診事業】 平成3年度 〈対象者〉 40歳以上の市民 〈検診方法〉 問診、便潜血反応検査 〈実施回数〉 1年に1回 〈実施機関〉 保健所、市内医療機関、ハーティ21等																																																		
実施内容	【肺がん検診(胸部検診)事業】 平成17年度 〈対象者〉 40歳以上の市民 〈検診方法〉 問診、胸部エックス線検査 〈実施回数〉 1年に1回 〈実施機関〉 保健所(巡回検診を含む)																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>受診者数 3,635</td> <td>4,137</td> <td>4,267</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受診率 2.6%</td> <td>3.0%</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん検診</td> <td>受診者数 6,349</td> <td>3,482</td> <td>3,232</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受診率 10.8%</td> <td>9.0%</td> <td>8.1%</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>受診者数 5,439</td> <td>4,395</td> <td>3,790</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受診率 12.4%</td> <td>11.5%</td> <td>9.6%</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>受診者数 17,196</td> <td>18,704</td> <td>16,457</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受診率 12.5%</td> <td>13.6%</td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>受診者数 10,827</td> <td>11,555</td> <td>11,053</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受診率 7.9%</td> <td>8.4%</td> <td>8.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受診者数の合計(延べ数)</td> <td>43,446</td> <td>42,273</td> <td>38,799</td> </tr> </tbody> </table>				28年度	27年度	28年度	胃がん検診	受診者数 3,635	4,137	4,267		受診率 2.6%	3.0%	3.1%	子宮頸がん検診	受診者数 6,349	3,482	3,232		受診率 10.8%	9.0%	8.1%	乳がん検診	受診者数 5,439	4,395	3,790		受診率 12.4%	11.5%	9.6%	大腸がん検診	受診者数 17,196	18,704	16,457		受診率 12.5%	13.6%	12.0%	肺がん検診	受診者数 10,827	11,555	11,053		受診率 7.9%	8.4%	8.0%		受診者数の合計(延べ数)	43,446	42,273
	28年度	27年度	28年度																																																
胃がん検診	受診者数 3,635	4,137	4,267																																																
	受診率 2.6%	3.0%	3.1%																																																
子宮頸がん検診	受診者数 6,349	3,482	3,232																																																
	受診率 10.8%	9.0%	8.1%																																																
乳がん検診	受診者数 5,439	4,395	3,790																																																
	受診率 12.4%	11.5%	9.6%																																																
大腸がん検診	受診者数 17,196	18,704	16,457																																																
	受診率 12.5%	13.6%	12.0%																																																
肺がん検診	受診者数 10,827	11,555	11,053																																																
	受診率 7.9%	8.4%	8.0%																																																
	受診者数の合計(延べ数)	43,446	42,273	38,799																																															

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	154,521	132,410	131,477	
報償費	4,675	4,732	4,633	医師等報償
需用費	5,679	4,967	4,825	クーポン券等消耗品
委託料	144,136	122,657	121,965	医師会等委託料
その他	31	54	54	償還払い返還金
人件費 B	56,470	59,194	38,180	
職員人工数	6.80	7.14	4.35	
職員人件費	52,596	55,267	32,562	
嘱託等人件費	3,874	3,927	5,618	
合計 C(A+B)	210,991	191,604	169,657	
C 国庫支出金	6,062	4,653	3,717	国庫補助
県支出金				(新たなステージに入ったがん検診総合支援事業)
市債				補助率 1/2
その他				※補助対象の減による減額
市内訳 一般財源	204,929	186,951	165,940	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用者数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	43,446	27年度	42,273	28年度	38,800

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	平成28年度のがん検診の受診者数は前年度より下回った。これは国のがん検診推進事業に基づく無料クーポン券の送付対象者が、がん初年齢のみへ変更になったことによるものと考えられる。
-----------------	--	---

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	がん検診は、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいてがんの死亡者数を減少させることができるとされている方法で実施している。各がん検診での管理事業評価指標のがん発見率許容値をやや下回っており精密検査受診状況など確認し確定診断の把握に努める。今後も検診でがんを発見し早期治療に繋げることで、がん死亡者数を減少させることを目標として実施していく。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	自己負担額は、平成10年度まで実施されていた国の補助基準額に準拠しており、現在は診療報酬点数を根拠としており妥当であると考え。生活保護受給者及び非課税世帯に属する者は、申請により無料とする。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本市のがん検診の受診率は兵庫県内でも低い。
---------------	-----------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	がん検診の受診機会をより多く提供するために尼崎市医師会とハーティ21等へ委託している。市内医療機関では土曜日や夜間などを含めた診療時間に実施しており、ハーティ21等では土、日曜日にもがん検診を実施している。
--------	---	---

協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状						検診については専門性が必要であるため協働には馴染まないが、がん検診の普及啓発を地域で実践していく人材の育成に取り組んでおり、これからも市民と協働で啓発に努めていく。
将来像						

⑧総合評価

総合評価	維持	がん検診は、がんを早期に発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減少させることを目的としている。そのため、がん及びがん検診の正しい知識を普及啓発し、検診の受診に繋がるのが重要となる。健康教育や地域企業との連携について深耕し、がん検診事業を継続して推進していく。また胃内視鏡検査検査の導入など受診機会の拡大も同時に図る。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	国のがん検診推進事業に基づく補助対象の見直しにより無料クーポン券にかかる補助額は対象者の減などにより減額傾向にあるが、無料クーポン券はがん検診の受診の動機付けに一定の効果があることから、市の一般財源により40歳に達した市民に対してがん検診(胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診(20歳))の無料クーポン券を継続し、受診勧奨を実施していく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	難病対策事業費	4441	事業分類	ソフト事業
根拠法令	難病特別対策推進事業実施要綱			
個別計画	—			
事業開始年度	平成5年度			
施策	11 地域保健			
会計	01 一般会計			
款	20 衛生費			
項	05 保健衛生費			
目	25 予防衛生費			

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	疾病対策課
所属長名	針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	原因不明で治療方法が確立されていない病気は、一般に難病と言われ治療も長期にわたり、かつ後遺症を残すことも少なくない。難病患者やその家族は日々身体的、精神的不安を抱えている。相談会や講演会の実施により、難病患者及びその家族の不安を軽減することを目的とする。		
対象(誰を・何を)	難病患者及びその家族		
求める成果(どのような状態にしたいか)	不安を抱える難病患者の身体的・精神的負担の軽減を図る。		
事業概要	難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、講演会や相談会、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行う。		
実施内容	難病患者講演会、相談会、交流会、講演会の開催、難病啓発資料の作成 平成28年度実績 難病相談会・交流会、相談件数		
	開催日	場所	疾病名
	9月11日	尼崎市保健所	もやもや病
	9月18日	すこやかプラザ 尼崎市保健所	自己免疫性肝炎・網膜色素変性症等・腎臓病
	10月2日	すこやかプラザ	ウイルス性肝炎・リウマチ病・パーチェット病
	11月6日	すこやかプラザ	防災関連シンポジウム
	11月20日	すこやかプラザ 尼崎市保健所	パーキンソン病・神経系疾患・腎炎ナフローゼ・小児心臓病・ヘモフィリア
	12月11日	すこやかプラザ	膠原病・潰瘍性大腸炎
2月19日	すこやかプラザ	講演会	
通年	電話相談	当事者による電話相談等件数	35

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,397	1,365	1,636	
報償費	95		119	
需用費	283	281	321	封筒等購入費及び簿書代
委託料	1,015	1,015	1,135	相談会等の事業実施委託
使用料及び賃借料	4		30	(尼崎市難病団体連絡協議会へ委託)
その他		69	31	
人件費 B	29,339	22,419	23,432	
職員人工数	3.20	2.23	2.94	
職員人件費	24,987	17,836	21,022	
嘱託等人件費	4,352	4,583	2,410	
合計 C(A+B)	30,736	23,784	25,068	
C 国庫支出金	566	523	818	難病特別対策推進事業費補助金
市債				(補助率1/2)
その他				
一般財源	30,170	23,261	24,250	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	難病相談会・交流会活動参加者等実績 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人		
目標・実績	目標値	380	達成年度	29年度	26年度	310	27年度	394	28年度	411
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
委託先と連携し、広報に努めたほか、防災関連のシンポジウムや、当事者による電話相談、相談会の回数増もあり、参加者は増加傾向にある。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	原因不明で治療方法が確立されていない難病を抱える患者及び家族の身体的、精神的負担軽減を図るための支援の一つとして、病気への理解を深め、相互に励まし合うための相談会や交流会の開催は必要である。相談会や交流会を通じて難病を抱える患者及び家族の疾病や療養上の注意点等への理解を深め、参加者相互の交流により身体的、精神的負担軽減に貢献している。	
---------	--	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、市が関与して難病患者等の不安や負担感を軽減するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	難病相談会の実施については、県下中核市(西宮市・姫路市)と比較したところ、概ね同水準である。	
---------------	--	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無		難病医療相談会及び交流会の実施等については、尼崎市難病団体連絡協議会に委託済みである。
委託等の可能性			
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容	関連団体等が主体となって事業は実施するが、難病対策を推進するためには行政のかかわりは欠かせない。

⑧総合評価

総合評価	維持	難病患者及びその家族の身体的・精神的負担軽減は必要であり、今後も関係団体と行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組まなければならない重要な課題である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成27年1月に、難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、対象疾病が拡大されたが、平成29年4月に、さらに対象疾病が追加されている。今後は、難病当事者や関係機関による相談に加え、内容や周知方法についても検証し、相談方法に関する工夫を行い、支援体制の充実を図っていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	小児慢性特定疾病対策事業費	444F	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	児童福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	平成18年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	疾病対策課
所属長名	針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	医療技術の高度化に伴い、早期発見・治療が進んでいる中で、小児慢性特定疾病の治療にかかる医療費は高額であり、引き続き医療費助成による患者家庭の支援が必要である。
対象(誰を・何を)	厚生労働大臣が定める慢性疾患に罹患している18歳未満の児童(引き続き治療が必要な場合は20歳まで)で、当該疾病の状態の程度が厚生労働大臣が基準告示により定める程度である市民。
求める成果(どのような状態にしたいか)	小児慢性特定疾病児童に対し、医療費の一部及び日常生活用具を公費負担することで、保護者の経済的負担の軽減を図る。また、相談事業及び自立支援員を設置し、児童の自立を図る。
事業概要	児童福祉法第19条の2の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾病(対象疾患は14疾患群、718疾病)の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行う。
実施内容	<p>1 小児慢性特定疾病医療費支給事業(平成21年度～)</p> <p>子どもの慢性特定疾病のうち、国が指定した疾病の治療に係る医療費の一部を公費で負担し、保護者の負担軽減を図る。公費負担にあたっては、小児慢性特定疾病審査会を設置し、審査の結果、医療受給者証を交付する。 給付実人数 379人 給付延件数 4,917件</p> <p>2 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(平成27年度～)</p> <p>(1) 相談支援事業 小児慢性特定疾病児童等とその家族について、適切な療養の確保、必要な情報の提供等の便宜を図ることで、児童等の健康の保持増進及び自立の促進を図る。</p> <p>(2) 自立支援員設置事業 小児慢性特定疾病児童等自立支援員を設置し、各種支援策の利用計画の作成、関係機関との連絡調整等を実施することにより、自立・就労の円滑化を図る。</p> <p>3 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業(平成18年度～)</p> <p>小児慢性特定疾病児童に対して、特殊寝台など日常生活用具を給付する。</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	115,498	125,140	120,561	
扶助費	108,857	119,258	113,693	医療費及び日常生活用具
需用費	486	255	506	医療受給者証等
委託料	5,274	4,751	5,365	レポートデータ入力等
使用料及び賃借料	881	876	903	システムリース料及び会場費
その他			94	
人件費 B	22,267	14,485	13,533	
職員人工数	2.82	1.79	1.72	
職員人件費	21,951	14,316	13,533	
嘱託等人件費	316	169		
合計 C(A+B)	137,765	139,625	134,094	
C 国庫支出金	59,158	60,681	60,279	小児慢性特定疾病医療費負担金
県支出金				小児慢性特定疾病児童等
市債				自立支援事業費負担金
その他				小児慢性特定疾病対策国庫補助金
一般財源	78,607	78,944	73,815	(国1/2)

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	医療の給付実人数 (医療の給付に係る法定事業であり、適切な成果指標の設定は困難)					単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	328
					27年度	366	28年度
					379		

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	市報やホームページ等による広報に引き続き努めた。平成27年の法改正により、対象疾患が増加したこともあり、給付人数は増加傾向にある。
-----------------	--	---

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	小児慢性特定疾病医療費支給事業及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業については、法定事務である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	児童福祉法に基づき、市町村民税に応じた自己負担限度額を設定している。
-----------------	---	------------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業については、近隣中核市とも、本市同様、国と同じ基準で実施している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	医療費の給付請求データ登録作業、診療報酬支払事務、自立支援員設置業務については、すでに民間へ委託している。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 行政の責任において実施する必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	児童福祉法に基づき、慢性疾患で長期治療に係る高額な医療費の一部を助成することは子育て家庭の経済的、精神的な負担の軽減となっている。今後も児童等の健全な育成を図るため、事業の継続は必要である。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	子育て家庭の経済的な負担軽減を推進するためにも引き続き、適正な給付を行う。また、児童の自立を図る目的から、自立支援事業について一層の周知を図っていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	健康相談事業費	444K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和63年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	竹内 龍一		

①事業概要

事業実施趣旨	昭和63年の「公害健康被害補償法」の改正により、第一種指定地域(大気系)の解除に伴い、健康被害予防事業として地域における人口集団を対象として慢性閉塞性肺疾患(呼吸器疾患)の予防や同疾患からの回復を目的に実施している。一般成人対象は保健所健診事業に併設して実施している。
対象(誰を・何を)	乳幼児・一般成人
求める成果(どのような状態にしたいか)	地域住民を対象としてぜん息等に関する相談及び指導を行うことにより、当該疾患の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進に関する知識の普及及び意識の向上を図る。
事業概要	(乳幼児)3か月児から6歳児の保護者で子供の呼吸器疾患に不安を持つ保護者に対し、集団での医師の講話及び保健師・管理栄養士の個別面談を行う。 (一般成人)呼吸器疾患に不安のある相談者に対し、日常生活での疑問、不安に答える。また、必要により医療機関を紹介し受診を勧奨する。平成27年度からCOPD(慢性閉塞性肺疾患)予防のための相談事業を実施している。
実施内容	(乳幼児) 保健所で実施 6回シリーズ1回 計6回 平成26年度 87人 平成27年度 71人 平成28年度 79人 アレルギー除去食講習会 保健所及び6地域保健担当で実施 計38回 平成26年度 540人 平成27年度 811人 平成28年度 672人 スタッフ 医師・保健師・栄養士  (一般成人) 保健所及び所外で実施 毎週1回及び臨時 計58回 平成26年度 21人 平成27年度 207人(うちCOPD相談者140人) 平成28年度 224人(うちCOPD相談者97人) スタッフ 医師・保健師

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	3,201	2,890	3,035	
報償費	2,128	2,342	2,417	医師報酬等
需用費	450	479	516	材料費等
役員費		14	15	
使用料及び賃借料	69	55	55	
備品購入費	554		32	
人件費 B	3,426	3,466	4,784	
職員人工数	0.53	0.40	0.62	
職員人件費	3,426	3,186	4,784	
嘱託等人件費		280		
合計 C(A+B)	6,627	6,356	7,819	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	3,201	2,890	3,035	公害健康被害補償給付費等収入
一般財源	3,426	3,466	4,784	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	事業参加者数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)						単位	人		
目標・実績	目標値	800	達成年度	—年度	26年度	648	27年度	1,089	28年度	975

28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	毎年一定の事業参加者数を確保できている。慢性閉塞性肺疾患(呼吸器疾患)の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進に関する知識の普及及び意識の向上が図れているといえる。
-----------------	---	--

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地域住民を対象としてぜん息等呼吸器疾患に関する相談及び指導を行うことにより、当該疾患の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進に関する知識普及及び意識の向上を図るため必要である。また、呼吸器疾患への不安を解消し、また早期に発見、治療することで健康の回復、保持及び増進が図られ、更に当該疾患の予防に有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、慢性閉塞性肺疾患の予防や同疾患からの健康の回復を図るため、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害補償給付費等収入があり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害予防事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	健康相談は大気汚染による健康被害の予防の観点からも保健所、地域保健担当で実施すべきものである。保健所健診時に併設して実施している。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 行政主催の事業に市民が参加する。

⑧総合評価

総合評価	<b>維持</b> 本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律に規定する大気汚染による健康被害の予防の観点からも実施が必要である。 (乳幼児)ぜん息・アレルギー予防という観点に特化し、既存事業の継続が必要である。 (一般成人)過去のたばこ消費による長期的な影響と急速な高齢化により近年増加傾向にある、慢性閉塞性肺疾患の予防に関する事業を継続して実施することが必要である。
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	(乳幼児)ぜん息・アレルギー予防並びに子供の健やかな成長を支援するためにも、現行の事業を継続して実施する。 (一般成人)地域住民を対象とした慢性閉塞性肺疾患(呼吸器疾患)に関する相談及び指導、知識の普及に関する事業を実施する。 また、助成元である独立行政法人環境再生保全機構とも協議・相談を行い歳入の確保に努める。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	健康診査等事業費	445A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和63年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	竹内 龍一		

①事業概要

事業実施趣旨	昭和63年の「公害健康被害補償法」の改正により、第一種指定地域(大気系)の解除に伴い、健康被害予防事業として地域における人口集団を対象として慢性閉塞性肺疾患(呼吸器疾患)の予防を目的とし、アレルギー素因のある者に対して指導を行う。更に3歳児健診において環境省が定める健康調査票を用い、回答を求めデータを集積し環境省へ報告を行っている。																														
対象(誰を・何を)	1歳6か月児健診、3歳児健診の来所者																														
求める成果(どのような状態にしたいか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児を対象として問診等を行い、気管支ぜん息の発症の未然防止を図る。</li> <li>・環境省が自治体に委託して行う質問票による健康調査を行いそのデータを集積し環境省へ報告する。(環境省において実施自治体のデータを分析し公表)</li> </ul>																														
事業概要	(健康診査事業)地域保健担当において、1歳6か月児健診の来所者に問診を行い、アレルギー素因のある者に対して指導を行い、血液検査を勧奨する。 (環境保健サーベイランス事業)環境省が定める健康調査票を用い、中央・小田・立花地域保健担当において実施する3歳児健診の来所者に回答を求める。現状、健診時に行うため受診率及び調査票回収率は高くなっている。																														
実施内容	<p>(健康診査事業)</p> <p>地域保健担当で実施 12回(月1回) 計72回</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>受診者数</td> <td>3,735人</td> <td>3,526人</td> <td>3,633人</td> </tr> <tr> <td>素因者数</td> <td>2,969人</td> <td>811人</td> <td>776人</td> </tr> <tr> <td>スタッフ</td> <td>医師・保健師・栄養士</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(環境保健サーベイランス事業)</p> <p>中央・小田・立花地域保健担当で実施 月1回 計36回</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>対象者数</td> <td>1,841人</td> <td>1,870人</td> <td>1,800人</td> </tr> <tr> <td>回収数</td> <td>1,621人</td> <td>1,608人</td> <td>1,564人</td> </tr> </table>				平成26年度	平成27年度	平成28年度	受診者数	3,735人	3,526人	3,633人	素因者数	2,969人	811人	776人	スタッフ	医師・保健師・栄養士				平成26年度	平成27年度	平成28年度	対象者数	1,841人	1,870人	1,800人	回収数	1,621人	1,608人	1,564人
	平成26年度	平成27年度	平成28年度																												
受診者数	3,735人	3,526人	3,633人																												
素因者数	2,969人	811人	776人																												
スタッフ	医師・保健師・栄養士																														
	平成26年度	平成27年度	平成28年度																												
対象者数	1,841人	1,870人	1,800人																												
回収数	1,621人	1,608人	1,564人																												

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	4,606	4,530	5,458	
報償費	3,729	3,736	4,147	医師報酬等
旅費	62	62	62	会議出席に係る交通費等
需用費	790	721	1,231	消耗品等
使用料及び賃借料	25	11	18	複写機使用料等
人件費 B	372	877	704	
職員人工数	0.11	0.11	0.07	
職員人件費	372	877	517	
嘱託等人件費			187	
合計 C(A+B)	4,978	5,407	6,162	
C 国庫支出金	942	930	1,791	環境保健サーベイランス調査委託金(補助率10/10)
県支出金				
市債				
その他	3,664	3,600	3,667	公害健康被害補償給付費等収入
一般財源	372	877	704	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	アレルギー素因率及び環境保健サーベイランス事業健康調査票回収率(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)		単位	%
目標・実績	目標値	素因90.0% 回収90.0%	達成年度	—年度 26年度
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	素因79.5% 回収88.0%	27年度	素因23.0% 回収88.0%
			28年度	素因21.3% 回収86.9%
健康診査事業では、1歳6か月児の保護者への問診の結果、2割の者が何らかのアレルギー素因が認められた。ただし、この全てが呼吸器疾患(アレルギー疾患等)等を発症するものではない。環境保健サーベイランス事業では8割以上の回収率があり、環境省指定の方法でデータ入力を行い環境省に報告を行った。				

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査事業 1歳6か月児の保護者に問診を行い、気管支ぜん息等発症防止のための適切な指導を行うことにより、当該疾患の予防ができることから必要である。</li> <li>・環境保健サーベイランス事業 環境省が実施する環境保健サーベイランス・システム構築のための調査に協力することにより地域健康データの健康モニタリングを集積し、環境省において地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係を継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために協力することは必要である。</li> </ul>
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、慢性閉塞性肺疾患の予防や、環境省が同疾患と大気汚染との関連を研究することを目的として行うものであり、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき公害健康被害補償給付費等収入、環境保健サーベイランス事業には、環境サーベイランス調査委託金があり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害予防事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	健康診査等事業は大気汚染による健康被害の予防の観点からも地域保健担当で実施すべきものである。なお、環境保健サーベイランス調査事業は環境省からの受託事業である。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	行政主催の事業に市民が参加する。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	<p><b>維持</b></p> <p>本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律に規定する大気汚染による健康被害の予防の観点から、気管支ぜん息の発症予防を図るための事業であり、事業を継続して実施する。</p> <p>環境保健サーベイランス調査事業は、環境省からの受託事業であり、今後も環境省指導により事業を継続して実施する。</p>
------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	気管支ぜん息発症予防の観点から、幼児を対象として問診を行い、発症防止のための適切な指導を行うため、現行の事業を継続して実施する。 また、助成元である独立行政法人環境再生保全機構とも協議・相談を行い歳入の確保に努める。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	ぜん息児童水泳訓練事業費	4461	事業分類	ソフト事業
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	平成5年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	竹内 龍一		

①事業概要

事業実施趣旨	昭和63年の「公害健康被害補償法」の改正により、第一種指定地域(大気系)の解除に伴い、健康被害予防事業として地域における人口集団を対象として気管支ぜん息から回復を目的に実施する。																		
対象(誰を・何を)	市内の気管支ぜん息患児のうち、3歳から小学6年生を対象																		
求める成果(どのような状態にしたいか)	気管支ぜん息患児を対象として、当該疾患に関する療養上有効な水泳訓練を行うことにより、当該児童の健康の回復、保持及び増進を図ることを目的とする。																		
事業概要	市内の気管支ぜん息患児のうち、3歳から小学6年生を対象として当該疾病に関して療養上有効な水泳訓練を行い、当該児童の健康の回復、保持及び増進を図る。																		
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施時期 第1期(4月～7月) 第2期(8月～11月) 第3期(12月～3月)</li> <li>定員 未就学児 各期(20人 4クラス) 年間240人 就学児 各期(30人 3クラス) 年間270人 混合クラス各期(30人1クラス) 年間90人</li> <li>回数 各期 16回を基準 未就学児クラス 年間187回 延 3,740人 就学児クラス 年間140回 延 4,200人 混合クラス 年間47回 延 1,410人</li> <li>実施場所 市民健康開発センター・ハーティ21 屋内プール</li> <li>スタッフ 医師・看護師・水泳指導員・事務</li> <li>実績 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>延参加予定数</td> <td>8,850人</td> <td>9,300人</td> <td>9,350人</td> </tr> <tr> <td>延参加人数</td> <td>5,224人</td> <td>5,293人</td> <td>5,692人</td> </tr> <tr> <td>参加率</td> <td>59.0%</td> <td>56.9%</td> <td>60.9%</td> </tr> </table> </li> </ul>				平成26年度	平成27年度	平成28年度	延参加予定数	8,850人	9,300人	9,350人	延参加人数	5,224人	5,293人	5,692人	参加率	59.0%	56.9%	60.9%
	平成26年度	平成27年度	平成28年度																
延参加予定数	8,850人	9,300人	9,350人																
延参加人数	5,224人	5,293人	5,692人																
参加率	59.0%	56.9%	60.9%																

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	32,396	33,153	35,046	
需用費	220	189	173	ピークフローメーター等
役務費	847	952	1,314	主治医意見書料等
委託料	31,317	32,005	33,554	水泳訓練事業業務委託
使用料及び賃借料	12	7	5	複写機使用料等
人件費 B	3,663	2,240	3,329	
職員人工数	0.49	0.20	0.40	
職員人件費	3,663	1,586	3,142	
嘱託等人件費		654	187	
合計 C(A+B)	36,059	35,393	38,375	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	32,396	33,153	35,046	公害健康被害補償給付費等収入
一般財源	3,663	2,240	3,329	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	参加人数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)		単位	人
目標・実績	目標値	7,000	達成年度	毎年度
			26年度	5,224
			27年度	5,293
			28年度	5,692

28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	気管支ぜん息患児を対象とした事業であり、参加者からは好評を得ている。また、おおむね目標は達成している。
-----------------	---	---

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	気管支ぜん息患児の健康の回復・保持及び増進のために当該疾患に関する療養上有効な水泳訓練を行うことは対象者の健康に必要かつ有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害補償給付費等収入があり、受益者負担を求めることは適正でない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害予防事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	募集、参加決定は市で行い、水泳教室運営は(財)尼崎健康・医療事業財団(健康開発センターハーティ21)に委託しており、これ以上の委託の余地はないものである。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 行政主催の事業に市民が参加する。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律に規定する大気汚染による健康被害の予防の観点から、気管支ぜん息患児の健康の回復、保持及び増進のため、継続実施が必要と考える。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後とも継続実施をする。実施方法等については、今後も水泳教室運営委託先(財)尼崎健康・医療事業財団(健康開発センターハーティ21)と協議し、水泳教室の充実を図る。また、助成元である独立行政法人環境再生保全機構とも協議・相談を行い歳入の確保に努める。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	ねたきり者等歯科保健対策事業費	447K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	健康増進法 歯科口腔保健の推進に関する法律			
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)、高齢者保健福祉計画-介護保険事業計画(評価:有)			
事業開始年度	平成20年度			
施策	11 地域保健			
会計	01 一般会計			
款	20 衛生費			
項	05 保健衛生費			
目	25 予防衛生費			

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	在宅ねたきり者は専門的助言指導を受ける機会が得られにくく、口腔内状況を悪化させる傾向がある。在宅で療養中の要介護者に対し、歯科衛生士による訪問歯科保健指導を行うことにより、専門的口腔ケアの必要性を普及啓発し、口腔衛生向上と口腔機能の低下の防止に繋げる。
対象(誰を・何を)	在宅で療養中の要介護者のうち、歯科保健指導が必要な者
求める成果(どのような状態にしたいか)	要介護状態になった人が口腔機能の維持及び口腔の清潔を保つことで感染予防・誤えん性肺炎の予防を図る。
事業概要	①在宅で療養している要介護者を対象に3回を限度に歯科衛生士による訪問歯科保健指導を実施する。②歯科・歯科及び在宅介護にかかわる関係者によるネットワークを構築し、要介護者の口腔機能保持の重要性について普及啓発を行う。③歯科衛生士対象の研修会を開催し、訪問歯科保健指導に係る歯科衛生士の資質向上を図り事業を効果的に推進する。
実施内容	①歯科衛生士訪問実績 【平成28年度】8人(延べ17人)【平成27年度】5人(延べ16人)【平成26年度】9人(延べ18人) ②ねたきり者等歯科保健対策事業ネットワーク会議 【平成28年度】年1回実施【平成27年度】年1回実施【平成26年度】年1回実施 出席者：尼崎市歯科医師会、尼崎市医師会、尼崎口腔衛生センター、介護支援専門員協会、訪問看護ステーション連絡協議会、基幹病院等口腔外科の各代表メンバー ③研修会 【平成28年度】年1回実施(3月) テーマ：介護予防「オーラルフレイル予防について」 【平成27年度】年1回実施(3月) テーマ：在宅療養者の口腔ケアを考える

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	98	101	0	
報償費	83	87		訪問歯科衛生士・研修会講師
需用費	15	14		指導用消耗品(医療用ケロラフ・消毒液・口腔ケア用品等)
人件費 B	3,408	2,080	0	
職員人工数	0.43	0.26		
職員人件費	3,408	2,080		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	3,506	2,181	0	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金	33	24		健康増進事業費補助金
市債				
その他				
一般財源	3,473	2,157		

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	歯科衛生士訪問実施実人数 (成果指標の設定は困難なため、活動指標を設定)					単位	人			
目標・実績	目標値	16	達成年度	27年度	26年度	9	27年度	5	28年度	8
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った 申請の実人数は昨年増加したが目標達成に至らなかった。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	通院困難になった在宅療養者は口腔の機能低下と清掃不足を招きやすくなることから、栄養摂取の低下及び誤嚥性肺炎を起こしやすくなるが市民にはその情報が十分周知されていると言えない。また介護及び医療保険制度による歯科医師の往診も可能であるが、それも十分に活用されているとはいえない。これらの課題を解決するため、歯科・歯科・介護のネットワーク会議を開催しながらこの事業を進めており、在宅療養者の口腔ケア及び口腔機能低下が放置されない体制づくりとして必要な事業である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	申請時に必要な主治医の情報提供書は各自の負担となるが、市が実施する3回の歯科衛生士訪問を無料としているのは、できるだけ多くの人が本事業を利用することによって専門的口腔ケアの必要性を普及啓発するためのものである。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	●国の健康増進事業補助基準 対象者：40～64歳の人 ●他都市の状況 65歳以上の在宅ねたきり者で口腔衛生指導が必要な人に対し、歯科医師会への委託により、各医院の歯科衛生士が訪問指導を行うという市もあれば、通院困難な要介護者の往診に必要な機器の整備、所要経費の一部を実施主体である歯科医師会へ補助金として交付するという形で実施している市もある。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	歯科衛生士訪問は将来的に尼崎市歯科医師会、口腔衛生センターへ一部委託する余地は有るが、現段階では、高齢介護課等と連携をとって対象者に広く普及啓発するために直営での実施が必要である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 口腔ケアと誤嚥性肺炎・全身状態の悪化は関連性が大きく、その啓発は行政が行うべきである。

⑧総合評価

総合評価	休廃止	この事業の広報を通じて口腔ケアの大切さを啓発し、係わった事例から口腔ケアを行ったことで全身状態が改善された事例なども多職種で共有するなど一定の事業成果が確認できた。今後、市全体が医療介護総合確保推進法に基づき、地域包括ケアシステムの歯科・歯科連携、介護・医療の連携が推進されていく中で在宅療養者(要介護者)に対する口腔ケアの支援も含まれると考え事業廃止とする。
------	-----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成29年度4月から介護保険法が改正され、本市においても介護予防・日常生活支援総合事業が実施され、健やかな高齢期を過ごせるための介護予防の推進が求められている。今後は口腔機能低下による低栄養を予防し、高齢者が地域で健康に暮らしていくために、より早い段階から食支援の一環として事業転換を図る。
--------	---

# 平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	歯周疾患検診事業費	448A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	健康増進法、歯科口腔保健法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成13年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

## ①事業概要

事業実施趣旨	健康増進法に基づき、歯周疾患の早期発見と予防を図ることで口腔機能の向上に繋がることを目的として節目健診を行い、定期的な健診の必要性を啓発する。
対象(誰を・何を)	40歳・50歳・60歳・70歳の市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	本事業をきっかけに、かかりつけ歯科医を持ち、定期健診及び予防処置を受ける習慣を定着させる。その結果、歯周疾患による歯の喪失を防ぐとともに、生涯自分の歯で食事ができる人が増加する。
事業概要	市内指定歯科医療機関及び尼崎口腔衛生センターにおいて、歯周疾患に係る問診、口腔内診査、結果説明及び歯科保健指導を実施している。
実施内容	<p>〈平成28年度実施状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●歯周疾患検診受診者: 合計 1,604人(40歳 494人、50歳 362人、60歳 334人、70歳 414人)</li> <li>受診率: 7.0%</li> <li>●歯周疾患検診受診券に他の歯科保健事業案内と歯周病予防パンフレットを同封し全身疾患と歯周病の関係などを啓発した。(22,873通)</li> </ul> <p>〈平成27年度実施状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●歯周疾患検診受診者: 合計1,766人(40歳 476人、50歳 386人、60歳 372人、70歳 532人)</li> <li>受診率: 7.1%</li> <li>●ポスター作製による啓発「若いうちから始める歯周病予防」(1,600枚)</li> <li>歯と口の健康週間(6月)に合わせ市内掲示版及び公民館など若い世代が利用する公共施設に掲示した。</li> </ul> <p>〈平成26年度実施状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●歯周疾患検診受診者: 合計 91人(40歳 27人、50歳 17人、60歳 18人、70歳 29人)</li> <li>受診率: 7.1%</li> </ul> <p>※ 平成26年度は対象者の生年月日の捉え方をがん検診の無料クーポンに合わせるための移行期となったため対象者が少なくなっている。</p>

## ②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	6,711	6,104	6,616	
需用費	508	385	477	検診用帳票等消耗品
委託料	6,203	5,648	6,105	検診委託先: 尼崎市歯科医師及び尼崎口腔衛生センター
旅費	71	71	34	旅費: 全国歯科保健推進研修会出席のため
人件費 B	2,202	2,622	1,974	
職員人工数	0.26	0.31	0.21	
職員人件費	2,061	2,480	1,670	
嘱託等人件費	141	142	304	
合計 C(A+B)	8,913	8,726	8,590	
C 国庫支出金				
県支出金	3,719	3,647	4,411	
市債				
その他				
一般財源	5,194	5,079	4,179	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	60歳で24本以上自分の歯を有する人の割合(80歳で20本の歯を保つための中間評価として60歳で24本の歯があることが目標)							単位	%	
目標・実績	目標値	85.0	達成年度	29年度	26年度	88.5	27年度	81.5	28年度	81.8

28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	平成27年度に比べ0.3ポイント増加している。
-----------------	---	-------------------------

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	歯周疾患で歯を喪失しないためには、早期に発見し適切な予防処置を受けることが必要である。自覚症状のない人にも歯科受診の機会を作ることで、歯周疾患予防の必要性を知り定期受診が増えることは、歯周疾患で歯を失う人を減少させることに有効である。
---------	---

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	国の健康増進事業補助金の実施要領には歯周疾患検診の自己負担は1,500円としているが、本市の場合は尼崎市歯科医師会の協力により委託料を上げずに自己負担金なしで実施している。
-----------------	--	--

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国の健康増進事業補助基準に従って実施している。</li> <li>●他都市の状況としては、40・50・60・70歳の対象者に、自己負担金500円(70歳、被保護世帯、非課税世帯は無料)で実施している市もあれば、同じ対象者に自己負担金1,300円(被保護世帯、非課税世帯は無料)で実施している市もある。</li> </ul>
---------------	---

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	既に、尼崎市歯科医師会及び尼崎口腔衛生センターへ委託している。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	これを機に市民一人一人の責任で歯周疾患予防に取り組むよう支援する啓発事業であり協働にはなじまない。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

## ⑧総合評価

総合評価	維持	若い層をターゲットに早期の歯周病予防の啓発に努めており、平成28年度は40歳の受診率が0.7%増加した。平成28年度歯周疾患検診の結果から見ると、「進行した歯周病」と診断された市民は30歳(8.4%)、40歳(16.9%)、50歳(34.8%)と年齢が上がるごとに増加しており、今後も、若い層を中心に早期から、歯周疾患検診の受診を勧奨していく。
------	----	--

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	歯周病は重症化するだけでなく、生活習慣病などの全身疾患とかがわっている。歯周病の治療を行うことで糖尿病の症状が改善したり、歯周病が心筋梗塞や狭心症の原因となる動脈硬化を引き起こすなど全身疾患との関係が報告されている。歯周疾患検診事業の受診率を上げ、早期発見につなげるためにも、平成29年度は若い層向けのポスターを作成し、歯周疾患検診受診の勧奨とともに、歯周病予防のための定期的な受診の必要性を普及啓発していく。
--------	---

# 平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	たばこ対策推進事業	44BB	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	平成28年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	事業推進担当
所属長名	吉田 雅明		

## ①事業概要

事業実施趣旨	たばこは、喫煙により多くの健康影響が指摘されているとともに喫煙者以外の者にも受動喫煙による健康被害を与える。また、路上喫煙や歩きたばこが他人への火傷や吸い殻のポイ捨てなどといった社会問題を引き起こすことから、これらの課題に対して総合的な取り組みを進め解決していく。
対象(誰を・何を)	市民及び事業者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	たばこ対策の取組を推進することで、市民が健康で安全かつ安心に生活を営むことができる快適な環境を実現する。
事業概要	喫煙者に対する禁煙支援や受動喫煙による健康影響を防ぐ。また、路上喫煙及び歩きたばこの禁止など喫煙に関するマナーの向上や吸い殻、受動喫煙のないまちづくりに向けて啓発等に取り組む。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>「尼崎市たばこ対策活動基本方針」の公表 5月31日の世界禁煙デーに合わせて、平成28年5月28日の尼崎禁煙市民フォーラムで市長より基本方針に基づいた「尼崎たばこ対策宣言」を行った。</li> <li>小学校周辺道路での歩きたばこ抑制の啓発 小学校周辺道路での「歩きたばこ抑制」を啓発する横断幕を市内41校の小学校へ配布し提示。</li> <li>啓発たすきの配布 小学校周辺道路でPTAや地域見守り隊に啓発たすきによる、児童登校時の歩きたばこの抑制を図った。平成28年度実績としては15の小学校及び事業者が協力。</li> <li>喫煙スポットの調整 喫煙スポットなど指定喫煙所を市内のたばこ小売店舗等に協力依頼し、歩きたばこ抑制の環境整備を図った。平成28年度の協力店舗としては71店舗が協力。</li> <li>啓発ティッシュの配布や地域のコミュニティ連絡板に啓発ポスターを掲示した。</li> </ul>

## ②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	0	999	1,432	
旅費		83		研修旅費
需用費		916	1,050	消耗品費(啓発物)、印刷製本費
工事請負費			382	標柱の設置工事費
人件費 B	0	2,479	12,170	
職員人工数		0.31	1.53	
職員人件費		2,479	12,170	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	3,478	13,602	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	0	3,478	13,602	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	尼崎市の喫煙に関するマナーについてどう思うかの市民の割合(「良い」、「普通」と回答した人の割合を合算した数値)						単位	%		
目標・実績	目標値	50%以上	達成年度	30年度	26年度	—	27年度	—	28年度	43.1%
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った		平成28年度については市民・事業者等に対して市報での啓発やポスター掲示、小学校周辺道路での取組を展開したが、目標値の達成には至らなかった。次年度以降については条例等の一定のルール化も含めて取組を検討していく。							

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	たばこのポイ捨てや路上喫煙、歩きたばこなどの意見がまちづくり提案箱によせられており、市民からなんらかの対策を行って欲しいという意見も多い。「たばこ対策活動基本方針」を策定し、それでもたばこを吸う人に関してはマナーを守って喫煙するという意識を市民に理解してもらわなければならない。
---------	---

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市民等の利便性向上等に関わるものではないため、受益者負担の考え方は馴染まない。
-----------------	--	---

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	・阪神間近隣市での駅前の喫煙所設置状況 神戸市(路上喫煙禁止に関する条例あり) 芦屋市(路上喫煙禁止に関する条例あり) 西宮市(路上喫煙禁止に関する条例あり) 伊丹市(路上喫煙禁止に関する条例あり) 宝塚市(路上喫煙禁止に関する条例あり) 三田市(路上喫煙禁止に関する条例あり) 川西市(路上喫煙・ポイ捨ての防止に関する要綱あり)
---------------	---

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	行政、市民、事業者で協働の取組を推進するために行政が主体となる必要があるため、現時点では委託等の余地はないが、啓発や対策についてはNPO法人などに委託していくことを検討していく。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	現時点では行政が主体となり仕組み作りを行うが、将来的には市民がお互いを注意できるような制度を作り上げていく必要がある。

## ⑧総合評価

総合評価	<p style="font-size: 2em; text-align: center;">拡充</p> 平成28年度については、「たばこ対策宣言」を行い庁内横断的な取組を行った。関係部署がそれぞれの視点でたばこ対策に取り組む機運も高まった。また、市内の全小学校に歩きたばこ抑制の横断幕を掲示する等、市内で喫煙マナー向上にかかる雰囲気醸成している。市民及び市職員の中でたばこについての意識が高まってきている中で、喫煙所の設置など分煙環境の整備を推進するとともに市民の意識に働きかける取組をさらに展開していく必要がある。
------	--

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	これまで行政からの一方的な啓発しか行ってこなかったが、これでは市民の意識に定着しにくい。定着しやすいような仕組みづくりを検討する。また、喫煙マナー向上等の取組で市民意識の醸成を図ってきた中で一定のルール化(条例等)について検討する。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	乳幼児健康診査等事業費	4515
根拠法令	母子保健法 第9条 第10条 第12条 第13条	
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(詳細:有)、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(詳細:有)	
事業開始年度	昭和23年度	
施策	11 地域保健	

事業分類	法定事業(裁量含む)
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	保健センター、健康増進課
所属長名	石井 智鶴、森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	母性及び乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、乳幼児健康診査や妊婦歯科健診を実施している。										
対象(誰を・何を)	市内に居住する乳幼児とその保護者、妊婦										
求める成果(どのような状態にしたいか)	妊娠期に進みやすい口腔疾患を早期に予防し、妊婦自身の口腔機能の維持を図るほか、歯周疾患に誘発される早産及び低体重児出産を防ぎ胎児の健全な発育を図る。また、乳幼児期の身体発育、運動発達、精神発達上重要な時期に健康診査を実施し、その結果に基づき適切な指導及び支援を行い、乳幼児の健全な育成を図る。										
事業概要	3か月児健康診査、9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳幼児育児相談、未受診児健診、妊婦歯科健診を実施し、その結果に基づき適切な指導を行う。										
実施内容	【法定外】3か月児・9～10か月児健康診査は問診、計測、診察、集団・個別指導を実施。9～10か月児健康診査は乳幼児育児相談を併設して実施。妊婦歯科健診は問診、集団指導、歯科健診を実施。										
	【法定】1歳6か月児健康診査は上記乳幼児健診の内容に歯科健診を追加、3歳児健康診査は歯科健診、視聴覚健診、尿検査を追加して実施。										
	【実績】										
		平成26年度	平成27年度	平成28年度							
		回数(回)	受診数(人)	受診率(%)	回数(回)	受診数(人)	受診率(%)	回数(回)	受診数(人)	受診率(%)	
	1	3か月児健康診査	114	3,738	95.5	96	3,848	97.2	96	3,586	95.8
	2	9～10か月児健康診査	102	3,761	93.9	102	3,615	93.6	102	3,614	93.3
	3	1歳6か月児健康診査	72	3,671	94.4	72	3,540	93.8	72	3,642	94.6
4	3歳児健康診査	72	3,612	92.2	72	3,509	92.6	72	3,485	94.4	
5	乳幼児育児相談	-	877	-	-	896	-	-	919	-	
6	未受診児健診	2	61	-	2	51	-	2	64	-	
7	妊婦歯科健診	18	456	10.2	18	377	9.3	18	403	10.0	
※1～5の健康診査には未受診児健診の受診者を含めて計上している。											

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	30,582	31,288	32,025	
報償費	23,545	23,737	24,353	
委託料	6,336	6,848	6,955	歯科医師会等委託料
需用費	701	703	717	浄書・薬資材等
人件費 B	69,888	69,547	126,624	
職員人工数	7.53	7.47	14.81	
職員人件費	59,426	59,025	116,322	
嘱託等人件費	10,462	10,522	10,302	臨時的任用職員賃金を含む
合計 C(A+B)	100,470	100,835	158,649	
C 国庫支出金				「妊婦歯科健診」は「国民健康保険調整交付金特別調整交付金」の対象事業
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	100,470	100,835	158,649	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	3か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査の受診率(※実績は3か月児健康診査の受診率、その他の受診率については「実績内容」の項参照)							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	26年度	95.5	27年度	97.2	28年度	95.8
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
未受診者への再通知、電話、訪問等により受診率はおおむね目標を達成している。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	乳幼児健康診査:乳幼児期の心身の発達は著しく個人差も大きいので、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行い、子どもの健やかな成長・発達を促進する必要がある。また、少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化等より子どもとの関わりや育児体験の少ない保護者の育児不安の軽減に寄与している。 妊婦歯科健診:妊娠中はむし歯や歯周病が進みやすく、特に歯周病は早産及び低体重児出産を誘発する要因の一つとなるため、歯科健診により早期に治療を促すことは、妊婦自身のみならず胎児の健全な育成にもつながる。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 母子保健法第21条で、1歳6か月児及び3歳児健康診査に要する費用は、当該市町村の支弁とすることが定められている。
--------------	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他市の全てが、3か月児、9～10か月児健、1歳6か月児及び3歳児健康診査を実施している。3か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査は全ての市が直営で実施しており、9～10か月児健康診査については6市のうち3市が直営で実施している。 兵庫県の平成27年度の平均受診率は、3か月児健康診査97.0%、1歳6か月児96.5%、3歳児健康診査95.9%であった。 平成28年度近畿地区府県・政令市歯科保健主管課長会議での情報によると、妊婦を対象とした歯科健康診査を実施している自治体は14自治体中12市であった。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像
内容	専門性が必要であり、協働にはなじまないため、市が実施する事業である。

⑧総合評価

総合評価	維持	発達段階の節目で健康診査を実施し、結果に基づいた適切な指導及び支援を行うことで、子どもの成長・発達を促している。また、同時に保護者の育児不安等を早期に発見し、対応できる機会でもあり、児童虐待の予防にもつながっている。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	乳幼児健康診査は平成30年1月から保健・福祉業務の再編に伴い6地域保健担当での実施から南北2箇所の保健福祉センターでの実施となるが、引き続き妊婦歯科健診及び乳幼児健康診査の受診者の増加に向けて受診勧奨していくとともに、受診勧奨後も未受診の乳幼児については状況確認を行い、状況に応じたきめ細かな指導及び支援を行うことで子どもの健やかな成長・発達を促進する。
--------	---

# 平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	幼児精密健康診査事業費	4518	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	母子保健法第12条、厚生省児童家庭局長通知		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	平成5年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	保健センター
所属長名	石井 智鶴		

## ①事業概要

事業実施趣旨	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育に繋げる。																																		
対象(誰を・何を)	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、精密健康診査が必要とされた幼児。																																		
求める成果(どのような状態にしたいか)	疾病・障害等を、早期治療・早期療育に繋げることで、子どもの健やかな成長、発達を促す。																																		
事業概要	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、精密検査が必要となった幼児を速やかに委託医療機関で受診させることにより、疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育に繋げる。																																		
実施内容	<p>対象者：1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で医師の判定が要精密検査となった幼児                  方法：精密健康診査受診票を交付                  実施場所：市内委託医療機関                  利用者負担額：自己負担額無し</p> <p>1歳6か月児健康診査及び3歳児精密健康診査受診票発行数及び医療機関からの受診結果報告</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成26年度</th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> </tr> <tr> <th>発行数</th> <th>受診結果報告数</th> <th>発行数</th> <th>受診結果報告数</th> <th>発行数</th> <th>受診結果報告数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1歳6か月児</td> <td>44</td> <td>30</td> <td>54</td> <td>43</td> <td>59</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>419</td> <td>310</td> <td>473</td> <td>383</td> <td>527</td> <td>426</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>463</td> <td>340</td> <td>527</td> <td>426</td> <td>586</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度		平成27年度		平成28年度		発行数	受診結果報告数	発行数	受診結果報告数	発行数	受診結果報告数	1歳6か月児	44	30	54	43	59	54	3歳児	419	310	473	383	527	426	計	463	340	527	426	586	480
	平成26年度		平成27年度		平成28年度																														
	発行数	受診結果報告数	発行数	受診結果報告数	発行数	受診結果報告数																													
1歳6か月児	44	30	54	43	59	54																													
3歳児	419	310	473	383	527	426																													
計	463	340	527	426	586	480																													

## ②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,008	1,090	1,069	
需用費	79	80	85	健康診査受診票・報告書等
委託料	929	1,010	984	尼崎市医師会委託料
人件費 B	396	640	3,231	
職員人工数	0.05	0.08	0.44	
職員人件費	396	640	3,231	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,404	1,730	4,300	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,404	1,730	4,300	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	精密健康診査受診票発行数に対する健診結果の確認できた割合							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	26年度	73.4	27年度	80.8	28年度	81.9
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	受診結果が送付されていない場合、受診勧奨を兼ねて状況調査を実施した。当事業は利用しなかったが、市外医療機関受診や乳児医療を使用したケースもみられた。平成28年1月より受診票の有効期限を緩和したことにより、児や家庭の事情等で早期受診に至らなかった者も、本事業を利用し受診できるようになっている。									

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	1歳6か月児及び3歳児健康診査は法定事務であり、健康診査の結果で疾病・障害等の疑いがある幼児が医療機関を受診することにより早期治療・早期療育に繋がり、健やかな成長、発達を促すことができる。
---------	--

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	母子保健法第21条で市の支弁とすることが定められており、市民に負担を求めることはできない。
-----------------	--	---

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	既に尼崎市医師会に委託している。																	
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																		
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">現状/将来像</th> <th colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> </table>	現状/将来像	市民の領域 ↔ 行政の領域					A	B	C	D	E						●	健康診査の結果に基づき対象者へ精密健康診査受診票を交付し、受診を促す事業であるため、市が実施すべきである。
現状/将来像	市民の領域 ↔ 行政の領域																		
	A	B	C	D	E														
					●														

## ⑧総合評価

総合評価	<b>維持</b>	対象児の健やかな成長・発達を促すため疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育に繋げる必要があるため、現在の事業の継続は必要である。
------	-----------	--

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	本事業は母子保健法上の制度であり、子どもの健やかな成長、発達の促進を目的として、精密健康診査を無料で実施している。引き続き、対象者・保護者に医療機関での精密健康診査の必要性について十分説明し、早期の精密検査の受診を勧め、全数の精密検査受診に努める。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	母子保健相談指導事業費	4521
根拠法令	母子保健法、母体保護法	
個別計画	尼崎市地域保健医療計画等	
事業開始年度	平成11年度	
施策	11 地域保健	

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	10代の出産や人工妊娠中絶率が県下より高い傾向にあり、思春期での正しい性の認知割合が低下している。加えて、親になる意識の醸成が十分でない傾向にあり、家庭内での養育力の低下、子育ての孤立化等が虐待の要因となることが懸念されその予防対策が求められている。よって、健康教育や健康相談及び健診等を通じて母性の保護や子どもの健全な育成を目指す。
対象(誰を・何を)	市民(女性・母と子・思春期の生徒)
求める成果(どのような状態にしたいか)	女性が自分のライフステージに応じた健康管理ができるように、健康教育や健康相談を通じて、母性の保護及び健康の保持増進に寄与する。また、子どもが健やかに生まれ育つために地域や家庭での子育て基盤の確立を総合的に支援していく。
事業概要	思春期から更年期までの女性(一部男性も含む)を対象とした健康教育、健康相談を実施することで、自身(母と子)の健康管理ができることを目指す。また、子どもの成長発達を促進するとともに、子育て中の親を支援するための健康教室、健康相談を実施する。

区分	事業名	事業内容	26年度		27年度		28年度	
			回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
女性の健康	赤ちゃんふれあい体験	中学生対象の視聴覚教材を用いた体験型健康教育	3	99	12	425	14	611
	思春期性教育	思春期の子どもとその親や学校関係者を対象とした健康教育	28	1,260	20	727	15	633
	その他		0	0	0	0	0	0
子どもの健康づくり事業	ママとパパのマタニティセミナー	妊娠・出産・育児についての健康教育	68	800	70	996	70	997
	マタニティッキング		24	295	30	387	30	284
	専門相談	乳幼児健診等から把握した発達の問題について、専門医等による相談と集団療育	74	445	87	391	88	412
	療育教室	教室及び親支援のための講座	32	387	32	728	32	599
	家庭療育講座		13	111	13	129	13	118
	ふたごの育児教室	多胎児を持つ親子の教室	4	75	5	67	5	80
	健康キッズクラブ	幼児の肥満予防教室	14	292	11	161	11	144
	プレママ家庭訪問事業	保健師による妊産婦・乳児の家庭訪問	3,273	件	3,147	件	3,106	件
	子育て支援講座	親と子をつなぐグループワーク	135	1,280	136	1,246	136	1,147
	専門研修	虐待防止の理解と対応のために関係機関との研修	3	80	3	90	3	84
子どもの発達連携事業	就学前にかかる子どもの発達支援について関係機関との研修			6	315	2	67	
歯科衛生講習会	妊婦・乳幼児を対象とした、歯科保健指導を実施	237	9,987	197	9,487	175	9,184	
子ども歯ツビーフェア	歯科医師による講話・歯型模型作成・歯みがき指導等	1	38	1	29	1	35	

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	6,698	6,847	6,770	
報償費	5,814	6,050	6,015	各種相談・教室の講師謝礼
旅費	33			講師旅費
需用費	731	764	709	書籍、印刷、材料費等
委託料	97	25	26	歯科医師会への執務委託
使用料及び賃借料	23	8	20	会場使用料
人件費 B	74,360	69,797	126,333	
職員人工数	9.43	8.48	14.93	
職員人件費	74,360	66,949	117,719	
嘱託等人件費		2,848	8,614	
合計 C(A+B)	81,058	76,644	133,103	
C 国庫支出金	274	274	274	母子保健衛生費等国庫補助金(定額)
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	80,784	76,370	132,829	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	子育てに自信が持てない人の割合	単位	—								
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	—	27年度	—	28年度	—
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
平成29年1~2月に実施した「尼崎市健康づくりアンケート調査」では、「子育てに自信が持てない母親」が40.7%と前回の31%より高くなっている。											

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	母子保健法に基づき、母性並びに乳幼児の健康保持・増進を図るため、本事業では知識の普及を始め、個別的又は集团的に必要な指導及び助言する各種事業を実施している。近年、妊娠期、思春期と早期からの関わりが重要視されている。また、核家族化、価値観の多様化等から個別の相談対応が求められている。各種相談事業をとおして、医療機関や療育機関、教育機関等と連携し、妊娠前から切れ目ない子育て支援を行うことで子育て不安の軽減や孤立防止及び健やかな子どもの発育・成長支援につながっている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直し必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	各種相談事業は、母子保健法及び国民運動計画「健やか親子21」の推進に基づき、自治体として事業を展開しているもので、子育て家庭の不安や負担感の軽減や健やかな子どもの育ち支援に、受益者負担を求めることは適正ではない。
----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	母子保健の国民運動計画「健やか親子21」の推進に基づき、国の示す評価指標を基準に目標設定し各自治体で事業を展開している。「健やか親子21」最終報告(平成25年)と本市の「尼崎市健康づくりアンケート」(平成24年)を比較すると、「妊娠・出産についての満足度」について、国は93.5%(H25年)、本市は75.1%、「子育てに自信が持てない母親の割合」について、国は23%(H22年)、本市は平成25年31.0%・平成29年40.1%と本市の方が国の評価値より低い傾向にある。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	子育てに関する各種教室・相談については、対象者の抱える問題やニーズが幅広いため、多様な対応が必要であり、NPOや民間事業所でも様々な取組みが行われている。本事業は母子の健康の保持増進を総合的に支援することを軸として、様々な内容を連動させて取り組んでおり、その内容の一部を民間と連携して実施することは可能である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 行政及び各種団体が様々な取組を行っており、その一部は連携して実施している。今後もより効果的な対応を図っていくための連携を行っていく。

⑧総合評価

総合評価	維持	「尼崎市健康づくりアンケート調査」において、「子育てに自信が持てない母親」が5年前に比べ9.7%増加した一方、困った時に身近な人(配偶者・親・友人)に相談する人は合計で14.1%減少し、インターネットを利用する人の割合が10.1%増加している。インターネットは容易に情報集ができる一方、個人差の大きい子育てに対する確かな返答は得られにくい。そのため、5年前の育児に比べ、身近な人に話すことで共感を得たり、ストレスを発散する機会が減り、育児不安が解消されにくい環境になっていると思われる。このような背景を踏まえ、育児不安が強まる出産前後に電話相談を実施し、身近な相談者として切れ目なく寄り添う取り組みを検討する。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成29年度に実施する出産前後の電話相談やこれまでの事業の取組を踏まえ、南北2所化の保健福祉センターを拠点とし、妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センター(母子保健型)の機能構築を図る。(平成30年度設置を目指す)
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	妊婦健診事業費	4522	事業分類	ソフト事業
根拠法令	母子保健法、子ども子育て支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)、尼崎市次世代育成支援対策推進計画(評価:有)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成18年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	妊婦に妊婦健診の確実な受診を促し、その内容に応じた適切なフォローをすることで、異常妊娠・異常分娩を予防する。
対象(誰を・何を)	健診日において住民票が市内にある妊婦、その他市長が認めた妊婦
求める成果(どのような状態にしたいか)	妊婦健診の確実な受診機会を確保し、母体及び胎児の健康管理に必要な支援を早期に行うことで、妊婦がより健康的な妊娠継続及び出産を迎えることができる。
事業概要	産科・婦人科を標ぼうする医療機関や助産所で実施される妊婦健診にかかる費用のうち、市が認める健診内容に対して費用を助成する。さらに、受診結果報告書を医療機関からの連絡票として兼ねることで、ハイリスク妊婦を把握して、必要な支援を行う。
実施内容	本市の実情を踏まえた検査項目を必要な時期に受診できるよう前期及び後期健診、基本健診の計14回を公費負担として実施する(1人あたり上限額85,200円)。 <助成方法> 1 受診券交付による現物給付(委託医療機関を受診した場合) 2 償還払い(委託医療機関以外及び助産所受診の場合等) <内容> 1 前期健診@23,788円×1回 診察・尿検査・血液検査(血液型・不規則抗体・貧血・血糖・梅毒・B型肝炎・C型肝炎・HIV・風疹抗体・トキソプラズマ抗体・HTVL-1抗体)・子宮頸部細胞診・クラミジアトラコマチス核酸同定検査 2 後期健診@10,495円×1回 診察・尿検査・超音波・血液検査(貧血)・細菌培養同定検査 3 基本(S)健診@8,797円×1回 診察(超音波含む)・尿検査・血液検査(貧血・血糖) 4 基本(A)健診@5,400円×3回 診察(超音波含む)・尿検査 5 基本(B)健診@3,240円×8回 診察・尿検査 <実績> 平成26年度 受診券による受診者延べ件数39,537件、償還払い延べ件数10,184件、計49,721件 平成27年度 受診券による受診者延べ件数39,536件、償還払い延べ件数9,954件、計49,490件 平成28年度 受診券による受診者延べ件数38,987件、償還払い延べ件数7,971件、計46,958件

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	314,828	301,053	310,379	
需用費	1,153	1,139	1,382	健診受診券兼結果報告書等
委託料	260,597	257,311	259,405	委託医療機関への健診費用
負担金補助及び交付金	53,078	42,603	49,592	上記以外の医療機関で受診した場合の健診費用
人件費 B	26,304	26,530	13,212	
職員人工数	2.64	2.52	0.82	
職員人件費	20,351	19,546	6,493	健康増進課アルバイト(6,647)
嘱託等人件費	5,953	6,984	6,719	保健センター嘱託分(3,377)
合計 C(A+B)	341,132	327,583	323,591	
C 国庫支出金				妊婦健診事業費に充当(補助率1/2・ただし、6回以上)
県支出金				受診したものが対象)
市債				平成25年度から地方財政措置により廃止
その他				
一般財源	341,132	327,583	323,591	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	妊娠11週以内の妊娠届出率						単位	%		
目標・実績	目標値	100	達成年度	29年度	26年度	94.6	27年度	94.9	28年度	95.5
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 妊娠11週以内の妊娠届出率が増加し、早期からの妊婦支援につながることができている。(平成27年度94.9%→平成28年度95.5%)									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	母子保健法第13条より「市町村は、必要に応じ、妊産婦に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。」ことから、本市でも妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付する際、妊婦健診診査費一部助成事業について説明し、受診勧奨を行っている。また、同第17条の「第13条の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者に保健師等による妊産婦を訪問させて、必要な指導を行う。」に基づき、本市では、健診費用を公費助成するとともに、医療機関から妊婦健診の結果報告を受け、保健指導を要する妊婦に地域保健担当の保健師が保健指導を実施している。今後も継続して安心・安全に出産できるための体制づくりを進めていく必要がある。また、「子ども・子育て支援法」の市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	原則、保険外診療である妊婦健康診査費用は高額であるため、公費負担により一部助成することで確実な受診を図る。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市の公費負担回数は、全て14回。 平成28年度の公費負担額は西宮市82,000円、芦屋市70,000円、伊丹市98,000円、塚本86,000円、川西市80,000円、三田市85,000円、猪名川町112,000円であり、概ね同水準である。兵庫県内は金券方式としてかかる費用について公費負担範囲内で助成している市町があるが、本市では医師会と協力し受診券方式とすることで、国が示す望ましい基準を妊婦の自己負担なしで受けることができている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	妊婦健診は市医師会と市外の協力医療機関に委託して実施している。	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容	母子保健法第13条に基づいて実施。ただし、より効果的に実施するために医師会等関連機関との連携は重要である。

⑧総合評価

総合評価	維持	これまでの拡充によって、国が示す標準的な検査項目を助成できている。また妊婦健診受診券を交付する妊娠届出の時期が妊娠11週以内(95.5%)と、年々早まっており、妊娠初期からの母子の健康管理につながっている。また、病院より提出される健診結果を基にハイリスク妊婦の把握、支援へと結び付けており、今後も継続して実施する必要がある。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	これまでの事業周知や拡充によって妊娠11週以内の妊娠届出率は増加しており、今後も事業の周知や妊娠に関する相談窓口の周知を継続して実施していく。妊娠期から支援を行うために、健診結果によってハイリスク妊婦の把握も行っているが、今後は検査結果のデータ化も検討し、情報共有も含め医療機関等との連携を継続していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	特定不妊治療費助成事業費	4524
根拠法令	少子化社会対策基本法、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱	
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)	
事業開始年度	平成21年度(平成16~20年度は県事業)	
施策	11 地域保健	

事業分類	補助金・助成金
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	特定不妊治療に要する費用が高額であり、経済的負担が大きいため、十分な治療を受けることができないまま子どもを産むことを諦めざるを得ない夫婦も少なくないため、費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。
対象(誰を・何を)	①特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦 ②特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されている ③妻の年齢が43歳未満 ④夫婦合算の前年所得額が730万円未満である ①~④のすべてに当てはまる市民。
求める成果(どのような状態にしたいか)	経済的負担が重いことから特定不妊治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方が少なくないことから、治療に要する費用の一部助成を行うことで、経済的負担の軽減を図る。
事業概要	指定医療機関で受けた特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要した費用に対し、初回の治療は30万円まで、その後は1回の治療につき15万円まで(治療区分により7万5千円まで)助成する。申請回数は、治療開始時の妻の年齢が39歳までの方は通算6回、40歳以上43歳未満の方は、通算3回までとする。また、特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術「男性不妊治療」を行った場合、1回の治療につき15万円まで助成する。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定不妊治療費助成事業</li> <li>1 対象者からの申請による助成費用の給付実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>申請延べ件数 平成25年度671件 平成26年度692件 平成27年度674件 平成28年度578件</li> <li>申請案件数 平成25年度377件 平成26年度390件 平成27年度390件 平成28年度347件</li> <li>申請新規件数 平成25年度221件 平成26年度204件 平成27年度194件 平成28年度199件</li> <li>男性不妊治療申請件数(平成28年1月20日以降より対象) 平成27年度0件 平成28年度10件</li> </ul> </li> <li>2 指定医療機関の指定及び再審査</li> <li>市内指定医療機関なし</li> <li>3 事業の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページや、指定医療機関での事業案内の配布。</li> </ul> </li> <li>4 不妊治療に関する普及啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>不妊治療を行う夫婦のみならず、その家族や一般の方にも不妊治療に関する理解を深めるために、パンフレットを購入し、普及啓発活動を行う。</li> <li>不育症治療支援事業 申請延べ件数 平成28年度2件</li> </ul> </li> </ul>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	85,857	101,585	91,613	
需用費	123	124	113	書籍、啓発用パンフレット印刷等
扶助費	85,734	101,461	91,500	特定不妊治療費
人件費 B	3,804	3,642	3,590	
職員人工数	0.48	0.40	0.40	
職員人件費	3,804	3,200	3,182	
嘱託等人件費		442	408	
合計 C(A+B)	89,661	105,227	95,203	
C 国庫支出金	42,929	55,736	45,829	特定不妊治療助成事業費(補助率1/2)
県支出金				平成26年度:安心子ども基金
市債				平成27年度以降:母子保健衛生補助金(01)
その他				不育症治療支援事業(県補助1/2)
一般財源	46,732	49,491	49,374	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	申請延べ件数 (成果指標の設定が適当でないため、活動指標を設定)		単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	—
			26年度	692
			27年度	674
			28年度	578
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成28年度の制度改正により、助成対象年齢、通算回数が変更になったため、申請延べ件数は96件減少している。平成28年1月より実施した男性不妊は10件、平成28年6月より実施した不育症は2件申請があった。申請者の出生率は20.2%(出生件数/申請件数)。本市出生数の3.4%にあたる。(平成27年度データ)			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	新規の申請件数が年々増加していたが、平成26年度に初めて前年度件数を下回り、今年度は制度改正もあり96件減となっている。しかし、女性の社会進出や晩婚化、出産の高齢化に伴い、今後も不妊に悩む夫婦への支援は必要性が高くなると考えられる。不妊治療及び不育症治療は家計への経済的な負担が大きいこと、また少子化を防ぐためにも、今後も継続して特定不妊治療及び不育症治療を実施した夫婦への助成を行い、経済的支援を行っていく必要がある。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見ししの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 法律で取組が定められており、市民に負担を求めることはできない。
-----------------	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国の実施要綱に基づいて実施。 国は、加齢により卵子の老化が進み不妊治療をしても妊娠しにくいことや女性や子どもへの健康影響等のリスクが上昇する医学的見地等を踏まえ、平成28年度から助成対象を妻の年齢が43歳未満とし、合わせて年齢による通算回数にも差を設けている。また、新たに「男性不妊治療」の助成を開始した。本市でも国要綱に基づいて事業を実施する。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	特定不妊治療の助成決定においては、国の規定する申請条件に該当するか等、厳密な審査が必要であることから行政において実施する必要がある。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	対象者の要件からみても、医学的な観点とプライバシーに関する部分が大いことから、行政において実施する必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	女性の社会進出や晩婚化に伴い、出産の高齢化が見られる。それに伴い、体外受精などによる出生児の割合は増加し、平成25年には全出生児の4.1%となっている。不妊治療や不育症治療は経済的負担が大きいため、治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることは、国や県と同様に、本市においても子ども・子育て支援の推進として、また少子化対策の一環としても、継続して実施する必要がある。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識をもち、希望する妊娠・出産を実現していただくためにも、市ホームページ等で本事業の周知を図ると共に、啓発用パンフレットなどを活用し、妊娠等に関する知識の普及を図る。
--------	--

# 平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	口腔衛生事業費	452K
根拠法令	歯科口腔保健の推進に関する法律(第7条)、厚生労働省事務次官通知	
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)	
事業開始年度	昭和37年度	
施策	11 地域保健	

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

## ①事業概要

事業実施趣旨	本市では、30歳・40歳・50歳と年齢が上がるにつれ「進行した歯周病」は増加している。むし歯については、国際指標である「12歳児一人当のむし歯本数」が1.39本であり、国平均の0.84本と比べ依然として多い状況が続いていることから、口腔衛生の必要性について、更に啓発していく必要がある。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	QOLの維持向上に欠かせない咀嚼能力の維持には歯の喪失防止が欠かせないことから、歯を失う原因であるむし歯及び歯周病を予防し、生涯を通じて健康な自分の歯を保つ人が増加する。具体的には、80歳で20本以上自分の歯を残す人(8020運動達成者)の増加を図る。
事業概要	①歯と口の健康週間事業 「歯と口の健康週間」に合わせた歯科相談及び口腔衛生の普及啓発 ②いい歯の日事業 「いい歯の日(11/8)」に合わせた講演会、歯の健康表彰 ③口腔衛生研修会事業 高齢者及び障害者の介護にかかわる職員対象の研修
実施内容	①歯と口の健康週間事業(6月4日～10日) 歯科相談、フッ素塗布体験、口臭測定、口腔機能チェック(ブラッシング指導、おろうるおいチェック、げんきっ子のお口たんけん、歯の模型展示等)を実施。 平成26年度参加者 1,507名 平成27年度参加者 1,850名、チラシ回覧による啓発(約16,000枚) 平成28年度参加者 1,887名 ②いい歯の日事業(11月8日) 市民向け講演、表彰(親子よい歯のコンクール、8020達成者)、食育の啓発等を実施。 平成26年度参加者 525名 平成27年度参加者 684名 平成28年度参加者 560名 ③口腔衛生研修会 介護に係わる職員対象の研修会の開催 平成26年度参加者 142名 平成27年度参加者 156名 平成28年度参加者 104名

## ②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	3,212	3,516	3,516	
需用費	3,212	3,516	3,516	尼崎市歯科医師会委託料 平成27年度実施場所変更に伴う周知のため委託料を減額し、郵送料(304千円)に充当したが、一定周知の効果が得られたとし、平成28年度は郵送料による周知は行わず、委託料額を戻した。
人件費 B	3,408	1,680	875	
職員人工数	0.55	0.21	0.11	
職員人件費	3,408	1,680	875	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	6,620	5,196	4,391	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	6,620	5,196	4,391	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	60歳で24本以上自分の歯を有する人の割合(80歳で20本の歯を保つための中間評価として60歳で24本の歯があることが目標:歯周疾患検診結果から把握)							単位	%	
目標・実績	目標値	85	達成年度	29年度	26年度	88.5	27年度	81.5	28年度	81.8

28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	僅かながら目標値に近づいている。(なお、平成26年度歯周疾患検診対象者数は対象期間の調整年となり、対象者数が大幅に減少したため、事業成果の比較は困難)
-----------------	---	---

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	「歯科口腔保健の推進に関する法律」では、健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康は基礎的かつ重要な役割を果たしており、歯科疾患の予防に向けた取組が必要と明記されており、さらに、歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発や定期的な歯科健診の勧奨等について、自治体の責務を明確にしている。
---------	---

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	「歯科口腔保健の推進に関する法律」では、QOLの維持に欠かせない歯科口腔の健康に関する正しい知識の普及啓発等について、自治体の責務を明確にしていることから、受益者の負担を求めることは適正でない。
-----------------	--	---

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成28年度近畿地区府県・政令市歯科保健主管課長会議の資料によると、近畿圏の政令市・中核市14自治体すべてで、歯と口腔の健康週間等の時期に歯の健康表彰や啓発事業を実施している。
---------------	--

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	既に尼崎市歯科医師会に委託済みである。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		将来的に市民一人一人の責任で、自ら歯や口腔の健康づくりに取り組めるように、歯科保健に関する普及啓発を行うのは行政の役割である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

## ⑧総合評価

総合評価	維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>口腔衛生事業は、平成27年度から、天候による集客の増減や炎天下での実施による健康に配慮し、屋内(中小企業センター)での実施に切り替えたが、参加者も増えており定着しつつある。</li> <li>口腔衛生研修会事業は、今年度、研修場所である「歯科医師会館」の建て替えにより、一定数の参加者を収容できる場所の確保ができず開催回数は減少したが、受講者の意向を反映し、より実践的な実習を加えるなど、介護の実情にそった内容となっている。</li> </ul>
------	----	--

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	衛生週間事業等は、歯科口腔保健に関する法律及び厚生労働省の通知により全国的に実施されている啓発事業であり、自治体の責務も明記されているため、今後も全国的に歯や口腔に対する健康意識が高まる時期(6月と11月)に合わせて事業を展開していく。 口腔衛生研修会事業は、平成28年度建て替え工事で実施できなかった歯科医師会館での研修を再開することで、より多くの専門職の資質向上を図る機会を増やすことができる。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	2歳児親子歯科健診事業費	452R	事業分類	ソフト事業
根拠法令	歯科口腔保健の推進に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成19年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	乳幼児期のむし歯罹患率は、1歳半では1.04%であるが、3歳では12.5%と、約12倍に増えている。また、歯周疾患は長期にわたり自覚症状なく進行し、全身にも悪影響のある疾患であるが、親世代(30~40歳代)の有病者の増加率が高い。(30歳代8.4%→40歳代16.9%=約2.1倍)
対象(誰を・何を)	2歳児及びその保護者
求める成果(どのような状態にしたいか)	むし歯が急増する年齢でありながら口腔衛生管理が難しい2歳児の対応に苦慮する保護者に、専門職から効果的な助言を行うとともに、親子でかかりつけ歯科を持ち、定期健診及び予防処置を受ける習慣を定着させる。その結果、生涯自分の歯で食事ができ生活習慣病予防にもつながる。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科保健集団指導及び個別相談</li> <li>・2歳児の歯科健診</li> <li>・保護者の歯科健診(歯周病検査を含む)</li> <li>・2歳児のフッ化物塗布(希望者のみ)</li> </ul>
実施内容	<p>&lt;平成28年度実施状況&gt;                      実施回数36回/年 受診者数:2歳児 2,095人(受診率:57.1%)                      うちフッ化物塗布者1,969人                      保護者 2,016人</p> <p>&lt;平成27年度実施状況&gt;                      実施回数36回/年 受診者数:2歳児 2,066人(受診率:54.4%)                      うちフッ化物塗布者1,925人                      保護者 2,002人</p> <p>&lt;平成26年度実施状況&gt;                      実施回数36回/年 受診者数:2歳児 2,199人(受診率:56.7%)                      うちフッ化物塗布者2,073人                      保護者 2,126人</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	4,861	5,062	5,161	
報償費	1,642	1,642	1,779	歯科衛生士報償費
需用費	386	377	349	案内文発送・健診用消耗品
委託料	2,833	3,043	3,033	歯科医師・フッ化物処方委託料
人件費 B	2,377	2,958	2,948	
職員人工数	0.24	0.31	0.31	
職員人件費	1,902	2,480	2,466	
嘱託等人件費	475	478	482	
合計 C(A+B)	7,238	8,020	8,109	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	7,238	8,020	8,109	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	むし歯のない児の割合(3歳児健康診査結果から)							単位	%	
目標・実績	目標値	90以上	達成年度	29年度	26年度	85.0	27年度	86.4	28年度	87.5
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
1歳半~3歳の間はむし歯増加率が高いうえに、萌出直後である乳歯へのフッ化物によるむし歯予防効果も期待できるので、この時期に歯科健診及びフッ化物塗布を行っている。幼児の早期からの予防を普及させることで、3歳児健康診査でむし歯のない児の割合は近年概ね増加傾向にある。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	歯は萌出直後が最もむし歯になりやすい。そのため、幼児食への移行時期(1~2歳)からのフッ化物や歯質を強化するフッ化物の塗布は最も効果がある。平成27年度下半期に実施した、当事業の検証では、当事業受診児は未受診児に比べ、3歳時点でもし歯有病率が低く、また「一人平均むし歯数」が少なく重症化の抑制にも有効であった。【むし歯有病者率(当事業受診児:10.5%に対し、未受診:19.2%で約2倍の差)】【一人平均むし歯数(当事業受診児:0.78本に対し、未受診児1.94本と約2.5倍の差)】また、当事業受診児は、フッ素の継続塗布実施率が未受診児に比べ6.4ポイント高く(当事業受診児:46.2%、未受診児:39.8%)、予防行動の習慣化にも効果的である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	幼児期前半(1~3歳)のむし歯の急増が与える発語、摂食、発育等への悪影響を対象者に認識させ、定期歯科健診やフッ化物塗布等の予防行動に導くために、まずは行政による情報提供や支援が必須であり、受益者に負担を求めることは適正でない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成28年度近畿地区府県・政令市歯科保健主管課長会議資料によると、近畿圏政令市・中核市14自治体全てが、幼児期前半(1~3歳)に、母子保健法に定める健康診査以外に歯科健診又はフッ化物塗布等を実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	歯科健診等歯科医師執務分は既に尼崎市歯科医師会に委託している。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E	むし歯等口腔の状況は育児内容が強く反映されるため、専門性が求められる。また、保健師と連携して情報交換しながら、母子保健対策の一環として実施しているため、協働にはなじまない。
現状		●
将来像		○

⑧総合評価

総合評価	<b>維持</b> 事業開始以降受診率は緩やかに増加している。対象の幼児期前半に、むし歯予防に最も効果的なフッ化物塗布を実施及び啓発することで、むし歯のある児を減らすことができるだけでなく、咀嚼や発語機能に悪影響のあるむし歯の重症化抑制にもつながっており、食育や発達面でも児の健全な成長が期待できる。また、育児内容が強く反映されるむし歯等の口腔状況を把握することで、保護者に対しても、歯科の立場から育児支援を行えることから、今後も、受診率に応じて交付される国民健康保険調整交付金特別調整交付金を利用しながら、母子保健対策の一環として、実施する。
------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	「尼崎市健康づくりアンケート調査(平成28年度)」によると、本事業開始後、フッ素塗布経験者の割合は、3歳児で急増しているだけでなく、1歳6か月児でも4割増えており、対象児のみならず兄弟に対して、むし歯になる以前から、予防としてフッ素を積極的に取り入れるという望ましい保健行動の定着に役立っていることから、引き続き事業周知を図り受診率を上げるとともに、歯科予防行動の習慣化(かかりつけによる定期歯科健診やフッ化物塗布の継続等)を啓発していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	母子健康手帳作成事業費	4531	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	母子保健法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和28年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	妊産婦・乳幼児は健康であっても急激に状態が悪化することがあり、この時期の健康の保持増進は重要であることから、場所や時期、専門職等が異なっても一貫した母子保健サービスが提供できる母子保健のツールとして母子保健法第16条で定められている。
対象(誰を・何を)	市内に居住する妊産婦及び乳幼児の保護者
求める成果(どのような状態にしたいか)	母子の健康状況の継続管理を推進する。妊娠届出書受理時に、母子健康手帳を交付し、同時に保健師による面接相談を全員に行い、ハイリスク妊婦(若年妊婦・高齢妊婦等)に早期に支援し、育児不安の軽減や虐待予防につなげ、子どもの健やかな成長・親子関係の築きを促進する。
事業概要	妊娠、出産、育児に関する母子の健康状況の継続管理を図るために母子健康手帳を作成し、保健所・各支所内地域保健担当において妊娠の届出をした者に対して交付する。妊娠届出書受理時に、保健師による面接相談を妊婦全員に行い、適切な母子保健サービスにつなげる。
実施内容	<p>1 母子健康手帳の作成 母子保健法第16条に基づき、厚生労働省の規定様式に従うとともに、市の制度や相談窓口、妊婦や子育てに必要な情報を掲載し、母と子の健康管理に役立つ母子健康手帳の作成を行う。</p> <p>2 母子健康手帳の交付 全妊婦に対し交付時に、保健師による面接相談を実施することで、支援が必要な妊婦を早期に発見し、支援につなげる。 【参考】母子健康手帳交付者 平成26年度4,613件 平成27年度 4,066件 平成28年度 4,020件</p> <p>3 妊婦にやさしい環境づくりを推進するため、母子健康手帳交付者全員にマタニティマークを配布し、使用方法について周知する。</p> <p>4 ハイリスク妊婦への支援 多胎妊婦に対しては「ふたごの子育て」、外国人妊婦に対しては「外国語版母子健康手帳」を配布し、妊娠期からの支援につなげていく。</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,049	943	886	
需用費	1,049	943	886	母子健康手帳、 外国語版母子健康手帳 冊子「ふたごの子育て」等
人件費 B	11,340	14,783	4,681	
職員人工数	1.41	1.86	0.59	
職員人件費	11,283	14,726	4,663	
嘱託等人件費	57	57	18	保健センター嘱託分
合計 C(A+B)	12,389	15,726	5,567	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	12,389	15,726	5,567	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	妊娠11週以内の妊娠届出率							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	29年度	26年度	94.6	27年度	94.9	28年度	95.5
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		厚生労働省が推進している国民運動「健やか親子21」では、妊婦の育児不安の軽減や虐待予防の観点から、妊娠11週以内の母子健康手帳の交付を推奨している。妊婦健診事業の拡大に伴い、平成21年度以降、妊娠11週以内の母子健康手帳交付率が年々上昇傾向にある。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務であるので、実施は必須。 母子保健法第16条において、「市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。」と定められている。 国は、平成23年度3月に今回の母子健康手帳の交付活用の手引きを作成し、交付時には、専門職により妊婦の健康リスクや社会経済的リスクを把握することが明記されている。ハイリスク妊婦の早期発見と早期介入、また、妊娠期からの継続的な支援という観点からも母子健康手帳交付時に保健師が全妊婦と面接することは重要である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	母子保健法第16条において、「市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない」と定められており、市民に負担を求めるものではない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	母子保健法の施行規則に基づく様式にて作成。
---------------	-----------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	母子保健法第16条による、法定受託事務である。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 行政の責任において実施する必要がある。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	妊娠・出産という大きなライフスタイルの変化を迎える機会を捉え、保健師が全数面接し、市が実施するマタニティセミナーの案内や相談窓口等の情報提供を行うことは、健やかな妊娠・出産・育児を送るために重要である。本市では、市独自の情報や連絡先、防災情報も母子健康手帳に掲載しており、保護者のニーズに応じた情報が提供できていると考えられる。また、妊婦健診費用の助成もあり、妊娠11週以内の母子健康手帳交付率が増えてきている。また、ハイリスク妊婦(若年妊婦・高齢妊婦等)の早期発見・早期支援につなげるためにも、保健師が全数面接を行う機会を確保することは必要である。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	母子健康手帳交付時に全ての妊婦に対して保健師が面接することで早期からのハイリスク者支援につながっている。また、妊婦にやさしい環境づくりを推進するためにマタニティマークの普及促進や、外国人の妊婦家庭へ外国語版母子健康手帳の交付、支援についても継続して実施していく。しかし、妊娠中や出産直後、子育て期は誰もが不安や悩みを抱えていることから、国が示す、妊娠期からの切れ目のない支援を全妊婦につなげていくための支援体制を今後、構築していく。
--------	--

# 平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	保健所等事業費	4E1K	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	統計法、健康増進法、地域保健法、感染症法等		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	—		項	10 保健所費
施策	11 地域保健		目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	保健企画課、健康増進課、疾病対策課
所属長名	松長 寿枝、森田 幸子、針谷 健二		

## ①事業概要

事業実施趣旨	統計法及び健康増進法に基づき、各種統計調査を実施しているほか、地域保健法や感染症法等に基づき、保健所で各種協議会等を開催している。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	国民の生活状況や身体、生活習慣の状況等を明らかにし、各種施策に向けた基礎資料を得る。保健所運営協議会等の各種協議会を開催し、適切な保健医療施策の実施を図る。
事業概要	(統計調査)国民生活基礎調査、国民健康・栄養調査等の実施 (各種協議会)保健所運営協議会、感染症の診査に関する協議会、医療安全推進協議会の開催
実施内容	(統計調査) ○国民生活基礎調査(中核市事務) <対象>251世帯 うち調査協力 176世帯 <内容>世帯状況、生活実態(収入、職業等)、年金加入状況等の調査 ○国民健康・栄養調査 <対象>39世帯106人 うち調査協力 21世帯 53人 <内容>身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣の調査 等  (各種協議会) ○保健所運営協議会…全市域の公衆衛生及び保健所の運営に関する事項を審議する。委員数15人 ○感染症の診査に関する協議会(結核部会) …結核患者の就業制限、入院勧告等に関して審議等を行う。委員数6人 ○医療安全推進協議会…本市の医療安全の推進について必要な事項を協議する。外部委員数4人

## ②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,655	1,481	974	
報償費	128	139	315	調査世帯手当等
旅費	106	63	84	調査説明会等
需用費	851	407	381	調査用消耗品、謝礼品
委託料	118	440	127	検査委託料
使用料及び賃借料	452	432	67	会場使用料等
人件費 B	12,431	15,659	8,834	
職員人工数	1.35	1.47	1.05	
職員人件費	9,704	10,756	7,505	
嘱託等人件費	2,727	4,903	1,329	委員報酬、調査員報酬等
合計 C(A+B)	14,086	17,140	9,808	
C 国庫支出金	4,155	3,126	4,005	衛生統計調査委託金等
県支出金	0	0	0	
市債	0	0	0	
その他	16	14	17	保健所実習生受入収入
一般財源	9,915	14,000	5,786	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	国民生活基礎調査における対象世帯の調査票回収率(成果指標の設定が困難であるため、直近の大規模調査年(平成25年)の国全体の回収率を活動指標として設定)		単位	%
目標・実績	目標値	79.6	達成年度	毎年度
			26年度	70.3
			27年度	70.1
			28年度	65.1
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った			
	今回の調査地区には、日中の面会が難しい単身世帯が多く、オートロックの大型集合住宅も含まれていた。面会ができた場合でも調査拒否ケースが目立ち、回収率低下につながった。			

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	統計調査及び感染症の診査に関する協議会については法定事務である。保健所運営協議会については、地域保健法に基づき条例で設置された協議会である。
---------	--

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質上、上記のとおり受益者負担になじまない。
-----------------	--	---------------------------

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	統計調査及び感染症の診査に関する協議会については法定事務であり、各自治体で実施されている。
---------------	---

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	国民健康・栄養調査における血液検査のみ検査の精度管理の観点から委託を行っている。それ以外の調査等については、法に基づき市がすべて直接実施すべき業務である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E	内容 法定事務等であり、市が行うべき事務である。
現状		●
将来像		○

## ⑧総合評価

総合評価	維持	統計調査については、適切な事務処理ができており、国の厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料等を得ることにつながっている。各種協議会の開催については、その目的に沿った役割が果たせるよう運営されている。
------	----	---

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	統計調査については、引き続き法令に従って適切な事務処理に取り組むほか、調査協力を得られるように努めていく。各種協議会の開催については、その設置目的に沿った役割を果たせるよう会議運営を進めていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	食育推進事業費	4E2W	事業分類	ソフト事業
根拠法令	食育基本法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市食育推進計画(評価:有)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成22年度		項	10 保健所費
施策	11 地域保健		目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

① 事業概要

事業実施趣旨	本市の子どもの朝食の欠食率は全国より高く、第1次尼崎市食育推進計画の評価においても改善が見られなかった。さらに幼児保護者では、食を大切に思い伝えようという意識に低下の傾向が見られたことから、次世代を担う子どもに食を選択し健全な食生活を実践する力をつけることが課題である。
対象(誰を・何を)	市民(特に子どもや子どもを取り巻く保護者)、食育活動を行うボランティア、保育所・幼稚園・学校など子育て支援機関や教育関係者等

求める成果(どのような状態にしたいか)  
 尼崎食育推進計画(以下「計画」という)に基づき、「実践」をコンセプトに、家庭・地域・学校・事業者等の幅広い分野の関係者がそれぞれの立場で連携・協働して食育を推進することで、家庭や地域で人と人が支えあい、生涯にわたり市民の心豊かな生活の実現を目指す。

事業概要  
 平成27年度から食育推進事業(平成22年度より実施)と乳幼児期からの健康食習慣づくり事業(平成17年度から実施)を一元化して実施。第2次計画に基づき、「食育推進懇話会」及び「食育推進検討会議」を中心とした計画の進行管理や食の体験活動の取組み、食育に携わるボランティアを育成し、地域における食育の推進など、総合的な推進を図る。

実施内容  
 1 食育推進計画の進行管理・評価  
 効果的に計画を推進するため、子どもの朝食習慣の確立に向けた取組について、食育推進懇話会で情報の共有や意見交換を行い、食育月間等での連携した取組でネットワークの充実に努めた。  
 2 食育フォーラム  
 重点対象である中学・高校生への食習慣の自立に向け、スポーツ栄養から食の大切さを市民と一緒に考える食育フォーラムを学校、地元大学、地域団体等と連携・協働して開催した。  
 3 地域で支える食育

内容	事業名	実績
食育に携わるボランティアを育成、活動支援を行う	食育ボランティア養成講座	7回、延べ88人参加、養成登録数:18人
	登録数(委嘱数)	46人
	研修会	14回、128人
	食育サポーター(健康づくり推進員)活動	14回、184人
子どもや保護者に対しての食育活動	食育活動	123回、418人活動、対象市民3,696人
	食育活動	123回、418人活動、対象市民3,696人
	全庁的な啓発・活動紹介等の掲載	情報あまがさき、エコチルひょうごなど
	①体験型食育講座	7回、453人指導
	②あまっこ食育レッスン(幼稚園保護者対象)	13回、397人指導
③あまっこえいよう教室(児童ホーム児童対象)	16回、620人指導	
④子どものための食育推進講座(子育てサークル等対象)	14回、485人指導	
⑤食育月間等における関連機関と実施した食育講座	34回、1,599人指導	

② 事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	745	772	828	
報償費	254	312	287	フォーラム講師謝礼、事業執務者
旅費	78	79	126	食育栄養施策全国会議等
需用費	393	362	354	食育啓発材料費、印刷費
役務費	14	17	27	ボランティア保険料
使用料及び賃借料	6	2	34	
人件費 B	16,113	17,462	17,459	
職員人工数	1.82	2.09	2.14	
職員人件費	14,754	16,202	16,431	
嘱託等人件費	1,359	1,260	1,028	臨時的任用職員
合計 C(A+B)	16,858	18,234	18,287	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	16,858	18,234	18,287	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	1. 朝食を毎日食べている人の割合(小学生)						単位	%		
	2. 市や地域と連携して食育活動に取り組む組織・団体数							件		
目標・実績	目標値	100	達成	32	26年度	95	27年度	94	28年度	94
		50	年度	年度	年度	42	43	49		
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	朝食を毎日食べることは基本的な生活習慣を身につける観点から重要であるため、重点指標として取組を進めている。また、施策の実効性を高めていくためには、食育に係る組織・団体が増えていく必要がある。子どもの身近な場所で調理体験の場を提供する組織が増えたことで増加した。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	食べることは生きていくための基礎となるもので、からだをつくりこるを育むもので、生涯にわたって生き生きと暮らすためには、何より重要である。しかし、家族形態や生活スタイルが多様化する中では、健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況になっている。そこで、家庭を中心とし、学校、保育所、関係機関、地域等、多様な関係者の理解の下、共通の目標に向けて食育を推進する必要性がある。 特に本市は、朝食の欠食や孤食など、家庭での食の実践状況に課題があることから、その解決に向けた事業の推進は必要性が高く、将来の子どもたちの育成の上でも有効である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 本事業は、第2次計画に基づき、家庭・地域における食育の推進及び総合的な食育の推進を図ることから、受益者負担はない。
-----------------	---

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	市役所内の関係部署で構成する「食育推進検討会議」及び公募市民、学識経験者等で構成する「食育推進懇話会」を中心に多様な関係者・関係団体が連携し、一体的に食育を推進することは、他自治体も同様である。 また、阪神間他市(芦屋市、西宮市)の保健所(保健センター)において、乳幼児期の離乳食・幼児食の講座は実施しているが、食育に携わるボランティアの継続した育成については実施していない。ただし、食育の取組は、各自治体の状況に応じて取り組まれていることから、一概に保健所(保健センター)の取組だけで比較できるものではない。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	食育基本法第10条に「地方公共団体は、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有する」とされており委託はなされない。しかし、食育を市民に浸透させていく担い手として、民間企業・NPO・市民団体・職能団体等が食育活動を行うことは可能である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	第2次計画に基づき、市民運動として食育の推進を図るため、行政と関連機関等において、それぞれの役割を分担し、情報発信や情報交換を行い連携して取り組む。

⑧ 総合評価

総合評価	維持 「毎日朝食を食べる子どもを増やす」という共通の目標に向け、食育ボランティアと連携した料理体験機会の拡充や、地元大学と連携した「簡単!朝食レシピ」の効果的な情報発信を行った。家族形態や生活様式が多様化等により、朝食を毎日食べる子どもを増やしていくことは、家庭の努力だけでは難しい状況においては、「食」を通じて地域全体で子どもの育ちを支えるという仕組みづくりの推進につながった。
------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	子どもに健全な食生活を実践する力をつけるためには、家庭と連携しつつ、調理実践や体験の場を増やす必要がある。そのため、地域組織・団体と連携し子どもの身近な場所で楽しく食を学び体験する機会の増加を図る。 また、子育て世代や働き世代に向けては、家庭での実践に向け、引き続きホームページ、フェイスブックなどSNSを通じた効果的な働きかけを積極的に行う。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	精神保健事業費	4E3K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	精神保健福祉法、地域保健法等		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	—		項	10 保健所費
施策	11 地域保健		目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	疾病対策課
所属長名	針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	本市では精神保健福祉法に基づく保健所業務及び市町村業務を実施している。また障害者総合支援法、自殺対策基本法、心神喪失者医療観察法等関連業務が増大し、精神障害者保健福祉手帳所持者、精神自立支援医療受給者も年々増加しており、業務は質・量ともに増大している状況である。国においては精神科における社会的入院を減少させ地域での生活を継続できる方向性が明示されており、今後更に行政の役割が求められている。自殺対策事業を平成22年度から県自殺対策強化基金市町補助事業を活用して推進している。																													
対象(誰を・何を)	市民(精神疾患をもつ者とその家族を含む)																													
求める成果(どのような状態にしたいか)	精神疾患をもつ者とその家族に対し、各種事業を行い社会復帰を促進するとともに、精神的な健康保持の増進を図る。自殺リスクのある市民が適切な相談窓口や医療につながり危機回避できる支援体制を構築する。																													
事業概要	各地域保健担当において、医師による精神保健相談及び精神保健福祉相談員・保健師による相談・訪問を行い、精神障害者グループ活動、市民向け講演会や家族教室等啓発活動を実施している。また、各種精神保健福祉制度の申請受付窓口業務・県への進達等(自立支援給付等、自立支援医療精神通院、精神障害者保健福祉手帳、パス券)及び自殺対策における啓発・研修を実施している。																													
実施内容	啓発・研修事業	精神保健事業																												
	<医師対象> 一般科医と精神科医の連携に関する研修会(1回、112名) <教職員対象> ゲートキーパー養成研修、思春期のこころの不調への気づきの研修(7回、256名) <市民向け、ゲートキーパー向け> 啓発資料作成・配布 市民向け講演会 「思春期のこころを支える大人は何ができるか」36名 「地域で元気に暮らすために」66名	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28年度</td> <td>H27年度</td> <td>H26年度</td> </tr> <tr> <td>相談</td> <td>7,443件</td> <td>5,704件</td> <td>6,088件</td> </tr> <tr> <td>訪問</td> <td>1,801件</td> <td>1,820件</td> <td>1,810件</td> </tr> <tr> <td>グループ活動</td> <td>256回</td> <td>260回</td> <td>263回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,307名</td> <td>1,895名</td> <td>1,766名</td> </tr> <tr> <td>家族教室</td> <td>56回</td> <td>55回</td> <td>54回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>421名</td> <td>416名</td> <td>423名</td> </tr> </table>		H28年度	H27年度	H26年度	相談	7,443件	5,704件	6,088件	訪問	1,801件	1,820件	1,810件	グループ活動	256回	260回	263回		1,307名	1,895名	1,766名	家族教室	56回	55回	54回		421名	416名	423名
	H28年度	H27年度	H26年度																											
相談	7,443件	5,704件	6,088件																											
訪問	1,801件	1,820件	1,810件																											
グループ活動	256回	260回	263回																											
	1,307名	1,895名	1,766名																											
家族教室	56回	55回	54回																											
	421名	416名	423名																											

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	917	4,206	3,827	
報償費	114	968	941	研修・講演会講師謝礼
旅費	149	778	473	医療機関・研修用交通費
需用費	287	741	543	精神保健グループ活動用消耗品
委託料	300	2,000	1,700	地域移行委託事業
その他	67	119	170	会場使用料・精神保健活動保険料
人件費 B	22,628	28,913	29,032	
職員人工数	2.42	3.01	3.03	
職員人件費	19,179	24,074	24,101	
嘱託等人件費	3,449	4,839	4,931	
合計 C(A+B)	23,545	33,119	32,859	
C 国庫支出金				
県支出金	620	917	578	自殺対策事業(県1/2他)
市債				
その他				
一般財源	22,925	32,202	32,281	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	精神障害者保健福祉手帳交付数及び自立支援医療精神通院の受給者数(法定事業であり適切な成果指標の設定は困難であり活動指標を設定する。)		単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	—年度
			26年度	手帳3,906 医療6,966
			27年度	手帳4,101 医療7,122
			28年度	手帳4,339 医療7,379
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			
	各種福祉保健制度の拡充及び対象者の増加にともない申請・交付窓口業務が増加しているが適切・迅速に交付することができた。自殺対策については県の補助金を活用し、ゲートキーパー育成の他思春期の取組として高校と連携し教員・生徒対象の研修の実施するなど取組を強化した。			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	自立支援医療精神通院・精神障害者保健福祉手帳の受給者・取得者は増加している。国において精神障害者の地域生活への移行を促進する施策が進められており、本市においても精神科病院に入院している入院患者(全国32万人、尼崎推計900人)の地域移行(退院促進)を行う必要がある。また措置入院患者に対しては入院当初から退院後も含めて継続的に支援していく必要がある。加えて引き続き自殺対策を進めていく必要がある。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	自立支援医療での受診、福祉サービスの利用等で自己負担が発生しているものはあるが、行政の対応として行われている相談対応・当該事業では自己負担はとっていない。措置入院等強制力をともなう入院など公権力の行使にともなう場面もあり、受益者負担になじまないものが多い。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県下(神戸市を除く)において平成28年度末の自立支援医療の受給状況をみると、人口は県内中核市中でも第3位であるが、受給者数は県内1位である。同様に精神保健福祉手帳の取得状況をみると、平成28年度末で、交付数は県内1位である。自殺対策について本市ではゲートキーパーの役割が重要と考え、その養成のため、スキルアップ研修等対策に取り組んできた。西宮市、伊丹市でも同様にゲートキーパーの要請に取り組んでいる。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	相談業務の一部(福祉的な相談)については、障害者総合支援法上の相談支援事業等に委託している。自殺対策等啓発事業については委託の可能性について検討していきたい。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	民間事業所が行っている活動と連携を図ったり、県が進めている障害者相談員活動への支援を通じて、当事者、家族とつながりながら活動も行う。

⑧総合評価

総合評価	改善	法改正が予定される中、業務や取り組むべき内容は増大している。精神保健分野における企画調整部分の強化を図り更に、長期入院患者の退院促進、地域移行は国の精神保健福祉の課題であると同時に費用効果も見込まれるため積極的に取り組んでいくことが求められている。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後も精神保健対策にかかる業務量は増大するとともに高い質が求められる。
--------	-------------------------------------

# 平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	リハビリテーション事業費	Q11K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		会計	50 公害病認定患者救済事業費
個別計画	—		款	05 公害救済事業費
事業開始年度	平成12年度		項	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	竹内 龍一		

## ①事業概要

事業実施趣旨	公害健康被害の補償等に関する法律に規定する1泊2日のリハビリテーション事業を、尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体に事業委託することにより、尼崎市公害病認定患者の自主的な健康回復の促進と福祉の増進を図っている。団体に委託することにより事業内容はより患者のニーズに沿った事業が可能である。																			
対象(誰を・何を)	尼崎市公害病認定患者																			
求める成果(どのような状態にしたいか)	尼崎市公害病認定患者の自主的な健康回復の促進と福祉の増進を図る。																			
事業概要	尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体に法で定められているリハビリテーション事業のうち「1泊2日のリハビリテーション事業」を委託し実施している。																			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託回数 1団体1回(2団体予定)</li> <li>対象団体 尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体であり、認定患者相互間で健康回復に係る事業を積極的に行っている団体</li> <li>事業内容 空気清浄な宿泊施設を利用し、往復貸切りバスで移動。医師の健康講話、理学療法士のリハビリ訓練その他排たん訓練等</li> <li>スタッフ 医師、看護師、理学療法士、指導員</li> </ul> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>実績</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>募集回数</td> <td>80人</td> <td>80人</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40人</td> <td>41人</td> <td>34人</td> </tr> </table>				実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	募集回数	80人	80人	80人	参加者	1回	1回	1回		40人	41人	34人
実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度																	
募集回数	80人	80人	80人																	
参加者	1回	1回	1回																	
	40人	41人	34人																	

## ②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,567	1,463	2,080	
需用費	2	2	5	事務用品等
役員費	240	215	326	主治医意見書料等
委託料	1,325	1,246	1,749	リハビリテーション事業委託
人件費 B	660	663	447	
職員人工数	0.01	0.01	0.01	
職員人件費	115	116	80	
嘱託等人件費	545	547	367	
合計 C(A+B)	2,227	2,126	2,527	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	2,112	2,010	2,447	公害保健福祉事業費収入等
一般財源	115	116	80	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	参加者数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)						単位	人		
目標・実績	目標値	80	達成年度	毎年度	26年度	40	27年度	41	28年度	34
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った		平成28年度は34人が参加し、参加者の高齢化により、年々減少傾向にあるものの、1泊2日のリハビリテーション事業を尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体に委託し実施したことによって、公害病認定患者の健康の回復と福祉の増進を図ることができた。							

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	尼崎市公害病認定患者においては高齢化が進みQOL(生活の質)、ADL(日常生活動作)の低下が顕著である。公害病認定患者が自主的に組織する団体に事業を委託することにより、より公害病認定患者のニーズに沿ったリハビリテーション事業が可能であり、高齢患者のQOL、ADLに関しても有効であることから必要である。(事業内容については、患者団体に実施計画書等の提出を求め、内容を確認し委託契約を行なっている)
---------	--

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき、公害保健福祉事業費収入、尼崎市公害病認定患者救済事業基金で実施しており、受益者負担を求めることは適正でない。
-----------------	--	---

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害保健福祉事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。
---------------	---

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体に委託し実施している。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 実施方法、計画等は尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体に提出を求め、実施内容等が事業目的に合致するよう行政が関与している

## ⑧総合評価

総合評価	維持	患者団体に委託することで患者のニーズをより把握することができ、事業に反映できているもので、今後も本事業を実施することにより、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進に寄与する。
------	----	--

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体であり認定患者相互間で健康回復に係る事業を積極的に行っていることから、今後とも継続実施をする。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	在宅酸素助成事業費	Q121	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		会計	50 公害病認定患者救済事業費
個別計画	—		款	05 公害救済事業費
事業開始年度	平成12年度		項	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	竹内 龍一		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市公害病認定患者(市内居住65歳以上 障害等級2級以上)で、医師の管理の下に在宅酸素療法を行っている者に対し酸素濃縮器の使用に係る費用の一部を助成する。酸素濃縮器等の医療機器により、より重篤であった公害病認定患者も自宅での療養が可能となっている。			
対象(誰を・何を)	尼崎市公害病認定患者(市内居住65歳以上 障害等級2級以上)			
求める成果(どのような状態にしたいか)	尼崎市公害病認定患者当該患者(市内居住65歳以上 障害等級2級以上)の健康回復の促進と福祉の増進を図る。			
事業概要	尼崎市公害病認定患者(市内居住65歳以上 障害等級2級以上)で、医師の管理の下に在宅酸素療法を行っている者に対し酸素濃縮器の使用に係る費用の一部を助成する。			
実施内容	対象者	医師の管理の下酸素濃縮器を自宅に設置し在宅酸素療法を施行している者(市内居住65歳以上 障害等級2級以上)		
	助成額	月額 3,000円		
	助成方法	対象者から申請を受け、毎月の診療報酬明細書で在宅酸素療法施行を確認。3か月ごとに助成。ただし、診療報酬明細書で事実が確認できない場合は助成は差し止める。		
	利用実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	申請者数	94人	87人	82人
	助成件数	1,051件	985件	964件

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,961	2,904	3,438	
需用費		1	1	封筒等
役務費	6	11	17	事業案内郵送料
負担金補助及交付金	2,955	2,892	3,420	酸素濃縮器にかかる費用の一部
人件費 B	220	221	224	
職員人工数	0.00	0.00	0.01	
職員人件費	38	39	40	
嘱託等人件費	182	182	184	
合計 C(A+B)	3,181	3,125	3,662	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	3,143	3,086	3,622	公害救済事業基金繰入金
一般財源	38	39	40	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	助成件数(成果を検証するための実態の把握が困難なため指標を設定していない)						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	1,051	27年度	985	28年度	964
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	尼崎市公害病認定患者のうち65歳以上で障害等級2級以上を対象とする。医師の管理の下、在宅酸素療法を行うことにより、従前においては入院を余儀なくされていた公害病認定患者が自宅での療養が可能となるが、酸素濃縮器を設置することにより必要となる経費(電気料金)を助成することにより公害病認定患者の健康回復の促進及び福祉の増進を図ることができた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	尼崎市公害病認定患者のうち65歳以上で障害等級2級以上を対象とする。医師の管理の下、在宅酸素療法を行うことにより、従前においては入院を余儀なくされていた公害病認定患者が自宅での療養が可能となるが、酸素濃縮器を設置することにより必要となる経費(電気料金)を助成することにより公害病認定患者の健康回復の促進及び福祉の増進を図るために必要かつ有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき実施しており、本市独自の事業である。
--------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状						将来像					●
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状																									
将来像					●																				
内容	行政が主体となって実施すべきものである。																								

⑧総合評価

総合評価	維持	医師の管理の下、在宅酸素療法を行なうことにより、従前においては入院を余儀なくされていた尼崎市公害病認定患者が自宅での療養が可能となるが、酸素濃縮器を設置することにより必要となる経費(電気料金)を助成し、公害病認定患者の健康回復の促進及び福祉の増進に有効であり、今後も継続した事業が必要である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体であり認定患者相互間で健康回復に係る事業を積極的に行っていることから、今後とも継続実施をする。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	転地保養事業費	Q12A	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		会計	50 公害病認定患者救済事業費
個別計画	—		款	05 公害救済事業費
事業開始年度	昭和53年度		項	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	竹内 龍一		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市公害病認定患者(市内居住)に対し、転地保養事業を実施することにより、尼崎市公害病認定患者(市内居住)の健康回復の促進と福祉の増進を図る。今後も事業周知を行い、利用者の増を図る必要がある。																		
対象(誰を・何を)	尼崎市公害病認定患者(市内居住)																		
求める成果(どのような状態にしたいか)	尼崎市公害病認定患者(市内居住)の健康回復の促進と福祉の増進を図る。																		
事業概要	尼崎市公害病認定患者(市内居住)に対し、転地保養事業を実施することにより、当該認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。																		
実施内容	<p>市において、空気清浄地にある公共的宿泊施設等を中心に14箇所を指定し、尼崎市公害病認定患者(市内居住)が自身の保養のため当該指定施設を利用した際の必要経費の一部を助成する。また、当該認定患者が10人以上で指定施設以外の施設を利用して当該事業を行うときは事前に市長が承認する</p> <p>助成金(負担金) 宿泊の場合 1人につき7,500円 日帰りの場合 1人につき5,500円 ※平成27年度から対象者1人につき年1回を年2回までの助成とした。</p> <p>・利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日帰り</td> <td>15件</td> <td>52件</td> <td>51件</td> </tr> <tr> <td>宿泊</td> <td>33件</td> <td>27件</td> <td>19件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>48件</td> <td>79件</td> <td>70件</td> </tr> </tbody> </table>				平成26年度	平成27年度	平成28年度	日帰り	15件	52件	51件	宿泊	33件	27件	19件	合計	48件	79件	70件
	平成26年度	平成27年度	平成28年度																
日帰り	15件	52件	51件																
宿泊	33件	27件	19件																
合計	48件	79件	70件																

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	489	423	840	
負担金補助及び交付金	489	423	840	
人件費 B	869	439	133	
職員人工数	0.11	0.05	0.01	
職員人件費	869	439	40	
嘱託等人件費			93	
合計 C(A+B)	1,358	862	973	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	489	423	840	公害救済事業基金繰入金
一般財源	869	439	133	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用者数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	48	27年度	79	28年度	70
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
尼崎市公害病認定患者(市内居住)が空気清浄地において、自然に親しみつつ静養することにより、健康回復の促進と福祉の増進を図ることができた。											

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<p>尼崎市公害病認定患者(市内居住)において、参加型事業等に参加できない当該認定患者(就労者等)に対し、空気清浄地にある宿泊施設において自主的に保養した際の必要経費の一部を助成することにより、健康回復を図ることができる。</p>
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき実施しており、本市独自の事業である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
行政が主体となつて実施すべきものであるため、委託はできない。																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	行政が主体となつて実施すべきものである。																								

⑧総合評価

総合評価	<p><b>維持</b></p> <p>利用者件数が若干減少しているものの、必要経費の一部を助成することにより、健康回復への動機付けとなっていることから、今後も継続して実施した上で、利用促進を図る必要がある。</p>
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	<p>尼崎市公害病認定患者(市内居住)において、健康回復への動機付けとなっていることから、今後とも継続実施とし、利用促進を図るため、引き続き指定施設の増を検討する。</p>
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	健康の家利用補助事業費	Q12K	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		会計	50 公害病認定患者救済事業費
個別計画	—		款	05 公害救済事業費
事業開始年度	昭和53年度		項	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	竹内 龍一		

①事業概要

事業実施趣旨	健康の家を利用する尼崎市公害病認定患者に対し、食事代の半額を補助する。利用者は、固定化、高齢化の傾向にある。																		
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者																		
求める成果（どのような状態にしたいか）	空気清浄地にある健康の家で保養することにより、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図られている。また、食事代の半額を補助することで費用負担の軽減を図っており、利用を促進されている。																		
事業概要	健康の家を利用する尼崎市公害病認定患者に対し、食事代の半額を補助する。																		
実施内容	<p>利用者減及び経費削減のため、平成28年度末で事業廃止</p> <p>健康の家食事代（医療法人晴風園管理） 朝食 200円 昼食 500円 夕食 900円の1/2を補助する。</p> <table border="1"> <tr> <td>・利用実績</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>朝食数</td> <td>471件</td> <td>402件</td> <td>406件</td> </tr> <tr> <td>昼食数</td> <td>471件</td> <td>402件</td> <td>406件</td> </tr> <tr> <td>夕食数</td> <td>471件</td> <td>406件</td> <td>402件</td> </tr> </table>			・利用実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	朝食数	471件	402件	406件	昼食数	471件	402件	406件	夕食数	471件	406件	402件
・利用実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度																
朝食数	471件	402件	406件																
昼食数	471件	402件	406件																
夕食数	471件	406件	402件																

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	323	323	0	
負担金補助及び交付金	323	323		
人件費 B	435	439	0	
職員人工数	0.05	0.05		
職員人件費	435	439		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	758	762	0	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	323	323		公害救済事業基金繰入金
一般財源	435	439	0	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用数(成果を検証するための実態の把握が困難なため指標を設定していない)						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	1,413	27年度	1,210	28年度	1,214
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		空気清浄地にある健康の家で保養することにより、当該患者の健康回復の促進と福祉の増進を図ると共に、食事代の半額を補助することで、費用負担の軽減を図ることができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	空気清浄地にある健康の家で保養することにより、当該患者の健康回復の促進と福祉の増進を図ると共に、食事代の半額を補助することで費用負担の軽減を図っており、健康の家の利用を促進するために必要かつ有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき実施しており、本市独自の事業である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	行政が主体となって実施すべきものである。																								

⑧総合評価

総合評価	<b>休廃止</b>	利用者減及び経費削減のため、平成28年度末で事業廃止
------	------------	----------------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成28年度末で事業廃止
--------	--------------

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	呼吸器教室事業費	Q13K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		会計	50 公害病認定患者救済事業費
個別計画	—		款	05 公害救済事業費
事業開始年度	平成12年度		項	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	竹内 龍一		

①事業概要

事業実施趣旨	呼吸器疾患に関する知識の普及を図ることを目的に、月3回程度の呼吸器訓練等の教室を行っている。参加者の増を図るため、より公害病認定患者が求める事業内容の工夫が必要である。そのために様々な内容の講師の選定が必要である。															
対象 (誰を・何を)	尼崎市公害病認定患者とその付添人															
求める成果 (どのような状態にしたいか)	尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。															
事業概要	呼吸器疾患に関する知識の普及により、尼崎市公害病認定患者の健康の回復と療養生活の改善を図る。															
実施内容	<p>月2回、水曜日の午後、尼崎市立すこやかプラザ多目的ホールにおいて医師等の療養指導、音楽療法士による腹式呼吸等の訓練を行っている。また、不定期であるが、患者団体等と相談し地域保健センター等に出向いて呼吸器教室を開催している。</p> <p>＜講師＞ 医師、理学療法士、音楽療法士、体育指導員、ヨガ講師等</p> <table border="1"> <tr> <td>実績</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>46回</td> <td>40回</td> <td>42回</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>401人</td> <td>348人</td> <td>280人</td> </tr> </table>				実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	実施回数	46回	40回	42回	参加者	401人	348人	280人
実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度													
実施回数	46回	40回	42回													
参加者	401人	348人	280人													

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	620	564	689	
報償費	314	338	350	医師報酬等
需用費	116	36	73	事務用品等
役務費	58	58	124	事業案内郵送料等
使用料及び賃借料	132	132	142	施設使用料
人件費 B	2,410	2,424	1,768	
職員人工数	0.14	0.14	0.13	
職員人件費	1,138	1,148	1,034	
嘱託等人件費	1,272	1,276	734	
合計 C(A+B)	3,030	2,988	2,457	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,892	1,840	1,423	公害保健福祉事業費収入等
一般財源	1,138	1,148	1,034	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	参加者数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)							単位	人		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	401	27年度	348	28年度	280
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 呼吸器機能が低下している尼崎市公害病認定患者が医師からの療養指導やヨガ講師のリラックス運動等の指導により呼吸器疾患の療養方法を学び、また、音楽療法による腹式呼吸等の訓練を繰り返し行ったことにより呼吸器機能の改善が図れた。更に、平成22年度から地域に出向く出前講座を実施し、高齢患者等のQOL(生活の質)の向上を図ることができた。(出前講座アンケート、満足度良)										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	呼吸器機能が低下している尼崎市公害病認定患者にとって呼吸器疾患からの健康回復及び保持のため、長期的・継続的な呼吸器訓練を行う必要がある。また、地域に出向くことは、呼吸器疾患の健康回復・保持はもちろんのこと高齢患者等のQOL(生活の質)の向上を図ることも必要かつ有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき、公害保健福祉事業費収入、尼崎市公害病認定患者救済事業基金で実施しており、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害保健福祉事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	行政が主体となって実施すべきものであるため、委託はできない。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 行政が主体となって実施すべきものである。

⑧総合評価

総合評価	維持	呼吸器機能が低下している公害病認定患者にとって呼吸器疾患からの健康回復及び保持のため、長期的・継続的な呼吸器訓練を行う必要がある。更に地域に出向くことによって呼吸器疾患の健康回復・保持はもちろんのこと高齢患者等のQOL(生活の質)の向上を図ることも有効であることから今後も継続して実施する。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	呼吸器機能が低下している尼崎市公害病認定患者にとって、呼吸器疾患からの健康回復及び保持のため、長期的・継続的な呼吸器訓練を行う必要があることから、今後とも継続実施する。その中で、講師の選定や実施場所等について患者のニーズを把握し、呼吸器教室での実施内容を充実させるとともに、事業周知の方法についても検討する。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	リフレッシュ事業費	Q13P	事業分類	ソフト事業
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		会計	50 公害病認定患者救済事業費
個別計画	—		款	05 公害救済事業費
事業開始年度	平成17年度		項	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	竹内 龍一		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市公害病認定患者(市内及び阪神間の居住者)が気軽に日帰りで参加し、健康講座・保健指導及び入浴等を実施している。現在、市内又は市周辺施設を利用しているが今後は施設の選定、事業内容等の充実を図る必要がある。														
対象(誰を・何を)	尼崎市公害病認定患者(市内及び阪神間の居住者)														
求める成果(どのような状態にしたいか)	尼崎市公害病認定患者(市内及び阪神間の居住者)の自主的な健康回復の促進と福祉の増進を図る。														
事業概要	尼崎市公害病認定患者(市内及び阪神間の居住者)が気軽に日帰りで参加し、健康講座・保健指導・音楽療法及び入浴等を実施する。														
実施内容	<p>年3回(5月・10月・1月)に実施                  募集数 各80人                  実施場所 尼崎市内及び市周辺施設</p> <table border="1"> <tr> <td>参加実績</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>2回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>99人</td> <td>126人</td> <td>112人</td> </tr> </table>			参加実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	実施回数	2回	3回	3回	参加者	99人	126人	112人
参加実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度												
実施回数	2回	3回	3回												
参加者	99人	126人	112人												

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	984	896	1,357	
報償費	45	36	87	医師報酬等
需用費	276	275	380	事務用品等
役務費	305	247	261	事業案内郵送料等
使用料及び賃借料	358	338	629	施設使用料
人件費 B	2,810	3,080	1,902	
職員人工数	0.25	0.25	0.14	
職員人件費	1,720	1,986	1,074	
嘱託等人件費	1,090	1,094	828	
合計 C(A+B)	3,794	3,976	3,259	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	2,074	1,990	2,092	公害保健福祉事業費収入等
一般財源	1,720	1,986	1,167	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	参加者数、満足度(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)							単位	人	
目標・実績	目標値	180	達成年度	毎年度	26年度	99	27年度	126	28年度	112
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 尼崎市公害病認定患者(市内及び阪神間の居住者)が気軽に日帰りで参加し、健康講座・保健指導・音楽療法及び入浴等を実施しており、参加者には好評を得ている(アンケート満足度)。現在、市内または市周辺施設を利用しているが、今後は新たな施設の選定や事業内容等の充実を図る必要がある。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	呼吸器機能が低下している尼崎市公害病認定患者(市内及び阪神間の居住者)にとって呼吸器疾患からの健康回復及び保持のため、呼吸器訓練等を行う必要がある。市内の交通の利便性の良い場所や市周辺施設で実施することにより参加が促されるため、高齢患者等のQOL(生活の質)の向上を図るために必要かつ有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき、公害保健福祉事業費収入、尼崎市公害病認定患者救済事業基金で実施しており、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害保健福祉事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	行政が主体となって実施すべきものであるため、委託はできない。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 行政が主体となって実施すべきものである。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	尼崎市公害病認定患者(市内及び阪神間の居住者)が気軽に日帰りで参加し、健康講座・保健指導・音楽療法及び入浴等を実施している。なお、毎回多くの応募があるものの、体調不良等によりキャンセルが多く発生している状況にあるが、参加者には好評を得ており、本事業の参加が契機となり呼吸器教室事業への参加促進にも繋がることから、今後も継続して実施する。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	呼吸器機能が低下している尼崎市公害病認定患者(市内及び阪神間の居住者)において、呼吸器疾患からの健康回復及び保持には呼吸器訓練等を行う必要があることから、今後とも継続実施をするが、新たな施設の選定や事業内容の充実を図る必要がある。また、現在も他事業の啓発活動を本事業内で行っているもので、周知方法の工夫により他事業への参加を促す。
--------	---

# 平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	水泳鍛錬奨励事業費	Q14A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		会計	50 公害病認定患者救済事業費
個別計画	—		款	05 公害救済事業費
事業開始年度	平成4年度		項	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	竹内 龍一		

## ①事業概要

事業実施趣旨	公害病認定患者にプール利用券(年間20枚)を交付し、プール利用による体力練成を自主的に行う機会を創造し、健康回復の促進及び保持と福祉の増進を図る。			
対象(誰を・何を)	尼崎市公害病認定患者			
求める成果(どのような状態にしたいか)	尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。			
事業概要	尼崎市公害病認定患者にプール利用券を交付し、プール利用による体力練成を自主的に行うことにより健康回復の促進と福祉の増進を図る。			
実施内容	交付枚数	年間20枚		
	使用期間	毎年4月1日～翌年3月20日		
利用施設	サンシビック尼崎室内プール(尼崎市西御園町)	ハーティ21室内プール(尼崎市南塚口町)		
	ハーティ21室内プール(尼崎市南塚口町)	尼崎スポーツの森室内プール(尼崎市扇町)		
		※各プールの一般開放時間に利用		
利用実績		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	利用券交付人数	38人	40人	36人
	サンシビック	42件	39件	39件
	ハーティ21	72件	51件	70件
	尼崎スポーツの森	47件	16件	48件
計	161件	106件	157件	

## ②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	94	140	175	
需用費	3	1	7	事務用品等
役務費	3	9	11	事業案内郵送料
使用料及び賃借料	88	130	157	施設使用料
人件費 B	435	439	133	
職員人工数	0.05	0.05	0.01	
職員人件費	435	439	40	
嘱託等人件費			93	
合計 C(A+B)	529	579	308	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	94	140	175	公害救済事業基金繰入金
一般財源	435	439	133	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用者数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	161	27年度	106	28年度	157
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		尼崎市公害病認定患者にプール利用券(年間20枚)を交付し、プール利用による体力練成を自主的に行う機会を創造し、健康回復の促進及び保持と福祉の増進を図ることができた。								

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	尼崎市公害病認定患者のうち特に就労世代において、健康回復の促進及び保持と福祉の増進を図るため、休日や夜間など当該患者の都合の良い時間帯にプール利用による体力練成を自主的に行う機会を創造する必要がある。また、生活の多様化に伴い集団参加型事業に馴染まない当該患者に対し、健康回復への意識の醸成させる契機になることから、必要かつ有効である。
---------	---

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、尼崎市公害病認定患者における健康回復の促進と福祉の増進のため、「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき、公害病認定患者救済事業基金等で実施するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
-----------------	--	--

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき実施しており、本市独自の事業である。
---------------	---

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	行政が主体となって実施すべきものであるため、委託はできない。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E	内容 行政が主体となって実施すべきものである。
現状		●
将来像		○

## ⑧総合評価

総合評価	<b>維持</b> 公害病認定患者にプール利用券(年間20枚)を交付し、プール利用による体力練成を自主的に行う機会を創造しており、健康回復の促進及び保持と福祉の増進を図ることができている。また、就労世代に対し、健康回復の意識の醸成させる契機になっていることから、今後も継続して実施する。
------	--

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	尼崎市公害病認定患者において、健康回復の促進及び保持と福祉の増進を図ることができおり、今後とも継続実施する。そのなかで、更なる事業周知を図るほか利用施設の増に向けた検討を行う。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	養育医療給付事業費	452A	事業分類	法定事業
根拠法令	母子保健法・尼崎市未熟児養育事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:無)		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和40年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	未熟児は正常な新生児に比べて生理的に未熟であり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高く、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため、入院を必要とする未熟児に対しては必要な医療の給付を行う。
対象(誰を・何を)	出生体重が2,000g以下の児、若しくは生活力が特に薄弱な児等で、医師が入院養育を必要と認めた児。
求める成果(どのような状態にしたいか)	出生体重が2,000g以下の児、若しくは生活力が特に薄弱な児等で、医師が入院養育を必要と認めた児に、必要な医療の給付を行い、保護者の経済的な負担を軽減する。
事業概要	母子保健法第20条の規定に基づき、出生体重が2,000g以下の児、若しくは生活力が特に薄弱な児等で、医師が入院養育を必要と認めた児に対し、指定養育医療機関にて医療の給付を行い、生後速やかに適切な処置を講ずる。
実施内容	<p>養育医療給付申請書を受理し、管理医が審査した結果、必要と認めた場合に養育医療券を交付する。養育医療指定医療機関において医療を受けた場合、その医療に要した医療費の自己負担額の全額を公費助成している。</p> <p>1 医療費給付状況 給付実人員(うち新規申請者数) 給付件数 平成26年度 132人 (108人) 327件 平成27年度 136人 (108人) 319件 平成28年度 141人 (112人) 345件 実施場所:指定医療機関</p> <p>2 申請受付について 平成26年度125件 平成27年度130件 平成28年度129件 申請受付は保健センター各地域保健担当で、未熟児のフォローのため保健師による面接相談を同時に行っている。</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	31,666	35,415	32,613	
委託料	27	29	27	医療支払事務費(国保・社保)
扶助費	31,639	35,386	32,586	医療費及び食事療養費(国保・社保)
人件費 B	5,255	5,224	5,023	
職員人工数	0.71	0.63	0.63	
職員人件費	5,180	4,688	4,597	
嘱託等人件費	75	536	426	
合計 C(A+B)	36,921	40,639	37,636	
C 国庫支出金	12,788	14,316	13,369	養育医療給付事業費に充当
県支出金	6,665	6,317	6,684	平成24年度まで補助率 国1/2
市債				平成25年度から 国1/2 県1/4
その他				
一般財源	17,468	20,006	17,583	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	公害病補償事業費	4A1A	事業分類	法定事業
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和45年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	55 公害病補償費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	竹内 龍一		

①事業概要

事業実施趣旨	公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という)に基づき、大気汚染の健康被害者の損害を補填するための補償給付を行う。
対象(誰を・何を)	公健法に規定する第一種地域(大気汚染)に係る健康被害者
求める成果(どのような状態にしたいか)	公健法に規定する第一種地域(大気汚染)に係る健康被害者の迅速かつ公正な保護
事業概要	公健法に基づき、相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害について、汚染原因者から徴収される費用を財源として、被害者の損害を補填するための補償給付等を行う。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域指定 昭和45年12月 1日</li> <li>指定拡大 昭和45年12月 1日</li> <li>指定解除 昭和63年 3月 1日</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定患者の状況 平成26年度末 1,880人 平成27年度末 1,821人 平成28年度末 1,759人</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>扶助費</li> <li>療養費 35,612件 1,092,170,436円</li> <li>療養手当 15,572件 365,806,200円</li> <li>障害補償費 17,846件 1,405,300,320円</li> <li>児童補償手当 0件 0円</li> <li>遺族補償費 667件 96,271,525円</li> <li>遺族補償一時金 6件 21,559,200円</li> <li>葬祭料 14件 5,205,500円</li> <li>合計 69,717件 2,986,313,181円</li> </ul>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	3,184,492	3,055,557	3,157,166	
需用費	158	263	167	事務用品等
委託料	60,451	68,834	57,710	認定更新(見直し)検査等業務委託
使用料及び賃借料	102	111	153	複写機使用料等
備品購入費	93	36	2	備品購入費及び認定研究会委員旅費
その他	3,123,688	2,986,313	3,099,134	扶助費(障害補償費)等
人件費 B	34,769	33,218	32,537	
職員人工数	5.30	4.24	5.31	
職員人件費	34,769	31,443	32,537	
嘱託等人件費		1,775		
合計 C(A+B)	3,219,261	3,088,775	3,189,703	
C 国庫支出金	44,386	53,964	43,203	
県支出金				
市債				
その他	3,123,688	2,986,313	3,099,122	
一般財源	51,187	48,498	47,378	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	施設維持管理事業費	4E1A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	地域保健法、尼崎市保健所及び保健センターの設置及び管理に関する条例			
個別計画	—			
事業開始年度	昭和23年度			
施策	11 地域保健			
会計	01 一般会計			
款	20 衛生費			
項	10 保健所費			
目	05 保健所費			

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	保健企画課、健康増進課、生活衛生課、保健センター、地域保健担当、企画管理課	所属長名	松長寿枝、森田幸子、西村邦子、石井智鶴、堀池香、北村幸司

①事業概要

事業実施趣旨	保健所施設は開設後14年が経過し、消耗等による小修繕が必要な箇所が増えているほか、各支所の地域保健担当については施設の老朽化が著しく、各種事業の実施を円滑に行うために、適切な維持管理業務を行う必要がある。
対象（誰を・何を）	保健所、保健センター及び各支所の地域保健担当
求める成果（どのような状態にしたいか）	来所者が快適に施設を利用できるよう、安全性及び衛生面を確保し、市民に対する保健サービスを向上させる。
事業概要	保健所、保健センター及び各支所の地域保健担当の施設維持管理を行う。
実施内容	<p>1 施設概要 【保健所（保健センター）】</p> <p>①竣工年 平成12年（七松町1丁目3-1-502フェスタ立花南館5階部分）</p> <p>②構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造27階建 延床面積 66635.35㎡ 敷地面積 9646.37㎡</p> <p>③管理 直営管理 【地域保健担当】 ・各支所（中央・小田・大庄・立花・武庫・園田）に設置</p> <p>2 事業内容 保健所、保健センター及び各支所の地域保健担当の施設維持管理 ・庁舎管理、庁舎修繕、光熱水費・電話料・各種委託料等の支払</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	51,280	51,179	56,650	
需用費	13,088	12,841	15,638	光熱水費、庁舎修繕料等
役務費	5,544	4,642	5,612	電話代等
委託料	13,104	13,923	14,918	警備、設備保守等
負担金補助金及び交付金	15,088	15,074	15,075	庁舎管理費・修繕積立金等
その他	4,456	4,699	5,407	旅費、複写機使用料等
人件費 B	4,359	4,399	4,136	
職員人工数	0.55	0.55	0.52	
職員人件費	4,359	4,399	4,136	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	55,639	55,578	60,786	
C 国庫支出金	929	488	648	
の 県支出金		481	508	
財 市債				
源 市債				
内 市債				
訳 市債				
その他	22,162	19,435	20,212	営業許可手数料等
一般財源	32,548	35,174	39,418	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	地域いきいき健康プランあまがさき策 定事業費	4E1M	事業分類	その他
根拠法令	健康増進法			
個別計画	第2次地域いきいき健康プランあまがさき			
事業開始年度	平成28年度			
施策	11 地域保健			
会計	01 一般会計			
款	20 衛生費			
項	10 保健所費			
目	05 保健所費			

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	松長 寿枝

①事業概要

事業実施趣旨	第2次計画（平成25～29年）の施策評価、次期計画策定に向けた課題抽出を行い、「市民が、地域で健康に、安心して暮らし続けること」を目指す。
対象（誰を・何を）	第2次地域いきいき健康プランあまがさき
求める成果（どのような状態にしたいか）	現（第2次）計画の評価を行い、継続や改善の必要性がある取組などを洗い出す。
事業概要	次期計画の策定に向けて、第2次地域いきいき健康プランあまがさきの評価測定（アンケート調査）を行う。
実施内容	<p>尼崎市健康づくりアンケート調査</p> <p>1 対象 市民5,923人 成人（無作為抽出）3,000人 幼児の保護者（1歳6か月児及び3歳児健診対象者）1,307人 中学生（中学1年生、中学3年生、高校3年生）1,616人</p> <p>2 調査期間 平成28年11月～平成29年2月</p> <p>3 アンケート調査内容 第2次計画の施策評価を行うための評価指標の測定、健康づくりに関する市民の意識や行動などに関する項目の記述式アンケート調査を行い、集計・分析し、調査報告書を作成する。</p> <p>4 調査方法 成人：郵送配布、郵送回収 幼児の保護者：郵送配布、直接回収 中学生：学校での直接配布、直接回収</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	0	1,216	2,464	
需用費		6	4	消耗品費
委託料		1,210	2,460	業務委託料
人件費 B	0	3,279	3,818	
職員人工数		0.41	0.48	
職員人件費		3,279	3,818	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	4,495	6,282	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財 市債				
源 市債				
内 市債				
訳 市債				
その他				
一般財源	0	4,495	6,282	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	健康の家管理運営事業費	Q11A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立健康の家の設置及び管理に関する条例・規則		会計	50 公害病認定患者救済事業費
個別計画	—		款	05 公害救済事業費
事業開始年度	昭和49年度		項	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	竹内 龍一		

①事業概要

事業実施趣旨	昭和48年に尼崎商工会議所と市の間(立会人県知事)で協定を結び、拠出金を元に尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る事業を実施することとし、昭和49年に「健康の家」を設置した。利用者は、高齢化、固定化の傾向にある。																
対象(誰を・何を)	尼崎市公害病認定患者																
求める成果(どのような状態にしたいか)	尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。																
事業概要	猪名川町北田原字屏風岳17に設置する健康の家の管理業務を医療法人晴風園に管理委託する。																
実施内容	<p>利用者減及び経費削減のため、平成28年度末で事業廃止</p> <p>・健康の家概要 鉄筋コンクリート造2階建(敷地面積 993.48㎡借地) 昭和49年10月18日建物延面積 712.6㎡ 定員28人(3人用4室・4人用4室)計8室</p> <p>・利用方法 利用日の前月初日から利用日の14日前までに申し込む 利用に際しては、マイクロバスで送迎する。 宿泊期間は2泊3日を限度とする。</p> <p>・利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定患者</td> <td>239人</td> <td>205人</td> <td>199人</td> </tr> <tr> <td>付添い者</td> <td>120人</td> <td>113人</td> <td>92人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>359人</td> <td>318人</td> <td>291人</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	認定患者	239人	205人	199人	付添い者	120人	113人	92人	計	359人	318人	291人
	平成26年度	平成27年度	平成28年度														
認定患者	239人	205人	199人														
付添い者	120人	113人	92人														
計	359人	318人	291人														

(このページは白紙です)

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	24,803	25,582	0	
役務費	28	27		主治医意見書料等
委託料	24,596	25,376		健康の家管理業務委託
使用料及び賃借料	179	179		土地借上料
人件費 B	1,529	1,540	0	
職員人工数	0.12	0.12		
職員人件費	984	993		
嘱託等人件費	545	547		
合計 C(A+B)	26,332	27,122	0	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	25,348	26,129		公害救済事業基金繰入金等
財源内訳	984	993	0	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	尼崎健康医療財団補助金	401A	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和48年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	05 保健衛生総務費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

①事業概要

事業実施趣旨	本市において保健医療関係機関の連携のもと、1次救急医療体制を安定的に確保するとともに、市民のさらなる健康回復、保持増進を図る。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	休日・夜間の救急医療の確保及び看護師の養成を図るとともに、健康の増進、疾病の予防及び医療情報に関する事業を推進し、地域住民の健康増進と医療の充実へ寄与する。
事業概要	増加する医療需要に対処するため、休日夜間急病診療所、阪神南園域小児救急医療電話相談、看護専門学校等の運営及び市民健康開発センター建設費等の償還に対する補助を行う。
実施内容	<p>1 旧尼崎医療センター運営費補助</p> <p>①休日夜間急病診療所（内科・小児科、耳鼻咽喉科、眼科） 平成28年度決算額 121,898千円</p> <p>②あまがさき小児救急相談ダイヤル運営補助 9,476千円</p> <p>③建物等管理業務 平成28年度決算額 8,067千円</p> <p>④看護専門学校運営補助 医療専門課程（看護科） 平成28年度決算額 4,101千円</p> <p>2 阪神南園域小児救急医療電話相談運営費補助</p> <p>阪神南園域（尼崎市・西宮市・芦屋市）の小児救急医療電話相談を運営 平成28年度決算額 2,209千円</p> <p>3 市民健康開発センター「ハーティ21」建設費等補助</p> <p>建設にかかる償還金等 平成28年度決算額 465,132千円</p> <p>機器購入償還金 平成28年度決算額 203,419千円</p> <p>4 公益財団法人尼崎健康・医療事業財団役員にかかる人件費補助</p> <p>平成28年度決算額 3,450千円</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	819,159	817,752	126,392	
負担金補助及び交付金	819,159	817,752	126,392	
人件費 B	2,298	2,319	2,148	
職員人工数	0.29	0.29	0.27	
職員人件費	2,298	2,319	2,148	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	821,457	820,071	128,540	
C 国庫支出金				
県支出金	3,477	3,679	3,698	
市債				
その他				
一般財源	817,980	816,392	124,842	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	休日夜間急病診療所の運営、健診事業及び健康増進事業等の実施体制の確保（事業の性質上、指標設定は適当でないため）				単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度 — 27年度 — 28年度 —

28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	休日夜間急病診療所を運営し、健診事業及び健康増進事業等を実施している。
-----------------	---	-------------------------------------

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	休日夜間急病診療所を運営することで休日・夜間の救急医療を確保し、看護専門学校を運営することで看護師の養成を図っている。健診事業及び健康増進事業等を展開することで、地域住民の健康増進と医療の充実へ寄与している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市における同種の施設の設置状況 ※24:00以降の対応はなし 芦屋市：芦屋市立休日急病診療所（診療科目：内科・小児科/診療日：日・祝・年末年始） 西宮市：西宮市応急診療所（診療科目：内科・小児科/診療日：平・土・日・祝・年末年始） 伊丹市：休日等応急診療所（診療科目：内科/診療日：平・土・日・祝・お盆・年末年始） 宝塚市：休日急病診療所（診療科目：内科/診療日：日・祝・年末年始） 三田市：三田市休日急病診療センター（診療科目：内科・小児科/診療日：日・祝・年末年始） 川西市：応急診療所（診療科目：内科/診療日：日・祝・年末年始）
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																		
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																		
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域					現状	A	B	C	D	E	将来像		●			
	市民の領域 ↔ 行政の領域																		
現状	A	B	C	D	E														
将来像		●																	
内容	安定的な救急医療体制確保の観点から、施設のあり方やその運営手法について検討を進める。																		

⑧総合評価

総合評価	維持	1次救急医療体制を安定的に確保するとともに、市民のさらなる健康回復、保持増進を図るために、休日夜間急病診療所及び看護専門学校の運営、健診事業及び健康増進事業等の展開は必要不可欠なものであり、今後とも維持することが必要である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	休日夜間急病診療所についてはその設備更新が急がれる状況である。看護専門学校については、平成29年度に旧医療センターから旧聖トマス大学跡地に移転したところであるが、その経営状況を検証して運営補助のあり方について検討を行う。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	尼崎口腔衛生センター補助金	401K	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和51年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	05 保健衛生総務費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

①事業概要

事業実施趣旨	市民の歯科疾患予防、心身障害者(児)診療、休日急病歯科診療を行うとともに、地域の歯科相談センターとして、市民の健康増進に寄与する。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	予防検診、心身障害者(児)、休日の歯科急病診療を通して、地域の歯科医療の充実を図る。
事業概要	休日急病歯科診療、心身障害者(児)歯科診療、歯科疾患の予防及び歯科健診業務に対する補助を行う。 また、一般社団法人尼崎市歯科医師会が建設する新歯科医師会館に併設する尼崎口腔衛生センターの整備に必要な経費の補助を行う。
実施内容	1 法人会計部門 財団職員人件費等管理経費にかかる補助 平成28年度決算額 23,166千円 2 公益会計部門 検診指導、フッ素塗布、心身障害者(児)歯科診療、休日急病歯科診療等にかかる補助 平成28年度決算額 33,417千円 3 建設補助 新歯科医師会館に併設する口腔衛生センターの整備等に係る建設補助 平成28年度決算額 62,029千円

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	57,383	118,612	111,543	口腔衛生センター、歯科医師会館 複合施設建設に係る補助金を含む
負担金補助及び交付金	57,383	118,612	111,543	
人件費 B	2,298	2,319	2,148	
職員人工数	0.29	0.29	0.27	
職員人件費	2,298	2,319	2,148	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	59,681	120,931	113,691	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	59,681	120,931	113,691	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	予防・健診業務、心身障害者(児)・休日急病診療の運営体制の確保 (事業の性質上、指標設定は適当でないため)				単位	—					
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	—	27年度	—	28年度	—
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 予防・健診業務、心身障害者(児)・休日急病診療業務を円滑に運営している。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	予防検診事業及び心身障害者(児)診療を実施することで市民の歯科疾患の予防を図り、口腔の健康を維持するとともに、休日急病診療休日の歯科急病診療により切れ目のない歯科医療サービスを提供することで、地域の歯科医療の充実に寄与している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市における休日急病診療及び心身障害者(児)診療の実施状況については次のとおり 芦屋市: 歯科センター(診療日: 日・祝・年末年始/心身障害者(児)診療: 木) 西宮市: 西宮歯科総合福祉センター(診療日: 日・祝・年末年始/心身障害者(児)診療: 水・金) 伊丹市: 伊丹市口腔保健センター(診療日: 日・祝・年末年始/心身障害者(児)診療: 火・水・金) 宝塚市: 歯科応急診療所(診療日: 日・祝・年末年始/心身障害者(児)診療: 水・木) 三田市: 歯科医師会に委託(診療日: 日・祝・年末年始/心身障害者(児)診療: なし) 川西市: 川西市ふれあい歯科診療所(診療日: 日・祝・年末年始/心身障害者(児)診療: 木・土)
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
医療サービス等を提供する事業への補助金支出業務である。	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像
内容	心身障害者(児)診療や休日急病診療はノウハウを有する外部の団体に委ねることによって実施する必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	心身障害者(児)診療は一般の診療所では対応が難しく、代替の効かないものである。 休日急病診療は、一次救急医療体制の確保のため必要である。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	公益財団法人口腔衛生センターについては、歯科口腔保健体制のさらなる充実を目指し、一般社団法人尼崎市歯科医師会との組織統合について協議を進めていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	優良看護表彰事業費	449A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和54年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

①事業概要

事業実施趣旨	長期勤続優良医療従事者に対して、感謝状及び記念品を贈呈することにより、医療従事者全体の勤労意欲の向上を図るため実施している。
対象 (誰を・何を)	長期勤続優良医療従事者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	医療従事者全体の勤労意欲の向上を図ることにより、市民の健康の保持増進とよりよい地域社会づくりを目指す。
事業概要	長期勤続優良医療従事者に対して、感謝状及び記念品を贈呈し、医療従事者全体の勤労意欲の向上を図り、地域医療の向上に資する。
実施内容	医師会から推薦のあった長期勤続優良医療従事者に対し、医師会設立記念式典における長期勤続優良医療従業者表彰式の場で対象者へ対し、感謝状及び記念品を贈呈する。 ・被贈呈者: 31人 ・贈呈内容: 感謝状及び記念品(ボールペン)

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	17	17	4	
報償費	17	17	4	
人件費 B	374	379	452	
職員人工数	0.11	0.11	0.11	
職員人件費	374	379	452	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	391	396	456	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	391	396	456	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	被表彰者数						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	19	27年度	27	28年度	31
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	医師会からの推薦に基づいて長期勤続優良医療従事者に対し、感謝状及び記念品を贈呈している。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	長期勤続優良医療従事者の功績を讃えることで、医療従事者全体の勤労意欲の向上を図るため必要である。また、表彰を受けることにより、本市の地域医療に貢献していると対外的にも認められるため、医療従事者全体の勤労意欲の向上が図られており、医療従事者の資質のさらなる向上につながっている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市として表彰することに意義がある事業であり、受益者負担の考え方は馴染まない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市では、同様の事業を行っていない。
---------------	-----------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	市として表彰することに意義があるため。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 市として表彰することに意義があるため。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	特に勤務成績等の優良な長期勤続優良医療従事者の功績を讃えることで、医療従事者全体の勤労意欲の向上が図られており、市民の健康の保持増進とよりよい地域社会づくりにつながっている。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	事業の実施方法等の改善を行いつつ、医療従事者全体の勤労意欲の向上を図り、市民の健康の保持増進とよりよい地域社会づくりにつながるよう努めていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	医務薬務事業費	44A0	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	医療法及び医薬品医療機器法等		会計	01 一般会計
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:有)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成24年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

①事業概要

事業実施趣旨	適切な医療体制の確保のため、医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、臨床検査技師等に関する法律、医薬品医療機器法(略称)、毒物及び劇物取締法に基づく市内医療機関及び施設等の許認可等並びに監視指導を行う。
対象(誰を・何を)	市民、事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	医療法及び医薬品医療機器法等に係る医療機関及び施設等に対し、許認可並びに監視指導を行うことにより、適切な医療体制を整備し、維持する。
事業概要	医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、臨床検査技師等に関する法律、医薬品医療機器法、毒物及び劇物取締法に基づく市内医療機関及び施設等の許認可等並びに監視指導を行う。
実施内容	<p>1 医務関係事業</p> <p>① 医療機関等(病院・診療所・施術所等)の許可及び届出受理</p> <p>② 医療機関等に対する監視指導</p> <p>③ 医師、看護師等の免許申請事務</p> <p>2 薬務関係事業</p> <p>① 薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業等の許可及び届出受理</p> <p>② 薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業等に対する監視指導</p> <p>③ 薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業等を対象とした講習会の実施</p> <p>3 医務薬務システム</p> <p>医務業務及び薬務業務を一元管理するシステムの運営維持</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,151	2,360	2,483	
旅費	90	87	202	
需用費	190	442	443	
委託料	1,301	1,301	1,311	システム運用・保守等委託料
使用料及び賃借料	528	530	527	システムリース料等
備品購入費	42			
人件費 B	46,326	46,778	44,690	
職員人工数	6.85	6.85	6.47	
職員人件費	46,326	46,778	44,690	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	48,477	49,138	47,173	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	316	568	718	
一般財源	48,161	48,570	46,455	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	薬局、医薬品販売業者への監視指導実施率					単位	%			
目標・実績	目標値	40	達成年度	毎年度	26年度	42	27年度	64	28年度	45
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 計画的に監視等を行い、施設等の設備基準が一定に確保できている。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	医療法及び医薬品医療機器法等に係る医療機関及び施設等に対し、許認可並びに監視指導を行うことにより、適切な医療体制を確保することで、それらの施設の利用者に安全・安心を提供できている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例に基づき手数料を規定しており、市の方針に従い、3年ごとに手数料の見直しを行っている。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	法及び県条例において保健所設置市にその事務権限が移譲されており、本市と同様に西宮市、神戸市及び姫路市においても事務を行っている。また、手数料についても県及び他市と同額である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	許認可及び届出受理や監視指導については法律に基づく事務であるため、委託できない。システムの運用に係る専門的な業務は委託済である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E	内容 行政の責任において実施する必要がある。
現状/将来像	●	○

⑧総合評価

総合評価	維持	法定事務であり、計画的に実施できている。
------	----	----------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	医療関係施設は、近年、様々な業容、業態が出てきており、それらに対応することが必要となっている。新たな形態等の把握に努め、法令と個々の事例を照らし合わせ、的確な指導を図っていく。
--------	--

# 平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	在宅当番医制運営補助金	44A1	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	在宅当番医制(産婦人科)救急医療運営補助要綱		会計	01 一般会計
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成4年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

## ①事業概要

事業実施趣旨	休日及び夜間における産婦人科初期救急医療を確保する。
対象(誰を・何を)	産婦人科救急患者
求める成果(どのような状態にしたいか)	休日及び夜間において産婦人科医療を必要とする救急患者のための医療体制を構築する。
事業概要	休日及び夜間において、産婦人科医療を必要とする救急患者の医療体制の整備を図るため、その経費の補助を行い、産婦人科初期救急医療の体制の確立を図る。
実施内容	<p>休日及び夜間において、産婦人科救急医療体制を在宅当番医制によって確保するため、その運営費を尼崎市医師会に補助する。</p> <p>【平成28年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加医療機関 12</li> <li>救急搬送受入件数:平成24年度 283件、平成25年度 273件、平成26年度 263件、平成27年度 297件、平成28年度 308件</li> <li>実施日 年末年始を除く日曜日、祝日、土曜日の午後及び平日の夜間 <ul style="list-style-type: none"> <li>平日夜間 243日 土曜 50日 休日 66日 計 359日</li> <li>平日夜間 22時～翌6時 土曜 18時～翌6時 休日 9時～翌6時</li> </ul> </li> <li>1回あたりの単価 平日 45,138円、土曜 67,707円、休日 90,276円</li> <li>【28年度決算額 20,312千円】</li> <li>45,138円×243日+67,707円×50日+90,276円×66日=20,312,100円</li> </ul>

## ②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	20,380	20,312	20,290	
負担金補助及び交付金	20,380	20,312	20,290	
人件費 B	476	480	398	
職員人工数	0.06	0.06	0.05	
職員人件費	476	480	398	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	20,856	20,792	20,688	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	20,856	20,792	20,688	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	本市当番病院における応需体制							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	26年度	100	27年度	100	28年度	100
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
在宅当番医制度における休日及び夜間における産婦人科治療を必要とする救急患者の医療体制は整備されている。										

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日及び夜間において、産婦人科医療を必要とする救急患者の医療を確保するため、産婦人科初期救急医療体制の整備を図り、市民の安全・安心を確保する。</li> <li>市内の産婦人科数が減少傾向にある中で、産婦人科初期救急医療体制は確保できており、市からの補助が体制確保に寄与している。</li> </ul>
---------	--

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市でも同様の事業を行っている。
---------------	---------------------

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状			●			将来像			○		
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状			●																						
将来像			○																						
内容	在宅当番医制をより効率的に運営するため、医師会の協力のもと実施している。																								

## ⑧総合評価

総合評価	維持	当制度により、一定、産婦人科初期救急患者の医療体制が確保されている。なお、市民の利便性を向上させるため、医療機関と調整を行い、平成29年4月から当番医療機関をホームページ等で公表していくこととなった。
------	----	--

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	市内の産婦人科診療所数が減少傾向にある中、今後も産婦人科初期救急医療体制の確保に努めていく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	第2次救急医療補助金	44AA	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市第2次救急医療施設に係る運営費補助要綱等		会計	01 一般会計
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和54年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

①事業概要

事業実施趣旨	兵庫県保健医療計画において、休日及び夜間における2次救急患者に対し、1次救急医療機関の後送先となる病院を確保するため、圏域内の病院群が輪番制方式(病院群輪番制)により対応することとしている。本市は、阪神南圏域として西宮市・芦屋市とともに第2次救急医療体制を構築している。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	休日及び夜間における入院を要する重症者の救急医療体制を整備し、維持する。
事業概要	休日及び夜間において、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するために設けられた病院群輪番方式による第2次救急医療施設に対し、経費の補助を行うことにより、救急医療体制の確立を図る。
実施内容	<p>休日及び夜間において、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、病院群輪番制に参加する医療機関の運営に要する経費を補助する。</p> <p>1 運営費補助金 【平成28年度決算額】 31,440千円 365日体制で診療科目別の受入体制を整備するための運営補助金を尼崎市医師会に支出。 (診療科目:循環器内科・脳神経外科・一般内科・消化器内科・一般外科・整形外科) 【平成28年度実績】夜間:18時~翌朝8時 休日昼:8時~18時 参加医療機関 13(尼崎市)</p> <p>2 事務費補助 【平成28年度決算額】 3,253千円 27年度から阪神医療福祉情報ネットワーク協議会(構成:阪神6市1町及び兵庫県健康福祉事務所等)が2次救急医療システム(h-Anshinむこねつ)を運営し、当該協議会に事務費を支出。</p>

平成28年度実績報告

項目	全体件数	輪番制時間帯件数
①搬送総数	25,399	14,920
②市内医療機関受入件数	23,119	12,840
③民間医療機関受入件数	10,660	5,661

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	34,773	34,693	34,500	
負担金補助及び交付金	34,773	34,693	34,500	
人件費 B	476	480	398	
職員人工数	0.06	0.06	0.05	
職員人件費	476	480	398	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	35,249	35,173	34,898	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	35,249	35,173	34,898	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	本市当番病院における応需体制						単位	%		
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	26年度	100	27年度	100	28年度	100
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		第2次救急医療体制における本市の応需体制は確保できており、阪神南圏域における休日及び夜間における医療体制は整備されている。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	第2次救急医療機関に運営経費を補助することにより、本市における第2次救急医療体制が診療科目別で365日体制で確保でき、阪神南圏域で入院治療を必要とする重症救急患者の安全・安心を提供することができている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	厚生労働省救急医療対策実施要綱(昭和52年制定)において、地方公共団体が地域の实情に応じて病院群輪番制方式等による入院を要する(第2次)救急医療機関を整備し、休日夜間急患センター等の初期救急医療設備及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するとされている。兵庫県保健医療計画において第2次救急医療は圏域内の病院群が輪番制方式により対応することとしており、本市は阪神南圏域として西宮市・芦屋市と第2次救急医療体制を構築している。阪神間各市についても、第2次救急医療体制の確保を図るため同様の補助を行っている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状			●			将来像			○		
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状			●																						
将来像			○																						
内容	第2次救急医療体制をより効率的に運営するため、医師会の協力のもと実施している。																								

⑧総合評価

総合評価	維持	当制度により、一定、本市において入院治療を必要とする重症救急患者の医療体制が確保されている。平成25年度より要綱を改正し、診療科目別の365日体制とし、当番医療機関は、当番当日、当番科目において受入体制を整備するもの。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後もより安全・安心な救急医療体制を構築するため、この体制を維持できるよう医師会や医療機関との連携に努めていく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	感染症対策事業費	411A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価・無)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成11年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	10 感染症対策費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	疾病対策課
所属長名	針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	医療の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症を克服してきたが、国際化の進展や新たな感染症の出現などにより、今なお、本市に脅威を与えている。このような状況を踏まえ、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。
対象(誰を・何を)	市民等
求める成果(どのような状態にしたいか)	感染症の患者等の人權を尊重しつつ感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって本市公衆衛生の向上及び増進を図る。
事業概要	感染症法に基づき、病原体に汚染された場所の消毒等の防疫活動を行うとともに、発生動向調査に基づく積極的疫学調査及び病原体検査を実施することで、感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る。
実施内容	<p>1 感染症の発生動向について、市内医療機関からの全数(主に1~4類)及び定点(主に5類)報告により疫学調査を実施するとともに、病原体分離検査等の情報を収集し、国・県へ報告する。 平成28年度定点医療機関数: 21 医療機関</p> <p>2 健康危機管理における機能強化 ①感染症予防に必要な防護服等備品の充実 ②季節性インフルエンザ等病原体検査の実施(衛生研究所での実施ができない検査は、兵庫県立生活科学研究所等に依頼): 季節性インフルエンザ16検体、日本紅斑熱等4検体 ③感染症にかかるとの知識・技術の習得: 「感染症危機管理研修会」への参加等</p> <p>3 感染症情報の発信 尼崎市における感染症の発生状況を集約し、週に1度、感染症発生動向調査として市のホームページに掲載する。</p> <p>4 感染症に関する正しい知識の普及を目的とした健康教育(感染症教室)の開催: 7回、参加者192名</p> <p>5 同法第37条に基づく入院医療に要する費用及び17条に基づく患者と接触した者に対する検査費用の公費負担を行う。</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	3,888	3,729	13,079	
報償費	1,820	1,221	1,398	医療機関からの報告への報償
需用費	1,429	1,369	2,060	感染症検査用資材
役務費		1,019	8,886	感染症発生動向調査に係る検査料
備品購入費	590	39	550	感染症対策に係る備品
その他	49	81	185	感染症消毒業務委託
人件費 B	23,994	33,305	29,530	
職員人工数	3.14	4.05	3.72	
職員人件費	23,740	32,212	29,530	
嘱託等人件費	254	1,093		
合計 C(A+B)	27,882	37,034	42,609	
C 国庫支出金	1,939	3,491	6,515	保健事業費負担金
県支出金				(負担率 1/2・3/4)
市債				
その他				
一般財源	25,943	33,543	36,094	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	(発生動向調査)5類感染症(全数把握対象疾患)の発生状況						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	55	27年度	58	28年度	85
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		平成25年度は、関西及び首都圏を中心に風しんが流行していたため、発生件数が増加したが、例年、5類感染症(全数把握対象疾患)は50件前後で推移している。今後は感染予防に係る正しい知識の普及促進等に努めることにより、発生件数の更なる減少を目指す。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定受託事務のため必須である。
---------	-----------------

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	受益者に対して負担を求めることは適当でない。
-----------------	--	------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	感染症法第64条及び第65条の2の規定により、実施主体は本市と定められている。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 行政の責任において実施する必要がある。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	法定受託事務である。今後も感染症の発生を予防し、そのまん延の防止を図る。
------	----	--------------------------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	感染症のまん延防止に向け、尼崎市における感染症情報を的確に把握し、情報の提供内容等を充実させることで、市民への注意喚起を行う。また、国内外における感染症の発生動向に注意するとともに、これまで経験のない新たな感染症の発生に迅速かつ的確に対応するためにも、各担当者の知識・技術の向上を図る。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	特定感染症検査等事業費	411K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:有)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成5年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	10 感染症対策費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	疾病対策課
所属長名	針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	エイズ及びウイルス性肝炎に関し、知識の普及啓発を図るなどの予防対策を講じるとともに、感染の不安がある者に対し、無料での相談業務や血液検査を実施し、感染の早期発見・早期治療を図る。また、性感染症に不安がある者に対しての血液検査及び相談業務を実施する。																																								
対象(誰を・何を)	市民など(本検査の受検を希望する者など。)																																								
求める成果(どのような状態にしたいか)	特定感染症予防指針に定められる感染症の感染者、患者やその不安を持つ者等の人權を尊重しつつ、感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するとともに、医療機関への受診推進を図る。																																								
事業概要	教育活動、広報活動等を通じた特定感染症に関する正しい知識の普及、特定感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、患者等の人權を尊重しながら、特定感染症の感染者、患者やその不安を持つ者が良質かつ適切な検査を受けられるように必要な措置を講ずる。																																								
実施内容	<p>1 啓発用リーフレットの配布(平成28年度実績)</p> <p>① エイズ対策:街頭キャンペーン及び講習会開催時に配布/1回、1,000部配布</p> <p>② 肝炎対策:街頭キャンペーン/1回、500部配布</p> <p>2 エイズの啓発講演会の開催:1回(中高大学養護教諭他)、参加者24名</p> <p>3 エイズ対策業務に従事する職員研修への参加:参加者1名、2日間</p> <p>4 肝炎対策協議会の開催:1回、委員9名</p> <p>5 検査、健康相談及び保健指導</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>HIV検査</th> <th>HIV相談</th> <th>肝炎検査</th> <th>肝炎相談</th> <th>梅毒</th> <th>クラミジア</th> <th>淋菌</th> <th>緊急肝炎</th> <th>風しん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>429</td> <td>1559</td> <td>372</td> <td>1058</td> <td>196</td> <td>148</td> <td>113</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>357</td> <td>1437</td> <td>243</td> <td>803</td> <td>140</td> <td>114</td> <td>88</td> <td>8</td> <td>226</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>371</td> <td>1037</td> <td>291</td> <td>703</td> <td>182</td> <td>134</td> <td>104</td> <td>1</td> <td>222</td> </tr> </tbody> </table> <p>※緊急肝炎ウイルス検査は市内医療機関で実施、他は保健所で実施。 ※風しん抗体検査は平成27年度から実施。</p>		HIV検査	HIV相談	肝炎検査	肝炎相談	梅毒	クラミジア	淋菌	緊急肝炎	風しん	平成26年度	429	1559	372	1058	196	148	113	3	—	平成27年度	357	1437	243	803	140	114	88	8	226	平成28年度	371	1037	291	703	182	134	104	1	222
	HIV検査	HIV相談	肝炎検査	肝炎相談	梅毒	クラミジア	淋菌	緊急肝炎	風しん																																
平成26年度	429	1559	372	1058	196	148	113	3	—																																
平成27年度	357	1437	243	803	140	114	88	8	226																																
平成28年度	371	1037	291	703	182	134	104	1	222																																

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,338	1,342	3,024	
報償費	97	87	322	肝炎対策協議会委員への報償費
需用費	49	5	588	エイズ等啓発用リーフレット等消耗品費
役務費	360	377	454	抗体検査手数料
委託料	758	825	1,514	肝炎抗体検査委託料
その他	74	48	146	国立保健医療科学院への職員派遣等
人件費 B	21,155	24,002	11,510	
職員人工数	2.06	2.45	0.99	
職員人件費	15,032	19,595	7,874	
嘱託等人件費	6,123	4,407	3,636	
合計 C(A+B)	22,493	25,344	14,534	
C 国庫支出金	1,877	4,820	1,387	特定感染症検査等事業費(補助率1/2)
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	20,616	20,524	13,147	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	感染症法に基づくHIV検査の受検者数							単位	件	
目標・実績	目標値	500	達成年度	29年度	26年度	429	27年度	357	28年度	371
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
HIV感染を防ぐには、早期発見・早期治療を目的とした検査、相談等の支援、また予防啓発などの対策が必要であり、引き続き受診勧奨を図る。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	エイズなどの特定感染症に関する正しい知識の普及、人材の養成及び資質の向上を図ることにより、われのない差別や偏見をなくするとともに、特定感染症のまん延を防止する。また、特定感染症の性格から匿名性を保ちながら受検できる状況が必須である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は市が関与してエイズ及びウイルス性肝炎等の特定感染症の早期発見を図るものであり、受益者負担を求めることは適当でない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	感染症法及び肝炎対策基本法に基づき、都道府県、政令市及び保健所設置市が実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	特定感染症事業は、ウイルス感染の有無を検査するだけが目的ではなく、検査前の事前相談や検査後の保健指導が主たる事業であることから、これらを一体となることが出来る保健所で実施することが望ましい。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状						将来像				●	○	内容 保健指導を主とする事業であることから、市が行うべき業務である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状																										
将来像				●	○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	特定感染症の発生を予防し、そのまん延の防止を図る。
------	----	---------------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成24年度よりウイルス性肝炎対策、平成25年度から特定感染症検査等事業に関して担当部署を一元化したことで、市民が相談等を行いやすい体制を整えたことから、今後は、長期的な視点で、より専門的な知識と経験を有する人材を育成していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	予防接種事業費	421A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	予防接種法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和44年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	15 予防接種費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	地域保健担当
所属長名	堀池 香		

①事業概要

事業実施趣旨	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与することを目的とする。																												
対象(誰を・何を)	予防接種対象の市民																												
求める成果(どのような状態にしたいか)	予防接種を行うことにより人から人に伝染する疾病の発生及びまん延を予防するとともに、罹患した場合の症状の軽減を図る。																												
事業概要	A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、都道府県知事の指示を受け、期日又は期間を指定して、予防接種を実施する。 また、予防接種の接種勧奨については、各種乳幼児健診における健康教育などの場において実施している。																												
実施内容	○定期予防接種の接種率(平成28年度) ・A類定期予防接種(乳幼児) <table border="1"> <tr> <td>四種混合(三種混合)</td> <td>98.2 %</td> <td>Hib感染症</td> <td>95.2 %</td> </tr> <tr> <td>不活化ポリオ</td> <td>10.6 %</td> <td>小児の肺炎球菌感染症</td> <td>95.4 %</td> </tr> <tr> <td>二種混合</td> <td>54.6 %</td> <td>ヒトパピローマウイルス感染症</td> <td>0.3 %</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>95.9 %</td> <td>B型肝炎</td> <td>21.5 %</td> </tr> <tr> <td>水痘</td> <td>83.7 %</td> <td>BCG(結核)</td> <td>98.5 %</td> </tr> <tr> <td>麻しん・風しん混合</td> <td>99.8 % (1期)</td> <td>89.0 % (2期)</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ BCGは集団接種、他は個別接種(医療機関)により実施</p> ・B類定期予防接種(高齢者) <table border="1"> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>46.1 %</td> <td>高齢者の肺炎球菌感染症</td> <td>34.1 %</td> </tr> </table> ○A類定期予防接種市外接種者への償還払い ※平成27年度から開始 市外の医療機関で定期接種を受け自己負担額が発生した場合、その費用の一部又は全額を還付。 平成28年度償還払申請件数 354件(申請人数 95人)	四種混合(三種混合)	98.2 %	Hib感染症	95.2 %	不活化ポリオ	10.6 %	小児の肺炎球菌感染症	95.4 %	二種混合	54.6 %	ヒトパピローマウイルス感染症	0.3 %	日本脳炎	95.9 %	B型肝炎	21.5 %	水痘	83.7 %	BCG(結核)	98.5 %	麻しん・風しん混合	99.8 % (1期)	89.0 % (2期)		インフルエンザ	46.1 %	高齢者の肺炎球菌感染症	34.1 %
四種混合(三種混合)	98.2 %	Hib感染症	95.2 %																										
不活化ポリオ	10.6 %	小児の肺炎球菌感染症	95.4 %																										
二種混合	54.6 %	ヒトパピローマウイルス感染症	0.3 %																										
日本脳炎	95.9 %	B型肝炎	21.5 %																										
水痘	83.7 %	BCG(結核)	98.5 %																										
麻しん・風しん混合	99.8 % (1期)	89.0 % (2期)																											
インフルエンザ	46.1 %	高齢者の肺炎球菌感染症	34.1 %																										

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	952,198	982,393	1,086,389	
需用費	448,089	450,097	500,942	定期接種使用ワクチン等消耗品費
委託料	497,324	525,095	574,089	市医師会への定期接種委託料
報償費	3,941	3,952	4,725	BCG集団接種医師等執務謝礼
扶助費	2,844	3,163	5,593	A類市外定期接種者助成費用
その他		86	1,040	H28:郵送料、H29:備品購入費
人件費 B	22,390	27,755	19,757	
職員人工数	2.40	2.36	1.84	
職員人件費	18,871	18,618	14,606	
嘱託等人件費	3,519	9,137	5,151	
合計 C(A+B)	974,588	1,010,148	1,106,146	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	974,588	1,010,148	1,106,146	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	麻しん及び風しん予防接種の接種率(「麻しん及び風しんに関する特定感染症予防指針」における目標接種率を指標とする)		単位	%
目標・実績	目標値	95	達成年度	—年度
			26年度	1期 95.7 2期 89.6
			27年度	1期 94.3 2期 89.3
			28年度	1期 99.8 2期 89.0
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 1期は1歳に、2期は小学校就学前の一年間に接種するが、例年、2期接種率が伸び悩むため、平成25年度より未接種者への個別勧奨を行っている。平成28年度は、麻疹集団感染事例が発生し全国的にワクチン供給不足が懸念された影響により、接種が優先された1期は目標値に達したが、2期は達しなかった。			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	定期接種は法令の規定により、市町村長が行うこととされている事務である。
---------	-------------------------------------

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 B類定期接種である、高齢者のインフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌感染症について、一部自己負担を求めている。
-----------------	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	A類定期接種は全国的にほぼ無料で実施している。しかし、B類定期接種については全国的に自己負担額を求めている。その費用についても、阪神間他都市内は同一金額となっている。また、BCG定期接種については、尼崎市を除く阪神間他都市において全ての自治体で医療機関委託を行っており、個別接種での実施となっている。なお、兵庫県医師会の推奨する「広域的予防接種事業」については、県内における未加入自治体が尼崎市を含めた3自治体のみとなっている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	BCG以外の定期接種は尼崎市医師会に委託している。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 定期接種は法定受託事務であり、行政が主体的に進めていく事業である。

⑧総合評価

総合評価	改善	①BCG定期接種について、平成29年度は保健・福祉業務の再編に伴い、集団接種会場が6支所から2保健福祉センターとなり、執務管理医の確保等、事業運営が困難になることが見込まれるため、国が推奨する個別接種への移行を進め、安全な接種体制の確保、及び市民の利便性の向上を目指す。 ②A類定期接種は概ね一定の接種率を確保しているが、今後も、市報・ホームページ、学校園を通じてのパンフレットの配布を、内容、回数、時期等を工夫し、市民へ広く周知することで、接種率の更なる向上を図る。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	①現在唯一、集団接種として実施をしているBCG定期接種については、保健・福祉業務の再編に合わせ平成30年1月に個別接種を開始できるよう、移行に向けた検討を行う。 ②定期接種の接種率向上を図るため、引き続き接種勧奨に努めると共に、平成27年度からはA類定期接種の償還払いについて実施しており、引き続き制度の周知を図る。 なお、兵庫県医師会が進める「広域的予防接種事業」についても、引き続き検討を行うこととし、今後予定されている任意予防接種の定期接種化については、国の動向を注視する。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	住民結核予防事業費	431A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等		会計	01 一般会計
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和26年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	20 結核予防費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	疾病対策課
所属長名	針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	結核は医療の進歩などにより、克服されつつあるものの、WHOが定める再興感染症という新たな形で、今なお、市民に脅威を与えており、迅速かつ適確な対応が求められている。
対象(誰を・何を)	定期健康診断: 65歳以上の者(感染症法第53条の2第1項の対象者を除く。)及びハイリスク者。 接触者健康診断: 結核患者と接触のあった者のうち、保健所長が必要と認める者。
求める成果(どのような状態にしたいか)	結核を早期に発見し、確実に治癒に導くことで、結核のまん延を防止し、本市の公衆衛生の向上及び増進を図る。
事業概要	結核に関する正しい知識の普及、結核に関する情報の収集分析、予防接種を含めた結核の予防に関する施策を総合的に推進する。また、結核対策に従事する職員の資質向上を図るとともに、結核患者が適正な医療を受けられるよう必要な措置を講ずることで結核の発生を予防し、まん延の防止を図る。 ※平成29年度から「結核対策特別促進事業費」、「結核管理検診事業費」と統合し、「結核対策事業費」とする。
実施内容	1 住民結核定期健康診断 ・65歳以上の市民(感染症法第53条の2第1項の対象者(就学者・就労者・施設入所者を除く))を対象に胸部検診としてX線検査を実施する。 ・ホームレスなどのハイリスク者を対象に胸部検診としてX線検査を集団で実施する。(5会場5回) 2 結核患者の接触者に対する健康診断の実施 感染症法第15条に基づく疫学調査により、保健所長が必要と認める者に対し、同法第17条に基づく結核接触者健康診断(胸部X線検査・ツベルクリン反応検査・QFT検査等)を保健所で実施する。 3 結核定期健康診断補助金【中核市】 感染症法第60条第1項に基づき、結核定期健康診断を実施する学校及び施設(国、県及び市が設置するものを除く。)の設置者に対し、その経費の2/3を補助する。 4 結核予防普及・啓発事業 結核に対する正しい知識の普及を図り、市民の結核に対する関心を高め、早期受診・早期発見に繋げる。(啓発ポスター掲示、啓発パンフレットの配布等) 【参考】結核患者罹患率(人口10万人対の患者数) 尼崎市23.2(H28) 国14.4(H27) 兵庫県17.1(H27)

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	4,207	4,237	0	29年度から他事業へ移行
需用費	312	248		健康診断に係る経費
委託料	1,950	2,050		結核精密検査委託料等
負担金補助及び交付金	1,945	1,939		結核定期健康診断費補助金
人件費 B	26,866	23,580	0	
職員人工数	3.39	2.36		
職員人件費	26,866	18,567		
嘱託等人件費		5,013		
合計 C(A+B)	31,073	27,817	0	
C 国庫支出金	1,559	1,056		保健事業費負担金(補助率1/2)
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	29,514	26,761	0	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	結核罹患率(人口10万人対の新規登録結核患者の割合)の低下							単位	%	
目標・実績	目標値	22	達成年度	29年度	26年度	24.8	27年度	23.8	28年度	23.2
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		結核の発病及びまん延防止のため、住民結核定期健康診断(ハイリスク者含む)及び接触者健康診断の実施するとともに、介護サービス事業所及び高齢者施設に対しパンフレット・ポスター等を活用し高齢者結核の早期発見に向けて啓発を実施した。今後も罹患率低下に向けて継続して取り組む必要がある。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定受託事務である。
---------	------------

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市が支弁する事業のため、受益者に対して負担を求めない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	ハイリスク者に対する住民結核定期健康診断は、検診業者へ委託して実施している。結核患者の接触者健康診断については、医療機関への委託について検討を行う。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	
内容	行政の責任において実施する必要がある。	

⑧総合評価

総合評価	維持	法定受託事務である。
------	----	------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	高齢者や生活保護受給者など発症リスクの高い集団に対し、定期的な検診や発病が疑われる場合の医療機関への速やかな受診について広く啓発を行なっていくことで結核の早期発見・早期治療を図り、罹患率の低下に努める。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	結核対策特別促進事業費	432K	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成9年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	20 結核予防費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	疾病対策課
所属長名	針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	結核患者を確実に治癒へ導くことにより、再発や多剤耐性菌の出現を予防し、結核のまん延防止を図る。
対象(誰を・何を)	結核患者及び結核対策に関わる医療機関従事者等の関係者
求める成果(どのような状態にしたいか)	結核患者が適正な医療及び継続的な服薬支援を受けることにより治療を完遂させる。
事業概要	結核患者に対し、リスク評価に基づく継続的な服薬支援を行う。また、関係団体への研修会の実施や職員への派遣研修により、最新の知見に基づく結核対策の更なる推進を図る。 ※平成29年度から「住民結核予防事業費」、「結核管理検診事業費」と統合し、「結核対策事業費」とする。
実施内容	1 DOTS事業の促進 結核患者に対し、治療終了まで継続的なDOTS(以下「服薬支援」という。)服薬支援を行うことで、治療からの脱落を防止し、確実に治癒に導くとともに、多剤耐性結核菌の出現を予防する。 また、市内医療機関、介護事業所等への啓発・指導を目的とした研修会を実施する。 (平成28年度実績:研修会1回、参加者65名)  2 結核研究所等への派遣研修等 結核対策事業に従事する職員を(財)結核予防会結核研究所等に派遣し、新たな知見の習得を図る。 (平成28年度実績:派遣人数2名、日数4日間)

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,044	1,426	0	29年度から他事業へ移行
報償費	762	948		DOTS事業報償費
旅費	155	273		DOTS事業、医療機関研修会等旅費
需用費	106	184		DOTS事業等消耗品費
使用料及び賃借料	21	21		DOTS医療機関研修会会場借上料
人件費 B	6,562	6,693	0	
職員人工数	0.83	0.84		
職員人件費	6,562	6,693		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	7,606	8,119	0	
C 国庫支出金	1,354	1,427		感染症対策特別促進事業費補助金(補助率10/10)
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	6,252	6,692	0	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	結核罹患率(人口10万人対の新規登録結核患者の割合)の低下							単位	%	
目標・実績	目標値	22	達成年度	29年度	26年度	24.8	27年度	23.8	28年度	23.2
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
本市の結核罹患率は、着実に減少していることから、更なる罹患率低下に向けて継続して取り組む必要がある。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	結核患者への服薬支援を行い、治療を完遂することにより、多剤耐性菌の出現を防止するとともに、罹患率を着実に低下させることができた。また、結核対策の推進には、専門知識を持った職員の育成が不可欠である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見ししの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	対象者に自己負担を求めることは適正ではない。
-----------------	--	------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成27年における本市の新登録罹患率(人口10万人対)は23.8(平成28年23.2)と、兵庫県(17.1)、国(14.4)と比べ高い状況にある。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	服薬支援は、感染症法に基づき行政が主体となって取り組んでいく。退院後・通院中の患者へは医療機関や介護施設等と連携し、訪問・面接により服薬確認を行っている。今後は、医療機関との連携強化の他、薬局等の活用など他都市先行事例の研究を行っていく。																													
委託等の可能性																															
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="3">市民の領域 ⇄</th> <th colspan="3">行政の領域</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th></th> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄			行政の領域				A	B	C	D	E		現状						●	将来像						○	内容	行政の責任において実施する必要がある。
	市民の領域 ⇄			行政の領域																											
	A	B	C	D	E																										
現状						●																									
将来像						○																									

⑧総合評価

総合評価	維持	本市では、平成14年度から結核患者に対し、治療終了まで継続的な服薬支援を行うことで、治療からの脱落や耐性菌の発生を予防し、治癒(治療完了)に導くよう取り組んできたところであり、今後も継続して実施していく。また、医師会と連携し、結核医療や診断等について研修会を開催するなど、医療機関への啓発や指導を継続実施する。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	服薬支援事業として、まずは保健師等による服薬支援を着実にやっていく。また、患者の家族や関係者の協力を得ながら服薬支援を更に確実なものとしていく。併せて、市民へ結核の正しい知識の普及啓発を図るとともに、医療機関、高齢者施設等に対する啓発を積極的に行なっていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	医薬品備蓄事業費	4481	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和61年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市薬剤師会に業務委託し、災害時の救急医薬品等を迅速に供給できるよう管理している。
対象（誰を・何を）	災害時に市内の各避難所で配布するための医薬品
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市薬剤師会に一定数の医薬品を常時備蓄することにより、災害時の避難所における応急処置に迅速に対応する。
事業概要	災害時における救急医薬品の調達を迅速に行うため、尼崎市薬剤師会に医薬品等を備蓄保管する。
実施内容	尼崎市薬剤師会に業務委託し、災害時の救急医薬品等を迅速に供給できるよう管理する。医薬品等を詰めたリュック30セットを尼崎市薬剤師会に備蓄保管するとともに、医薬品の期限切れが生じないように定期的な入替えを行う等、適切な管理を実施する。また、医薬品の入替えに当たっては、委託先の薬剤師会に詳細な実績報告書を求め、入替えの状況確認を行う。

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,066	392	441	
委託料	1,066	392	441	業務委託料
人件費 B	1,823	1,840	1,750	
職員人工数	0.23	0.23	0.22	
職員人件費	1,823	1,840	1,750	
嘱託等人工費				
合計 C(A+B)	2,889	2,232	2,191	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	2,889	2,232	2,191	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	医薬品備蓄数							単位	セット	
目標・実績	目標値	30	達成年度	毎年度	26年度	100	27年度	100	28年度	30
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	尼崎市薬剤師会と災害時医療応援協定を締結し、発災時には尼崎市薬剤師会の協力のもと迅速に必要な医薬品を提供できる体制を整備した。よって、平成28年度から医薬品備蓄量を見直し、災害時に緊急対応として最低限必要と想定される医薬品を確保することとしている。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本事業は、本市の地域保健衛生上及び防災上必要な業務であり、災害時に医薬品を迅速に供給できるよう継続した取組が必要である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、市が行うべきであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
-----------------	--	------------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市でも同様の事業を行っている。
---------------	---------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	当業務は、既に尼崎市薬剤師会に業務委託している。																								
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 尼崎市薬剤師会に委託している。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	平成28年3月に尼崎市薬剤師会と災害時医療応援協定を締結したことに伴い、医薬品備蓄量を見直し、平成28年度から実施した。また、医薬品をより衛生的に管理し、また発災時には尼崎市薬剤師会の協力のもと迅速に避難所に必要な医薬品を提供できるよう医薬品の保管管理方法の見直しを行った。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成27年度に尼崎市地域災害救急医療マニュアルを策定し、これに基づき、平成28年3月、尼崎市薬剤師会と災害時における協定書を締結した。今後も、尼崎市薬剤師会等と協議を行い、必要に応じ、備蓄医薬品の在り方について検討を行っていく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	肝炎ウイルス検診事業費	448B	事業分類	ソフト事業
根拠法令	健康増進法		会計	01 一般会計
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価・有)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成15年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	疾病対策課
所属長名	針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	全国の肝炎患者は、B型肝炎が約140万人、C型肝炎は約200万人と推定されるなか、肝炎の慢性化や肝硬変、肝がんといった重篤な疾病への進展を防止するため、肝炎ウイルスの検診及び保健指導を行い、肝炎の早期発見・早期治療を目指す。																		
対象(誰を・何を)	40歳以上の市民で肝炎ウイルス検診未受診の者																		
求める成果(どのような状態にしたいか)	肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、早期治療につなげるために肝炎ウイルス検診を実施するとともに、未受診者への働きかけを行う。また、市民に対する肝炎ウイルス検診の重要性などの意識啓発に努め、健康管理意識の向上と健康の保持増進を図る。																		
事業概要	肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、市民自らが肝炎ウイルス感染の状況を認識することで、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図る。																		
実施内容	<p>&lt;実施場所&gt; 保健所(巡回検診)、ハーティ21、カーム尼崎及び市内医療機関</p> <p>&lt;実施方法&gt; ・C型肝炎ウイルス検査(HCV抗体検査) 必要に応じてHCV抗原検査及びHCV核酸増幅検査 ・B型肝炎ウイルス検査(HBs抗原検査) ・検診結果が陽性であった者に対し、精密検査の受診勧奨等のフォローを行う。</p> <p>&lt;自己負担金&gt; 600円 ※生活保護受給者及び非課税世帯は無料</p> <p>○個別勧奨通知事業 事業開始年度:平成23年度 &lt;対象者&gt; 40歳、50歳、60歳、70歳の年齢に達した肝炎ウイルス検診未受診者 &lt;自己負担金&gt; 40歳のみ無料、50・60・70歳は600円 &lt;検診件数&gt; 肝炎ウイルス検診 (人)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>医療機関</td> <td>保健所</td> <td>巡回</td> <td>ハーティ</td> <td>カーム尼崎</td> <td>計</td> <td>C型肝炎陽性者</td> <td>B型肝炎陽性者</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>644</td> <td>458</td> <td>936</td> <td>146</td> <td>208</td> <td>2,392</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> </table>		医療機関	保健所	巡回	ハーティ	カーム尼崎	計	C型肝炎陽性者	B型肝炎陽性者	H28	644	458	936	146	208	2,392	4	12
		医療機関	保健所	巡回	ハーティ	カーム尼崎	計	C型肝炎陽性者	B型肝炎陽性者										
H28	644	458	936	146	208	2,392	4	12											

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	31,169	8,645	22,078	
報償費	1,404	1,404	1,416	保健所受診時の採血業務従事者
需用費	2,240	906	2,937	受診案内通知等に係る需用費
委託料	27,529	6,334	17,721	肝炎ウイルス検診委託料
負担金補助金及び交付金	3	1	4	償還払い返還金
人件費 B	5,260	17,634	19,206	
職員人工数	0.47	1.44	1.23	
職員人件費	3,725	11,517	9,783	
嘱託等人件費	1,535	6,117	9,423	
合計 C(A+B)	36,429	26,279	41,284	
C 国庫支出金				
県支出金	22,583	7,380	16,486	肝炎ウイルス検診事業は、健康増進事業費補助金事業として実施(補助率:検診事業費2/3、自己負担額10/10)
市債				
その他				
一般財源	13,846	18,899	24,798	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診受診者数								単位	人
目標・実績	目標値	45,000	達成年度	29年度	26年度	45,807	27年度	54,500	28年度	56,892
28年度に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成23年度から5年間、40歳以降5歳刻みで無料券による個別受診勧奨を行ったところ受診者数が増加し、目標値を達成した。しかしながら、早期発見に向けた未受診者の検診受診は重要であり、平成28年度は、40歳の未受診者を対象に無料券配付を、また50、60、70歳の未受診者には個別での受診勧奨を行ったが、受診者数は減少した。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	国は肝炎対策基本法に基づき、「すべての国民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受けるための体制を整備する」ことを肝炎対策基本指針に盛り込んだ。地方公共団体は国と連携を図りつつ、その地域に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされている。また、平成27年度の受診者の内、C型肝炎ウイルスの陽性率は0.5%(全国平均0.8%~1.1%)、B型肝炎ウイルス陽性率は0.5%(全国平均0.9%~1.1%)となっており、陽性者が一定数判明するため、今後も肝炎ウイルス検診の実施は必要である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	自己負担額は、平成10年度まで実施されていた国の補助基準額に準拠しており、平成27年度診までは医療報酬点数を根拠としていた。平成28年度からは自己負担額の見直しにより、40歳以上の者に600円とした。生活保護受給者及び非課税世帯に属する者はこれまでどおり、申請により無料とする。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	健康増進法に基づき各市とも実施している。
---------------	----------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	肝炎ウイルス検診の受診機会をより多く提供するために保健所及び巡回検診で実施する以外に尼崎市医師会、ハーティ21及びカーム尼崎へ委託している。市内医療機関では土曜日や夜間などを含めた診療時間に実施しており、ハーティ21では土、日曜日にも肝炎ウイルス検診を実施している。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像			○			肝炎ウイルス検診の実施については専門性が必要であるため協働にはなじまないが、肝炎ウイルス検診の必要性や受診勧奨についての啓発は市民との協働が必要と思われる。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像			○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	ウイルス性肝炎は、感染時期が明確でないことや自覚症状がないことが多く、適切な時期に治療を受ける機会を逃す可能性や、自覚症状がないことで感染源となりうる可能性があるが、肝炎治療の進歩に伴い、早期発見が感染の拡大防止及び肝がんへの進行抑制につながることから、引き続き、肝炎ウイルス検診の実施及び未受診者への受診勧奨を行っていく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	ウイルス性肝炎の早期発見が感染拡大及び肝がんへの進行抑制につながることから、働き盛りの層を中心にした受診勧奨の手法について検討していく必要がある。また、検診で陽性と判定された者に限らず、その周囲の人々に対してもウイルス性肝炎に対する理解を得られるようフォローアップ体制や担当職員の資質向上を図っていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	環境衛生対策事業費	461A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	公衆浴場法、理容師法、クリーニング業法等		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和25年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	西村 邦子		

①事業概要

事業実施趣旨	衛生水準確保のため、毎年、監視指導計画を策定し、各種環境衛生関係施設の許認可監視指導等を行っている。
対象(誰を・何を)	市民、事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	環境衛生関係施設の営業の許認可及び監視指導を行い、その施設の衛生水準の確保を図る。家庭用品に起因する健康被害の発生を防止する。浄化槽に関連して生活環境と公共水域の水質を保全する。
事業概要	<p>1 環境衛生営業施設等 許認可業務関係法令に基づき、各営業施設の重要度に応じ、重点的かつ計画的に監視指導業務を実施する。また、浴槽水及び温泉水、水道水、遊泳用プール水等、衛生教育衛生水準の向上のため衛生検査等も適宜実施する。</p> <p>2 家庭用品対策 市販の家庭用品を年間2回試買し、尼崎市立衛生研究所で検査を行う。</p> <p>3 浄化槽対策 許認可、監視指導の実施及び法定検査の実施等浄化槽の維持管理の啓発を行う。</p>
実施内容	<p>&lt;平成28年度実績&gt;</p> <p>1 環境衛生営業施設等 (1) 許可件数 75件 (2) 監視指導件数 784件 (3) 衛生検査件数 74件</p> <p>2 家庭用品対策 市販の家庭用品試買検査数 25件</p> <p>3 浄化槽設置許認可件数 4件</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	900	900	954	
需用費	836	836	889	検査・監視等に必要な試薬等
使用料及び賃借料	64	64	65	車両の賃借料
人件費 B	28,893	29,391	33,327	
職員人工数	3.74	3.80	4.19	
職員人件費	28,893	29,391	33,327	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	29,793	30,291	34,281	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	899	900	954	営業許可等手数料
財源内訳 一般財源	28,894	29,391	33,327	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	監視指導計画に基づく、監視及び指導件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	件		
目標・実績	目標値	600	達成年度	毎年度	26年度	770	27年度	691	28年度	784
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 長期計画的に監視等を行い、施設等の衛生水準が一定確保できている。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。
---------	----------

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例に基づき手数料を規定しており、市の方針に従い、3年ごとに手数料の見直しを検討している。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	法律に基づく監視指導等の事務である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 行政の責任において実施する必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	法定事務であり、計画的に実施できている。
------	----	----------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	環境衛生関係施設は、近年、様々な業種、業態が出てきており、それらに対応することが必要となっている。新たな形態等の把握に努め、法令と個々の事例を照らし合わせ、的確な指導を図っていく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	食品衛生対策事業費	4621	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	食品衛生法、食品安全基本法 等		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和25年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課、健康増進課
所属長名	西村 邦子、森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	食の安全・安心を確保するため、食品衛生の向上に寄与する施策等を定めた食品衛生監視指導計画を法令に基づき毎年度策定し、食品等事業者に対する計画的かつ効率的な指導や市民への啓発等を行う必要がある。
対象(誰を・何を)	食品等事業者、市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害を防止し、もって市民の健康を保護する。
事業概要	法令に基づく営業許可の申請により書類審査と立入検査を実施し、基準に適合した施設については許可するとともに、食品関係施設への立入調査により施設の衛生水準の向上や食品に起因する危害の発生防止を図るための指導を行う。また、市民の衛生意識の向上を目指す。
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 許認可事務 法令に基づく許可業種や届出業種の許可申請等について、施設基準適合の確認及び指導を行う。</li> <li>2 監視指導 食品関係施設の立入調査を実施し、施設の改善、不良食品の排除及び食中毒発生の防止を図るため、必要な指導を行う。</li> <li>3 取去検査 食品等の安全を確保するため、食品を収去し、食品中の添加物や細菌等、野菜果物等の残留農薬及び魚介類のPCBや水銀等の検査を行う。また、違反、不良食品に対しては適切な措置を講ずる。</li> <li>4 衛生教育 食品等事業者や市民に対して各種講習会を実施し、食品衛生に関する正しい知識を普及する。</li> <li>5 家庭内の食中毒予防 市民による食品衛生の確保を支援するため、食中毒の発生状況や原因及び適切な予防方法等についての情報を速やかに、わかりやすく、正確に伝えるため、市政出前講座を開催する。</li> <li>6 放射性物質検査 平成24年に食品中の放射性物質の規格基準が定められ、検査を実施しており、市民の不安を解消するため、相談を受けるほか依頼による検査を実施している。</li> <li>7 特定給食施設等の指導 給食施設栄養管理報告書、個別巡回栄養指導、給食施設研修会等を通じて給食内容の向上と喫食者に対する給食を通じた健康づくりを推進する。</li> </ol>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,843	1,776	1,951	
報償費	18	9	36	集団給食講習会の報償費
需用費	1,255	1,237	1,082	許可監視に使用する消耗品費
委託料	31	29	56	放射能検査の委託料
使用料及び賃借料	11	11	12	集団給食講習会の会場費
その他	1,528	490	765	
人件費 B	82,183	71,091	66,446	
職員人工数	10.37	8.67	8.13	
職員人件費	82,183	69,343	64,667	
嘱託等人件費		1,748	1,779	
合計 C(A+B)	85,026	72,867	68,397	
C 国庫支出金				
県支出金		334	288	消費者行政活性化事業費補助金
市債				
その他	1,121	1,011	1,157	営業許可申請手数料
一般財源	83,905	71,522	66,952	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	監視指導計画のうち立入検査計画に基づく延監視指導件数の達成率(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	26年度	100	27年度	105	28年度	64
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 食品関係施設の衛生水準の向上を図るため、監視指導計画を定めて効率的な監視指導を実施しているものの、この計画は、年度により監視の対象や件数が異なるため一律に比較することが難しく、食品表示法の施行に伴い監視体制を見直したこともあり、目標をやや達成できなかったものと考えられる。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	許認可事務、監視指導及び収去検査は、法定事務である。
---------	----------------------------

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 尼崎市保健衛生関係事務手数料条例に基づき手数料を規定しており、市の方針に伴い3年ごとに見直しを検討している。
-----------------	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体においても法令に基づき毎年度、監視指導計画を策定したうえで計画的に監視指導を行い、不良食品の排除や食中毒の発生防止に努めている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
委託等の可能性	法令に定められた有資格者を食品衛生監視員として任命し、許認可や監視指導を行っているが、これらは法定事務である。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table> 内容 行政の責任において実施する必要がある。		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				

⑧総合評価

総合評価	維持	全国的にもカンピロバクターやノロウイルスによる食中毒が依然として多発している状況であることから、食鳥肉を取扱う施設や集団給食施設など食中毒発生時には危害が大規模となりうる施設への重点的な監視指導を継続するとともに、新たな危害要因の発生に柔軟に対応することで、飲食に起因する健康被害等を未然に防止する必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	効率的な監視指導を実施するために食品関係施設をリスクに応じたランクに分類しているところがあるが、昨今の食中毒の発生状況等を踏まえ、ランクの見直しを行うことにより、より効率的な監視指導を実施することで食品衛生の向上を図る。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	ハサップ推進事業費	4623	事業分類	ソフト事業
根拠法令	食品衛生法、食品安全基本法 等		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	平成28年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	西村 邦子		

①事業概要

事業実施趣旨	食品等事業者に、尼崎市食品衛生に関する条例に規定する危害分析・重要管理点方式(以下「HACCP(ハサップ)」という。)を用いた衛生管理の導入を推進することにより、食中毒及び食品衛生法に違反する食品の製造防止につなげ、食品の安全性の向上を図る。
対象(誰を・何を)	食品等事業者、市民、職員
求める成果(どのような状態にしたいか)	全ての食品等事業者がHACCPによる衛生管理を実施することで、食品等に起因する衛生上の危害を防止するとともに、危害が発生した場合においても原因究明をしやすくすることで、食品衛生の向上に寄与する。
事業概要	安全な食品を製造するための衛生管理の手法であるHACCPによる衛生管理の導入を食品等事業者に推進することにより、食中毒等の食品に起因する衛生上の危害を防止し、市民の健康の保護を図ることを目的とする。
実施内容	<p>1 食品等事業者に対し、HACCPによる衛生管理の導入を推進する。</p> <p>(1) HACCPによる衛生管理を導入する施設の衛生管理状況の確認 (2) HACCPに係る食品等事業者向けの講習会の実施及び講師派遣</p> <p>2 市民に向けてHACCPに関する知識を普及する。</p> <p>(1) HACCPをテーマとした食の安全安心講習会の実施 (2) 市政出前講座に「HACCP」のテーマを追加</p> <p>3 職員の能力向上のための研修会等への参加</p> <p>(1) 国立保健医療科学院が実施する食品衛生監視指導研修への参加 (2) 国が実施するHACCP指導者養成研修会への参加 (3) 他都市が実施する講習会の視察</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	0	342	781	
報償費		7	81	講習会の報償費
旅費		176	273	研修会等に係る旅費
需用費		150	396	監視指導等に係る事務用品等
使用料及び賃借料		9	31	講習会の会場使用料
人件費 B	0	4,799	5,170	
職員人工数		0.60	0.65	
職員人件費		4,799	5,170	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	5,141	5,951	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他		342	781	営業許可申請手数料
一般財源	0	4,799	5,170	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	HACCPによる衛生管理を導入している件数							単位	件	
目標・実績	目標値	150	達成年度	30年度	26年度	—	27年度	—	28年度	76
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		HACCPによる衛生管理を導入している件数について、3年間で150件を目標としており、1年目で達成率が50.7%であり、概ね達成できているものと考えられる。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	HACCPによる衛生管理が食品等事業者に義務付けられる予定であり、HACCPによる衛生管理の更なる普及を推進することで円滑に移行できるようにするために、HACCPによる衛生管理の導入を現時点から推進することは不可欠である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	食品等事業者にHACCPによる衛生管理の導入を推進することで食品衛生の向上を図るものであり、受益者負担の考え方はなじまない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他の自治体においても、食品等事業者に対する監視指導のなかで、HACCPによる衛生管理の普及推進を図っている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	HACCPによる衛生管理が食品等事業者に義務化される予定であり、その場合は食品衛生法に規定される食品衛生監視員が監視指導する法定事務となるため、委託せずに行政が実施すべき事務である。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 職員の監視指導等の技術向上のためにも、行政が実施する必要がある。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	食品等事業者について、平成26年度に実施したHACCP導入状況調査において、HACCPによる衛生管理を導入または一部導入していると回答のあった施設の衛生管理状況の確認を行うとともに、市立の小学校給食へのHACCPによる衛生管理の導入を積極的に働きかけたことにより、40校の市立小学校が国の実施するHACCPチャレンジ事業に参加した。 また、市民について、すこやかまつりin尼が咲きでHACCPに係るパネル展示をすることで子育て世代へのHACCPの普及啓発を行った。 職員について、国立保健医療科学院や国が実施する研修会等に参加することにより、職員の能力向上を図った。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、HACCPによる衛生管理を導入している施設の衛生管理状況を確認するとともに、講習会の参加者等にHACCPによる衛生管理の導入を働きかける。 また、講習会について、参加事業者の自社製品を題材にした演習を行うなどの、より実践的な講習会を実施する。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	食の安全・安心コミュニケーション事業費	4626	事業分類	ソフト事業
根拠法令	食品衛生法、食品安全基本法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和25年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	西村 邦子		

①事業概要

事業実施趣旨	「食」の安全・安心講演会の開催及び「食」の安全・安心情報メール便の配信等により、「食」の安全に関する正確な情報の提供等の機能の充実を図る。
対象 (誰を・何を)	市民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市民の「食」の安全に関する知識と理解を深めることにより、市民が抱く「食」の安全に対する不安の払拭に寄与する。
事業概要	①「食」の安全・安心講演会の開催 ②「食」の安全・安心情報メール便の配信
実施内容	1 「食」の安全・安心講演会 市民が安心できる食生活の実現には、より幅の広い情報の交換と対話が重要であるとの観点から、「食」の安全・安心に関する講演会を行う。 平成26年度 平成26年12月2日 参加者数 113人 平成27年度 平成28年2月5日 参加者数 53人 平成28年度 平成29年3月10日 参加者数 45人  2 「食」の安全・安心情報メール便 行政に集まる「食」の安全・安心に関する情報を希望する市民及び市内食品事業者に対し月に一度(急ぐ情報については随時)、電子メールにて配信する。 ・登録者数 195名(平成28年度末時点) ・発行回数 13回(平成28年度)

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	43	48	44	
報償費	27	32	27	講習会の報償費
需用費	5	5	5	会議資料の作成に係る事務用品等
使用料及び賃借料	11	11	12	講習会の会場使用料
人件費 B	2,140	2,160	2,148	
職員人工数	0.27	0.27	0.27	
職員人件費	2,140	2,160	2,148	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,183	2,208	2,192	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,183	2,208	2,192	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	「食」の安全・安心情報メール便登録者数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—年度	26年度	195	27年度	196	28年度	195
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		より多くの市民に食品に関する正確な情報を伝え、食の安全性に対する不安を払拭するために、「食」の安全・安心情報メール便登録者数のさらなる増加に努める。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	食の安全性に対する不安を払拭するためには、食の安全に関して正確でわかりやすい情報提供が必要である。また、食の安全に関するローカルな最新情報を直接伝えることにより、食への関心をひき、正しい知識の普及に寄与できる。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、市民参画により相互理解の促進を図りながら事業を推進していくものであり、受益者負担の考え方はなじまない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他の自治体においても、市民を対象にした食の安全・安心に関するフォーラム、講演会、意見交換会等は実施されている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	市民参画により相互理解の促進を図りながら事業を推進しており、行政が主導となって行うことが適切である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 行政が主体となって実施するべきである。

⑧総合評価

総合評価	維持	最新の正確な情報を提供し、食の安全に対する不安の払拭に寄与するため、今後も本事業を継続する。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	「食」の安全・安心情報メール便やHPによる定期的広報を行うことにより興味や関心をもつ市民を増やし、情報メール便登録者数の増加に努める。
--------	---

# 平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	尼崎市環境衛生協会委託料	462K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和38年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	西村 邦子		

## ①事業概要

事業実施趣旨	「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」に基づく理容業、美容業、クリーニング業の同業組合で構成されている尼崎市環境衛生協会により、自主点検、衛生管理の推進を図る必要がある。
対象（誰を・何を）	事業所
求める成果（どのような状態にしたいか）	関係営業施設における自主管理を推進するとともに、優秀施設の表彰や手指器具消毒強調月間事業等を通じて衛生水準の向上を図る。
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>経営安定のための事業 経営講習会や従業員対策の研究</li> <li>環境衛生向上のための事業 各種衛生講習会の実施や自主点検制度の推進、自治指導員制度の推進、器具等消毒運動の推進を行う。</li> </ol>
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>環境衛生自治指導員研修会 平成28年11月28日に実施し、78人が参加</li> <li>器具手指消毒強調月間 毎年10月20日から11月20日までステッカーの作成及び配布</li> <li>自主点検カードの作成、配布及び回収 自主点検カード配布数 2,760枚 自主点検カード回収数 2,143枚</li> <li>「環境衛生自主点検推進の店」等の賞状を授与 環境衛生自主点検推進の店 …… 27施設 環境衛生自主点検優良の店 …… 143施設</li> </ol>

## ②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	504	504	504	
委託料	504	504	504	講習会等の実施等に係る委託料
人件費 B	793	800	795	
職員人工数	0.10	0.10	0.10	
職員人件費	793	800	795	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,297	1,304	1,299	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,297	1,304	1,299	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	環境衛生向上のために行っている自主点検カードの回収率(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	26年度	73	27年度	71	28年度	78
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		H28年度はやや達成できなかったが、自主点検制度と衛生管理の推進について、環境衛生関係業種のより一層の衛生向上を図るため、回収率の増加に努める。							

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	尼崎市環境・食品衛生自主点検要綱に基づき、自主点検を推進する必要がある、また、自主点検制度と衛生管理の推進は、環境衛生関係業種の衛生向上に有効である。
---------	---

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、衛生指導の啓発指導を行う事業のため、受益者負担の考え方はなじまない。
-----------------	--	---

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県下で委託実施している市はない。
---------------	------------------

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	既に尼崎市環境衛生協会に委託し、事業を実施している。																								
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 営業者との協働事業である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

## ⑧総合評価

総合評価	<b>維持</b>	効率的な組織体制のもと各種事業を実施することで、それらに取り組む事業者の衛生水準の向上等に寄与していることから、今後も本事業を継続実施する。
------	-----------	--

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	効率的な組織体制のもと人材を生かし更に発展させることで、事業者の衛生意識を高め、環境衛生の向上に寄与していく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	尼崎市食品衛生協会委託料	4631	事業分類	ソフト事業
根拠法令	食品衛生法、食品安全基本法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和32年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	西村 邦子		

①事業概要

事業実施趣旨	衛生教育の充実と法令遵守を徹底するため、食品等事業者への指導及び啓発を継続的に行う必要がある。														
対象 (誰を・何を)	食品等事業者														
求める成果 (どのような状態にしたいか)	食品等事業者が法令を遵守できており、また、食品業界の衛生水準の向上が図られている。														
事業概要	尼崎市食品衛生協会に以下の事業を委託し、実施する。 1 食品等事業者に対する衛生講習会や巡回指導等 2 営業許可の更新指導														
実施内容	<平成28年度実績> 1 業界の衛生教育に関する事業(業種別講習会の開催) <table border="1" style="margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和菓子・洋菓子製造業</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>食肉・食鳥肉販売業、飲食店営業(焼肉店・レストラン)等</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>飲食店営業(惣菜・仕出し・弁当)等</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>魚介類販売業、飲食店営業(寿司店)等</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>集団給食施設</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>508</td> </tr> </tbody> </table> 2 営業許可指導及び施設改善に関する事業 (1) 営業許可更新指導 1,517 件 (2) 施設巡回指導 765 施設	業 種	受講者数	和菓子・洋菓子製造業	68	食肉・食鳥肉販売業、飲食店営業(焼肉店・レストラン)等	71	飲食店営業(惣菜・仕出し・弁当)等	45	魚介類販売業、飲食店営業(寿司店)等	94	集団給食施設	230	合 計	508
業 種	受講者数														
和菓子・洋菓子製造業	68														
食肉・食鳥肉販売業、飲食店営業(焼肉店・レストラン)等	71														
飲食店営業(惣菜・仕出し・弁当)等	45														
魚介類販売業、飲食店営業(寿司店)等	94														
集団給食施設	230														
合 計	508														

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	688	688	719	
委託料	688	688	719	講習会等の実施等の委託料
人件費 B	1,268	1,680	1,670	
職員人工数	0.16	0.21	0.21	
職員人件費	1,268	1,680	1,670	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,956	2,368	2,389	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他			719	営業許可申請手数料
一般財源	1,956	2,368	1,670	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	食品業界への衛生教育の充実と法令遵守を徹底するために行われている講習会の参加人数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	人				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	510	27年度	496	28年度	508
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	昨今の食中毒の発生状況や法改正の状況等を踏まえ、講習会の内容を見直しているため、一定の講習会受講者数を維持している。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	食品等事業者の自主衛生管理のためには、最新の衛生知識の習得と法令遵守精神の醸成が必要であり、これらが食中毒発生の予防に繋がっていることから、継続することで効果が生まれる。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、食品衛生の啓発指導を行う事業のため、受益者負担の考え方はなじまない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体のように行政全体で行うよりも協働実施の方が、経費削減効果がある。
---------------	--------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	既に尼崎市食品衛生協会により実施されている。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 食品等事業者との協働事業である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	食品等事業者の自主衛生管理を推進するために、啓発の内容や対象者について更なる検討を加え、本委託事業を実施しているところである。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	より効果的な実施を目指して、委託先の食品衛生協会と協議しており、講習会の実施方法を変更するなど、改善を図っているところである。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	公衆浴場施設整備資金利子補給金	463A	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市公衆浴場施設整備資金利子補給金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和53年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	西村 邦子		

①事業概要

事業実施趣旨	一般公衆浴場に対して、衛生措置基準を遵守し施設の近代化を促進させる。なお、近年は施設の大規模改修は一段落し、小規模改修が多い傾向にある。							
対象(誰を・何を)	事業所							
求める成果(どのような状態にしたいか)	公衆浴場は自家風呂の普及によって年々減少する傾向にあるが、市民の日常生活に極めて深い関係があるため、施設設備の改善向上及び経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図ることで公衆衛生の向上及び増進に資する。							
事業概要	一般公衆浴場の営業者が日本政策金融公庫或いはその代理機関から施設整備資金を借り入れた場合、支払った利子のうち年利率1%を超える部分を7年間に限り補給する制度である。(但し、借入額2100万円を上限とする。)							
実施内容		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	延融資数	10	8	8	7	6	3	2
	延融資施設数	5	4	4	3	3	2	2
	一般公衆浴場施設数	65	59	52	50	47	45	41

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	159	60	142	施設整備資金利子の負担分
負担金補助及び交付金	159	60	142	
人件費 B	793	800	795	
職員人工数	0.10	0.10	0.10	
職員人件費	793	800	795	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	952	860	937	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金	48	19	70	公衆浴場施設整備資金利子補給金補助金(補助率1/2)
市債				
その他				
一般財源	904	841	867	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	衛生措置基準等を遵守するために必要な施設改修を行っている件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	6	27年度	3	28年度	2
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		施設の建て替え等の大規模改修は一段落し、近年小規模改修が当事業利用者のほとんどを占めていることから、公衆衛生の向上が図られているといえる。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	一般公衆浴場は地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設である。公衆浴場の営業は施設の維持管理が不可欠であり、施設の改修は定期的に発生し且つ費用が高額に上る場合もあるため、今後も事業を継続していく必要がある。また、兵庫県下統一事業として、公衆浴場施設整備資金利子補給を行っており、施設改善に有効である。	
---------	---	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県下統一事業であり、他自治体でも実施している。	
---------------	-------------------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域	内容
	A B C D E	健全な経営ができるよう、公衆浴場の運営者に補助を行っている。
	現状	将来像
		● ○

⑧総合評価

総合評価	維持	県下統一事業であることや大規模の改修に迫られた際等に廃業を余儀なくされる施設へのセーフティーネットとしての意義から継続していくことが望ましい。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後も兵庫県とともに本事業を継続していく。
--------	-----------------------

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	狂犬病予防対策事業費	471A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	狂犬病予防法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和25年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	西村 邦子		

①事業概要

事業実施趣旨	犬の登録管理と狂犬病予防接種により、狂犬病の発生を予防し、そのまん延防止を図っている。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
事業概要	犬の登録(原簿管理を含む)と狂犬病予防注射済票の交付
実施内容	<p>1 犬の登録(原簿管理を含む)と狂犬病予防注射済票の交付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規登録申請件数 1,217件</li> <li>鑑札再交付申請件数 17件</li> <li>転入転出届出件数 490件</li> <li>死亡届出件数 907件</li> <li>注射済票交付申請件数 12,431件</li> <li>注射済票交付再交付申請件数 6件</li> </ul> <p>2 犬の登録と狂犬病予防注射の接種率向上のための普及啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次年度の狂犬病予防注射の個別案内通知の送付 約13,000通</li> <li>未注射犬の飼い主に対する個別再通知の送付 約1,800通</li> <li>市報あまがさきによる広報 年2回</li> <li>協働推進員による啓發文書の回覧 年2回</li> </ul>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,363	2,383	2,679	
需用費	542	617	791	犬の登録申請書等
委託料	1,821	1,763	1,884	犬の鑑札等交付事務委託
使用料及び賃借料		3	4	学校使用料
人件費 B	5,389	5,439	5,568	
職員人工数	0.68	0.68	0.70	
職員人件費	5,389	5,439	5,568	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	7,752	7,822	8,247	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	2,363	2,383	2,679	狂犬病予防手数料
一般財源	5,389	5,439	5,568	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	狂犬病予防注射継続接種率の向上(犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付に係る法定事業であり、適正な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)						単位	%		
目標・実績	目標値	95	達成年度	34年度	26年度	91	27年度	95	28年度	97
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 活動指標として狂犬病予防注射継続接種率の向上を掲げている。平成28年度は97%であり、目標は達成されている。今後も獣医師会等と連携を図りながら接種継続率の向上に向けた取り組みを推進していきたい。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。
---------	----------

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例に基づき、犬の登録手数料等を徴収している。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	外部委託が可能である犬の登録と注射済票の交付に関する業務は、既に尼崎市開業獣医師会に業務委託している。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	尼崎市開業獣医師会と行政による連携が既に図られている。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	国内では昭和31年を最後に人による狂犬病の発生がないことから、市民の狂犬病に対する認識は薄れつつあるが、万一の場合に備え、市内の開業獣医師会とも連携を図りながら、現在の取り組みを維持していく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	継続接種率については達成している状況であるが、死亡届や転出届が提出されていないケースや未登録が多く、正確な接種率を把握するのは困難である。今後は継続接種率の維持向上に努めるとともに、鑑札や注射済票の魅力的なデザインへの変更や未接種者への督促状の送付等、様々な機会を通じて、犬の登録、届出及び狂犬病予防注射の接種数の増につながる取組を進めていく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	動物愛護対策事業費	4722	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	平成5年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	西村 邦子		

①事業概要

事業実施趣旨	犬や猫等を「家族の一員」として飼育する人が増えるなど、人と動物の関わりはより深いものとなっている。その一方で、飼育の途中放棄、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為、さらには地域における飼い主のいない猫への対応をめぐる意見の相違など様々な問題が生じている。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	動物愛護思想の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人への危害防止並びに公衆衛生の向上を図ることにより、人と動物が共に幸せにらせる社会を目指す。
事業概要	①動物愛護思想の高揚等、②係留義務に違反した飼い犬の収容、③犬・猫の引取り、④負傷動物の収容・治療等、⑤収容動物の返還・処分・譲渡、⑥動物に関する苦情相談の処理、⑦動物取扱業の登録等、⑧特定動物の飼養又は保管の許可等、⑨動物愛護管理推進協議会の開催
実施内容	①動物愛護思想の高揚と適正飼養の啓発を行う。 ・市報あまがさき(年2回)や協働推進員による啓発文書の回覧等 ②係留義務等に違反した犬の収容を行う。 ・犬3頭 ③犬・猫の引取りを行う。 ・成犬24頭、成猫17匹、子猫221匹 ④負傷動物の収容、治療等を行う。 ・犬0頭、猫21匹 ⑤収容動物の返還、処分及び譲渡を行う。 ・返還7頭(犬5頭、猫2匹)、処分179頭(犬1頭、猫178匹)、譲渡101頭(犬25頭、猫76匹) ⑥犬・猫等の飼い方に関する苦情相談の受付及び指導を行う。 ・受付499件(犬191件、猫277件、その他31件) ⑦動物取扱施設の登録等を行う。 ・登録24件(18施設) ⑧特定動物の飼養又は保管に関する許可等を行う。 ・許可4件 ⑨動物愛護管理推進協議会を開催する。 ・全体会議2回

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,228	1,116	1,341	
報償費	40	36	65	協議会の報償費等
需用費	666	565	679	動物の餌、薬資材等
委託料	482	496	509	動物処分業務等の委託料
使用料及び賃借料	27	12	28	コピー使用料等
その他	13	7	60	麻酔銃所持関係手数料等
人件費 B	16,986	17,383	16,691	
職員人工数	1.98	1.93	1.92	
職員人件費	16,986	15,436	15,272	
嘱託等人件費		1,947	1,419	
合計 C(A+B)	18,214	18,499	18,032	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	164	61	169	その他は、狂犬病予防手数料、動物保管実費弁償、動物返還料
一般財源	18,050	18,438	17,863	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	動物に起因する苦情・相談件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	件	
目標・実績	目標値	400	達成年度	29年度	26年度	556	27年度	548	28年度	499
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った		平成29年度の目標値を400件と置いており、目標達成には更なる普及啓発に努めなければならない。平成28年度も減少してきており目標値に近づいてきている。更に協働の仕組みを活用しながら、より効果的な普及啓発の取組を推進していきたい。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	犬猫の引取りや動物取扱業の登録等、業務の多くは法定事業である。また、動物に関する苦情相談の処理等その他の業務についても公共性が高く、市で実施しなければならない事務である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	犬猫の引取り事務、収容動物の返還(保管料を含む)事務、動物取扱業の登録事務及び特定動物の飼養許可事務について、保健衛生関係事務手数料条例に基づき受益者から負担を求めている。また手数料の額については、3年ごとに見直しを行っている。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	法令の規定により、全国の都道府県、政令指定都市、中核市及び保健所設置政令市が同様の事務を行っている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	現在、収容動物の処分業務は兵庫県に、負傷動物の治療等業務は尼崎市開業獣医会に委託している。他の業務については、法令の規定により市が実施しなければならない、若しくは実施すべき事務である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	動物の適正飼養に関する普及啓発や殺処分ゼロに向けた取組み等を推進するため、市民、団体及び行政が連携し、一体となった取組を必要とする。

⑧総合評価

総合評価	維持	近年の少子高齢化や核家族化などの進展に伴い、人と動物の関わりは、より深いものとなることから、動物の愛護と適正な飼育に関する取組は今後、ますます重要となる。そして、その具体的な施策の推進に当たっては、広く市民の参加を求めるとともに、関係者がそれぞれの責務と役割のもと一体となった取組を推進していく必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成23年6月に設置した「動物愛護管理推進協議会」において委員から様々な意見をいただいている。それらの意見を参考にしながら動物愛護管理行政のさらなる取組を進めている。今後も継続して事業を推進していきたい。
--------	--

# 平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費	4725	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	平成19年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	西村 邦子		

## ①事業概要

事業実施趣旨	野良猫による生活環境の悪化について多くの苦情が寄せられるが、地域住民の間でも、「野良猫を何とか排除してほしい」という意見と、「野良猫といえど一つの命であり守ってほしい」という意見に分かれている。
対象 (誰を・何を)	1 野良猫 2 地域住民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	1 野良猫の不妊手術費用の助成をすることにより、市内に生息する野良猫の数を減らす。 2 地域で活動してもらうことにより、地域コミュニケーションの活性化につなげる。
事業概要	野良猫によりもたらされる地域の生活環境の悪化に対し、地域が主体となって不妊手術を行い、次世代の野良猫を増やさないようにすることにより野良猫による被害を減らし、地域の生活環境の改善を図るとともに、地域において人と猫が共生できる環境づくりに取り組むことにより地域のコミュニケーションの活性化を図る。
実施内容	1 講習会の開催 ・野良猫対策活動講習会を開催する。(平成28年度実績:4回、参加者計86名) 2 野良猫対策活動の推進 ・苦情等対応時に、野良猫活動の意義や概要について説明を行う。 ・また、必要に応じて、活動ボランティアと一緒に町内会の会合の場で、上記活動に関する説明を行う。 ・野良猫対策活動承認申請書の受付と同承認書の交付。 ・地域住民と活動ボランティアとの連絡調整。 3 不妊手術に係る助成金の交付 ・野良猫の不妊手術について助成金の交付を行う。(メス上限1万円/件、オス上限5千円/件) (平成28年度実績:雌256件、雄221件※) ※うち100万円は当事業費で執行。残り200万円は動物愛護基金を活用し、【4727】動物愛護推進強化事業費で執行。

## ②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,000	1,000	1,000	
負担金補助及び交付金	1,000	1,000	1,000	不妊手術に係る助成金の交付
人件費 B	1,664	1,680	1,670	
職員人工数	0.21	0.21	0.21	
職員人件費	1,664	1,680	1,670	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,664	2,680	2,670	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,664	2,680	2,670	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	所有者の判明しない猫の引取り数							単位	匹	
目標・実績	目標値	160	達成年度	33年度	26年度	286	27年度	330	28年度	259
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った									
既に平成24年度に平成19年度引き取り数の半減を達成している。27年度に一時増加したものの28年度は大きく減少した。今後も地域の理解を得ながら事業を推進していく。										

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	野良猫に関する問題は、法令が十分に整備されていないことや、野良猫に対する市民の考え方に大きな隔たりがあることから、野良猫に関する問題は、地域の問題と捉え、地域での解決に向けた取組を推進する必要がある。所有者の判明しない猫の引取り数の更なる減少に向けて引き続き事業を推進していく。
---------	---

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体の平成29年度の予算額は次のとおりである。 阪神間(芦屋市100万円、西宮市325万円、宝塚市150万円、川西市30万円(協議会に委託))
---------------	--

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像
内容	事業開始時から、地域住民・活動ボランティア・行政による連携が既に図られている。

## ⑧総合評価

総合評価	維持	本事業は10年間(平成19年度~28年度)で猫の引き取り数を半減させることを目標としていたが、平成24年に達成しその後も概ね横ばいを続け、その効果は着実に出ている。今後5年間で引き取り数の更なる減少を目標とする。野良猫不妊手術費用一部助成等への基金の活用による予算の拡充を図りながら、この活動がより多くの地域に浸透するよう更なる普及啓発の取組を推進していく。
------	----	---

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	野良猫に関する苦情や所有者の判明しない猫の引取り数の多い地域に対し、取組の必要性を説明するなど地域への働きかけを行う。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	動物愛護推進強化事業費	4727
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律 尼崎市動物愛護基金条例	
個別計画	—	
事業開始年度	平成25年度	
施策	11 地域保健	

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	西村 邦子		

①事業概要

事業実施趣旨	協働の理念のもと、動物愛護管理施策に協力したいという個人や団体から広く寄附を募り、これを財源とした事業を実施する。
対象 (誰を・何を)	収容動物 地域住民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	事業を実施することにより、人と動物が共に幸せに暮らすことができる社会の実現を目指すことを目的とする。
事業概要	収容犬のトリミング、動物愛護基金のPR、犬、猫適正飼養パンフレット作成、不妊手術の助成拡充等を行う。
実施内容	平成28年度実績 1. 収容犬のトリミング（2頭） 2. 動物愛護基金PRに関するポケットティッシュの作成（2,000個） 3. 犬ふんマナー啓発用ペーパーScoopの購入（2,000個） 4. 収容ケージ購入（2台） 5. 猫侵入防止装置（超音波発生装置：貸出用）（5台） 6. 学校飼育動物用飼料購入（13校） 7. 適性飼養啓発パンフレット作成（2,000部） 8. ペット災害対策啓発パンフレット作成（1,500部） 9. 収容動物情報編集用パソコン（1台） 10. 収容動物情報印刷用プリンター（1台） 11. 野良猫不妊手術の費用助成拡充（200万円）

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,255	2,614	5,718	
報償費	6	4	30	収容犬のトリミング
需用費	249	489	2,188	注射済薬ホルダー購入費等
負担金補助及び交付金	1,000	2,000	3,500	野良猫不妊手術に係る費用助成
備品購入費		121		
人件費 B	396	400	398	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	396	400	398	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,651	3,014	6,116	
C の 財 源 内 訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,256	2,614	5,718	動物愛護基金繰入金
一般財源	395	400	398	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	動物愛護行政の更なる推進のための寄附金を財源とした事業であり、成果をもとめるものではない。								単位	—	
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	—	27年度	—	28年度	—
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	通常の予算では難しい事業の実施、拡充を行うことで、動物の愛護及び適正飼養に関する普及啓発を目的としている。適正飼養が周知され犬・猫のふん放置や鳴き声等の苦情が減少し、野良猫の引取りが0になるまで、助成拡充、啓発の事業は必要である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	動物愛護管理施策推進への寄附金が財源となっている。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	野良猫不妊手術の費用助成に関して、助成金の交付事務以外は既にボランティアが中心となって行っている。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 野良猫不妊手術の費用助成に関して捕獲、手術等はボランティアが中心となって行っている。

⑧総合評価

総合評価	維持	本事業の内、野良猫不妊手術費用一部助成は猫の引取り数を減少させることを目標とした従来の事業※の拡充に充てられており、その効果は着実に現れている。また、犬のトリミングについても、収容時に毛が伸び放題で汚れていた体を洗い、毛を整えることで譲渡されやすくなっている。これらの事業は収容動物の殺処分減少に役立っている。  ※従来の事業＝【4725】地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	本市は平成23年度より、殺処分ゼロに向けた取り組みを進めており、具現化するために寄附金を活用した事業を進めている。この活動がより多くの地域に浸透するよう更なる普及啓発の取り組みを推進していく。また、平成27年度から雄猫の去勢手術に対しても助成を始め、平成28,29年度は増額を行っている。今後も継続して事業を実施する。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	そ族昆虫駆除事業費	481A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和26年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	45 そ族昆虫駆除費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	西村 邦子		

①事業概要

事業実施趣旨	蚊等の昆虫、ねずみによる感染症の予防を図ること及びユスリ蚊等の不快害虫駆除の対策による快適な生活環境を守る。また、環境への影響を考えた上で、薬剤散布の必要性を考慮しながら、ポウフラ等を駆逐してくれるメダカなどの生息する自然環境の復元を目指す。																																																
対象（誰を・何を）	市民、事業者																																																
求める成果（どのような状態にしたいか）	感染症の媒体となるそ族昆虫（ねずみ、蚊、ハエ）等の衛生動物・衛生害虫及びユスリ蚊等の不快害虫の発生源に薬剤を散布し、感染症の予防並びに生活環境の向上を目的とする。																																																
事業概要	4月～11月の期間は、市内の発生源となる水路、河川等を巡回し、害虫の生息状況調査及び駆除を行う。12月以降は発生源調査や、ねずみ駆除について地区活動として市内の5人以上のグループに殺そ剤の配布を行う。																																																
実施内容	<p>蚊・はえ・ユスリカ幼虫駆除使用薬剤散布量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>薬剤名</th> <th>乳剤 スミチオン10% (ℓ)</th> <th>乳剤 レナトップ (ℓ)</th> <th>粒剤 スミラブ (kg)</th> <th>粒剤 ハイカブシン (kg)</th> <th>液剤 アルトシッド (ℓ)</th> <th>液剤 ペクトバック (ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>700</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>78</td> <td>1258</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>635</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>79</td> <td>1560</td> <td>460</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>685</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100</td> <td>1500</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>572</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>70.31</td> <td>1770</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>—</td> <td>540</td> <td>8.66</td> <td>0.15</td> <td>4220</td> <td>1382</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域ぐるみの駆除指導世帯及び薬剤使用量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フルファン系 薬剤使用量(kg)</td> <td>0.24</td> </tr> <tr> <td>指導世帯数</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	薬剤名	乳剤 スミチオン10% (ℓ)	乳剤 レナトップ (ℓ)	粒剤 スミラブ (kg)	粒剤 ハイカブシン (kg)	液剤 アルトシッド (ℓ)	液剤 ペクトバック (ℓ)	平成24年度	700	—	—	78	1258	590	平成25年度	635	—	—	79	1560	460	平成26年度	685	—	—	100	1500	510	平成27年度	572	—	—	70.31	1770	480	平成28年度	—	540	8.66	0.15	4220	1382		平成28年度	フルファン系 薬剤使用量(kg)	0.24	指導世帯数	12
薬剤名	乳剤 スミチオン10% (ℓ)	乳剤 レナトップ (ℓ)	粒剤 スミラブ (kg)	粒剤 ハイカブシン (kg)	液剤 アルトシッド (ℓ)	液剤 ペクトバック (ℓ)																																											
平成24年度	700	—	—	78	1258	590																																											
平成25年度	635	—	—	79	1560	460																																											
平成26年度	685	—	—	100	1500	510																																											
平成27年度	572	—	—	70.31	1770	480																																											
平成28年度	—	540	8.66	0.15	4220	1382																																											
	平成28年度																																																
フルファン系 薬剤使用量(kg)	0.24																																																
指導世帯数	12																																																

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	10,700	9,053	10,613	
需用費	253	246	284	殺そ剤等の購入費
委託料	10,280	8,640	10,161	そ族昆虫駆除業務の委託料
使用料及び賃借料	167	167	168	車両の賃借料
人件費 B	2,402	3,359	3,341	
職員人工数	0.46	0.42	0.42	
職員人件費	2,402	3,359	3,341	
嘱託等人件費	—	—	—	
合計 C(A+B)	13,102	12,412	13,954	
C 国庫支出金	—	—	—	
県支出金	—	—	—	
市債	—	—	—	
その他	—	—	—	
財源内訳 一般財源	13,102	12,412	13,954	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	衛生害虫・不快害虫等の苦情相談件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—年度	26年度	47	27年度	45	28年度	43
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	衛生害虫・不快害虫(蚊・ハエ・ユスリ蚊等)については、市内の発生源となる公共の水路、河川等の巡回調査及び必要箇所への薬剤散布を行っている。ねずみ駆除については、駆除薬を市内の5人以上のグループへの配布を行っている。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	蚊、ハエ、ねずみによる感染症予防を図り、ユスリ蚊等の不快害虫の駆除により快適な生活を守るために必要であり、市民の快適な生活を送るために有効な手段である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	主に公共域への薬剤散布等による感染症の予防並びに生活環境の向上を図っているため、行政が負担すべきものである。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣市(宝塚市)においても同様に委託事業として実施している。
---------------	--------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	薬剤散布については委託済みである。その他については、利便性等を考慮し、委託等の余地はないものである。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 業者と協働で行う事業である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	年間気温の変動により蚊の発生状況が大きく変わるため、一律に比較することは難しいが、市民が快適な生活を送るため、コストの削減等を取り組みながら持続することが望ましい。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	より環境影響の少ない薬剤への転換を図り、魚等を増やすことにより蚊の発生自体を抑える取組も進めている。
--------	--

# 平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	保健所等検体検査委託事業費	4E21	事業分類	ソフト事業
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)		款	20 衛生費
事業開始年度	—		項	10 保健所費
施策	11 地域保健		目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	保健センター、健康増進課
所属長名	石井智鶴、森田幸子		

## ①事業概要

事業実施趣旨	市民、食品関係者、水道事業関係者を対象に、伝染病、食中毒予防の細菌学的検査(サルモネラ、赤痢、O157等)を実施する。																													
対象(誰を・何を)	市民																													
求める成果(どのような状態にしたいか)	検便検査を必要とする市民に対して、検体の受付場所を提供し健康管理意識の向上に努める。																													
事業概要	食中毒やO157などの感染症から市民の健康を守るため細菌学的検査を実施する。																													
実施内容	<p>&lt;内容&gt; 食中毒予防の細菌学的検便検査(赤痢、サルモネラ、O157等)</p> <p>&lt;検体検査実施機関&gt; ハーティ21</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">検体検査</th> <th colspan="4">(件)</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th></th> <th>平成25</th> <th>平成26</th> <th>平成27</th> <th>平成28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">検便検査</td> <td>赤痢・サルモネラ</td> <td>1,212</td> <td>1,048</td> <td>916</td> <td>758</td> </tr> <tr> <td>O157を含む</td> <td>1,966</td> <td>2,158</td> <td>2,279</td> <td>2,366</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>3,178</td> <td>3,206</td> <td>3,195</td> <td>3,124</td> </tr> </tbody> </table>	検体検査		(件)				年度		平成25	平成26	平成27	平成28	検便検査	赤痢・サルモネラ	1,212	1,048	916	758	O157を含む	1,966	2,158	2,279	2,366	計		3,178	3,206	3,195	3,124
検体検査		(件)																												
年度		平成25	平成26	平成27	平成28																									
検便検査	赤痢・サルモネラ	1,212	1,048	916	758																									
	O157を含む	1,966	2,158	2,279	2,366																									
計		3,178	3,206	3,195	3,124																									

## ②事業費

	(単位:千円)			
	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	3,714	3,818	3,823	
委託料	3,714	3,818	3,823	ハーティ21委託料
人件費 B	1,186	1,021	716	
職員人工数	0.15	0.13	0.09	
職員人件費	1,186	1,021	716	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,900	4,839	4,539	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	3,672	3,692	3,823	保健所使用料
一般財源	1,228	1,147	716	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	27年度	28年度	3,124
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った								
	利用者は昨年度より若干減少しているものの、市民の利用状況に概ね変化はない。								

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	食品関係者等の調理に従事する者は食品衛生法に関する衛生管理として月1回以上の検便検査を受けることとした厚生労働省からの通達が出されている。水道事業者は水道法施行規則において、定期的な健康診断及び感染症の原因となる検便検査の実施が義務付けられており検便検査の実施は必要であるため受診機会の提供を行なっている。
---------	---

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	尼崎市保健所使用料手数料条例に従い、診療報酬点数で算定した額の8割に相当する額の範囲内を受益者負担としている。
-----------------	---	---

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	保健所設置している西宮市は保健所で感染症に伴う検便検査の受付を実施しており、その他の市は県の健康福祉事務所で実施している。
---------------	---

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	検便検査は、長年、保健所で受付を行っており市民にも周知されているが、今後はハーティ21や民間検査会社等の利用の可能性も検討していく。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像				○		検査については専門の知識が必要であるため市民との協働には馴染まないが、市民の健康管理のための啓発を協働で進めていきたい。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像				○																						

## ⑧総合評価

総合評価	<p style="font-size: 2em; text-align: center;">維持</p> <p>食中毒予防などの観点から検便検査の必要性・重要性を啓発する役割を保健所は担っている。検便検査の受付は保健所で行っているが、検査実施機関であるハーティ21で、検査の受付から結果報告までを実施することが可能かを検討していく。</p>
------	---

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	今後、ハーティ21等で受付から検査、報告まで実施することで、市民の利便性の向上が図れるかを検討していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	結核管理検診事業費	4E2A
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
個別計画	—	
事業開始年度	昭和26年度	
施策	11 地域保健	

事業分類	法定事業(裁量含む)
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	10 保健所費
目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	疾病対策課
所属長名	針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	結核患者に対して結核の予防又は、医療上必要があると認めるときは、管理検診を実施し、最近6か月以内の病状に関する診断結果を把握する。本市の管理検診は、保健所と市内医療機関で受診が可能である。																																			
対象(誰を・何を)	結核登録者のうち、保健所長が管理検診の必要があると判断した者																																			
求める成果(どのような状態にしたいか)	結核標準治療を終了し不活動性(回復者)となった者に対し、再発を早期発見するとともに、治療を中断若しくは放置している者に対し病状悪化の早期発見や受療復帰への指導を行い、その病状の経過を的確に把握し、登録患者等の管理、入院勧奨等の結核予防施策の資となることを目的とする。																																			
事業概要	感染症法第53条の13に基づき、結核医療を必要としないと認められてから2年(ただし、結核再発のおそれが著しいと認められる者は3年)以内の者に対し、管理検診を実施し、最近6か月以内の病状に関する診断結果の把握を行う。 ※平成29年度から「住民結核予防事業費」、「結核対策特別促進事業費」と統合し、「結核対策事業費」とする。																																			
実施内容	<table border="1"> <tr> <td>1 対象者</td> <td colspan="3">結核登録者のうち、保健所長が管理検診の必要があると判断した者</td> </tr> <tr> <td>2 検査内容</td> <td colspan="3">X線・喀痰検査</td> </tr> <tr> <td>3 実施機関</td> <td colspan="3">保健所、市内医療機関(医師会委託)</td> </tr> <tr> <td>4 実績</td> <td>年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健所受診</td> <td>47人</td> <td>60人</td> <td>29人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療機関受診</td> <td>36人</td> <td>17人</td> <td>7人</td> </tr> </table> <p>【参考】本市結核患者罹患率(人口10万人対の患者数)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24.8</td> <td>23.8</td> <td>23.2</td> </tr> </table>	1 対象者	結核登録者のうち、保健所長が管理検診の必要があると判断した者			2 検査内容	X線・喀痰検査			3 実施機関	保健所、市内医療機関(医師会委託)			4 実績	年度	26年度	27年度	28年度		保健所受診	47人	60人	29人		医療機関受診	36人	17人	7人		26年度	27年度	28年度		24.8	23.8	23.2
1 対象者	結核登録者のうち、保健所長が管理検診の必要があると判断した者																																			
2 検査内容	X線・喀痰検査																																			
3 実施機関	保健所、市内医療機関(医師会委託)																																			
4 実績	年度	26年度	27年度	28年度																																
	保健所受診	47人	60人	29人																																
	医療機関受診	36人	17人	7人																																
	26年度	27年度	28年度																																	
	24.8	23.8	23.2																																	

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	174	60	0	29年度から他事業へ移行
委託料	174	60		結核登録者の管理検診医師会委託料
人件費 B	5,299	6,332	0	
職員人工数	0.70	0.84		
職員人件費	5,299	6,332		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	5,473	6,392	0	
C 国庫支出金	87	149		保健事業費負担金
県支出金				(負担率1/2)
市債				
その他				
一般財源	5,386	6,243	0	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	管理検診受診率							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	—年度	26年度	83	27年度	85	28年度	39
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った		平成28年度の管理検診受診率は39%で、前年度を下回った。本市結核罹患率はこの10年で10ポイント減少(平成18年:34→平成28年:23.2)と着実に減少しているが、未だ全国平均14.4(平成27)よりも高いため、治療時から管理検診受診の必要性を訴えるとともに対象者への受診勧奨に注力する必要がある。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定受託事務である。
---------	------------

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	行政の責任において実施する必要がある。																								

⑧総合評価

総合評価	維持	法定受託事務である。結核治療終了後の再発率は数%程度と言われているが、対象者の健康状態を把握するために管理検診の受診率の向上に努め、継続して実施していく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	対象者の健康状況を把握することが重要であることから、受診勧奨を定期的に行うことで、管理検診の着実な受診へつなげていくよう取り組む。また他の健康診断等の結果で状況を把握できる場合には保健所長が精密検査を行う必要はないことから、対象者本人や関係医療機関等と連携を図り受診状況の情報把握にも力を入れていく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	衛生研究所事業費	411K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	食品衛生法 水道法 水質汚濁防止法		会計	01 一般会計
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和41年度		項	15 衛生研究所費
施策	11 地域保健		目	05 衛生研究所費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	衛生研究所
所属長名	宮永 恵三		

①事業概要

事業実施趣旨	食品衛生法 水道法 水質汚濁防止法等の法令に基づき、微生物検査、理化学検査及び環境科学検査を行う。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	食品衛生法、環境衛生法、感染症法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の関連法令に基づき、行政機関、事業者等の依頼検査を迅速かつ的確に実施し、市内の保健衛生及び環境保全上の安全を科学的に示すことで、市民が安心して生活できるまちづくりに寄与する。
事業概要	各関係法令に基づき、衛生及び環境に関する各種試験・検査・研究などを実施する。
実施内容	<p>衛生研究所検査事業</p> <p>微生物検査 事業開始年度 昭和41年度 平成28年度依頼件数</p> <p>理化学検査 事業開始年度 昭和41年度 平成28年度依頼件数</p> <p>環境科学 事業開始年度 昭和41年度 平成28年度依頼件数</p> <p>食品の試験検査体制整備事業 事業開始年度 平成10年度</p> <p>外部精度管理調査の実施</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	8,261	7,917	7,968	
需用費	7,676	7,696	7,693	検査試薬等
役務費	179	179	180	食品の外部精度管理
使用料及び賃借料	406	42	95	位相差偏光顕微鏡賃借料等
人件費 B	102,579	105,564	112,296	
職員人工数	16.20	16.32	17.32	
職員人件費	96,091	100,847	106,345	
嘱託等人件費	6,488	4,717	5,951	
合計 C(A+B)	110,840	113,481	120,264	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
市債				
その他	2,143	2,212	2,212	衛生研究所手数料
財源内訳 一般財源	108,697	111,269	118,052	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	検査実施項目数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	項目	
目標・実績	目標値	37,047	達成年度	— 年度	26年度	34,486	27年度	37,047	28年度	38,323
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成28年度活動指標の目標値37,047項目に対し、実績は38,323項目で103%達成できた。 微生物検査10,770項目、理化学検査10,623項目、環境科学検査16,930項目									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民が安心して暮らせるように新興・再興感染症に係る臨床検体及び衣食住にかかる生活環境検体、大気や河川等の環境保全に係る検体について検査し、感染拡大の防止や科学的根拠による安全性を行政に提供するため、今後も検査を実施する必要がある。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、衛生研究所の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に基づき、市内事業者等からの一般有料依頼検査においては手数料の負担を求めているが、本事業の軸は市民の安全・安心を確保するための行政検査であり、市として実施しなければならない業務であるため、受益者負担を求めるのは適正ではない。また、市の方針のもと、3年ごとの手数料見直しを検討しているなかで、その必要性がなかったものである。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成27年度検査項目数 東大阪市 34,719項目 姫路市 77,099項目
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	感染症拡大防止のための検査や生活衛生課、環境保全課などの行政機関が法規上所管している「営業停止」「改善命令」「排水停止命令」などの行政処分の根拠となる検査は「公平かつ公正、迅速、的確」に検査する必要があり、これらの公権力の行使を伴うような業務は民間委託できない。また、一般有料検査においても検査精度の高さやデータに対する助言等が求められることから、市が実施することが適当である。
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 現状 将来像	内容 公権力の行使を伴う専門性の高い検査業務であるため協働はなじまない。

⑧総合評価

総合評価	維持	生活環境監視による事業所指導規制及び食品衛生意識の向上、新たな化学物質問題等への対応、環境問題に関する情報収集、提供を進めるとともに健康危機管理機能の強化に努める。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後は社会情勢の変化による新たな検査項目や検査方法の改正に対応するため、検査技術の向上を図るとともに標準作業書、検査試薬、検査機器等を今日的な視点で効率的に整備していく必要がある。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	未来の科学者夢体験研究所事業費	4125	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	平成28年度		項	15 衛生研究所費
施策	11 地域保健		目	05 衛生研究所費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	衛生研究所
所属長名	宮永 恵三		

①事業概要

事業実施趣旨	体験型施設見学会等を実施することで、これからの尼崎市100年を担う子供たちを中心とした皆様や尼崎市への愛着を持ってもらう。
対象 (誰を・何を)	市民、事業者(市内外の小・中・高校生や事業者の参加も要請します。)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	記念事業を実施することにより、全市民、事業者にかけがえない地球環境の尊さ、限りある資源の大切さを再認識してもらい、未来の環境先進都市の担い手を養成し、より一層尼崎市への誇りや、愛着心、安心感を持ってもらうことで、「尼崎市に住んでよかった、暮らしてよかった」と思えるまちの実現を目指す。
事業概要	体験型施設見学会を中心とした事業を展開することで、持続可能な環境先進都市の「未来の担い手」を養成し、その実現のためには各分野、各世代で「何ができるのか」という意識をもってもらう、事業展開の中で、その中核を担うべき職員にも今以上に一歩前に出るための「学ぶ力」「伝える力」を高め、検査だけではなく研究・検査提言機関となるよう意識改革を進めていく。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 科学者の夢体験講演会 未来の科学者たちに世界で活躍する夢を持ってもらうため、JAXA所属の星出彰彦宇宙飛行士をお招きして、宇宙空間での科学実験の様子や、地球という大きな視点で環境のことを考える「科学者講演会」を開催。</li> <li>○ 科学者の夢体験研究所 「子ども宿題研究所」と「衛生研究所施設見学会」の開催。 普段はテレビなどでしか目に触れることがない分析機器等を直接操作したり、模擬研究検査に参加する体験型科学実験教室「プロフェッショナルラボ」を開催。</li> <li>○ 環境学習プログラム「庄下川あるき」 住環境のことを科学的に考える力をつけることができるCOC事業(知と地の連携事業)の環境学習プログラム「庄下川歩き」を園田女子大学と協働開催。</li> <li>○ サイエンスオアシス 市内で理科や科学分野に携わっている人や団体の取組を紹介する場を提供し、市民や子どもたちと交流を深めて多くの人に科学に対する関心を高めてもらうシンポジウム「サイエンスオアシス」を開催。</li> </ul>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	0	818	0	
旅費		68		
需用費		712		
使用料及び賃借料		38		
人件費 B	0	6,148	0	
職員人工数		1.00		
職員人件費		6,148		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	6,966	0	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	0	6,966	0	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	実施内容に示した各種記念事業の開催							単位	人	
目標・実績	目標値	総参加者数800	達成年度	28年度	26年度	—	27年度	—	28年度	1,003
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 活動指標の800人に対して、実績は1003人で125%達成できた。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	記念事業としての本事業は完了となるが、尼崎市の100年を担う子供たちに未来のノーベル賞級の科学者になるという夢を持ってもらうという事業趣旨からも、単年度開催で終わるのではなく翌年度以降も要望の強い化学実験教室をはじめとして取組の手法を改善しながら別の形で学びの場を提供していく必要がある。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像
内容	「庄下川歩き」については、園田女子大学と協働開催している。

⑧総合評価

総合評価	完了
------	----

⑨改善の方向性

今後の改善策	—
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	インフルエンザ予防接種助成事業費	Q148
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律	
個別計画	—	
事業開始年度	平成18年度	
施策	11 地域保健	

事業分類	ソフト事業		
会計	50 公害病認定患者救済事業費		
款	05 公害救済事業費		
項	05 公害救済事業費		
目	10 救済事業費		

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	竹内 龍一		

①事業概要

事業実施趣旨	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、尼崎市公害病認定患者がインフルエンザ予防接種を受ける際に負担となる費用を助成することにより、インフルエンザに罹患したときの認定疾病の増悪を防ぐことにより健康の保持を図る。		
対象 (誰を・何を)	尼崎市公害病認定患者		
求める成果 (どのような状態にしたいか)	尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。		
事業概要	尼崎市公害病認定患者に対し、インフルエンザ予防接種助成事業を実施することにより、健康回復の促進と福祉の増進を図る。		
実施内容	実施期間	毎年度10月～1月	
	実施方法	医師会と契約し市内医療機関での接種は自己負担額なし。後に医師会の請求に基づき、自己負担額相当分を医師会に支払う(現物給付)。市外在住患者及び64歳以下は償還払いとする。	
実施内容	助成額	自己負担額	
	事業実績	ワクチン対象者	受診件数 受診率
		平成26年度季節型	1,926人 780件 40.5%
		平成27年度季節型	1,861人 747件 40.1%
		平成28年度季節型	1,796人 734件 40.9%

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,881	1,899	2,547	
需用費	131	176	244	予診票、事務用品等
役務費	127	133	141	事業案内郵送料等
使用料及び賃借料	8	4	5	複写機使用料
扶助費	1,615	1,586	2,157	予防接種費自己負担額を助成
人件費 B	1,178	2,324	971	
職員人工数	0.27	0.28	0.08	
職員人件費	1,178	2,231	597	
嘱託等人件費		93	374	
合計 C(A+B)	3,059	4,223	3,518	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,881	1,899	2,547	公害保健福祉事業費収入等
一般財源	1,178	2,324	971	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	接種率	単位	%
目標・実績	目標値	—	達成年度
		—	年度
		26年度	40.5
		27年度	40.1
		28年度	40.9
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		
	呼吸器疾患のリスクを負う尼崎市公害病認定患者のインフルエンザ予防接種自己負担額を助成することで、接種率を向上させインフルエンザ患後の呼吸機能のリスクを軽減させることができた。		

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	呼吸器疾患のリスクを負う尼崎市公害病認定患者のインフルエンザ予防接種自己負担額を助成することにより公害病認定患者のインフルエンザ予防接種の接種率を向上させることにより、インフルエンザ患後の呼吸機能のリスクを軽減させるために必要かつ有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と保持のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき、公害保健福祉事業費収入、尼崎市公害病認定患者救済事業基金で実施しており、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害保健福祉事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	行政が主体となって実施すべきものであるため、委託はできない。																	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域	内容 行政が主体となって実施すべきものである。																	
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>			A	B	C	D	E	現状					●	将来像				
	A	B	C	D	E														
現状					●														
将来像					○														

⑧総合評価

総合評価	維持	呼吸器疾患のリスクを負う尼崎市公害病認定患者のインフルエンザ予防接種自己負担額を助成することで、接種率を向上させインフルエンザ患後の呼吸機能のリスクを軽減させるために必要かつ有効であり、継続して実施する。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	インフルエンザ患後の呼吸機能のリスクを軽減させるために有効であることから、今後とも継続実施をする。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	予防接種事故医療費負担金	421K	事業分類	法定事業
根拠法令	予防接種法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和51年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	15 予防接種費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	地域保健担当
所属長名	堀池 香		

①事業概要

事業実施趣旨	定期予防接種により健康被害を受けた者を救済する。
対象 (誰を・何を)	定期予防接種により健康被害を受けた者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	対象者の通院状況等を的確に把握し、適正な給付に努める。
事業概要	医療費・医療手当・障害年金の支給を行う。
実施内容	<p>予防接種法の規定による定期又は臨時の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合、それが予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定した時に給付される医療費等の負担金、救済措置の給付の請求(申請)は、本人又は家族が行い、「尼崎市予防接種健康被害調査委員会」を経て、厚生労働大臣が「疾病・障害認定審査会」での意見を聴き、認定される。</p> <p>1 尼崎市予防接種健康被害調査委員会の開催:1回、委員7名</p> <p>2 給付内容</p> <p>(1)【医療費】予防接種による健康被害の治療にかかる費用(健康保険給付分を除く)の実費補償として支給するもの。診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、病院又は診療所への収容、看護、移送に要する費用の額を限度とする。</p> <p>(2)【医療手当(月額)】医療費を受けている者に対する入・通院等にかかる諸経費として支給するもの。</p> <p>①通院3日以上…36,300円 ②通院3日未満…34,300円 ③入院8日以上…36,300円 ④入院8日未満…34,300円 同一月入院…36,300円</p> <p>(3)【障害年金(月額)】障害の状態にある18歳以上の者に対して、障害の程度に応じて支給するもの。(18歳未満の者の養育者に対しても、別に障害児養育年金がある。)</p> <p>○A類疾病の場合 ①1級…4,954,800円 ②2級…3,966,000円 ③3級…2,974,800円</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	3,366	3,387	3,397	
使用料及び賃借料			3	健康被害調査委員会会場上料
負担金補助及び交付金	3,350	3,387	3,394	予防接種健康被害に対する医療費等
役員費	16			
人件費 B	1,110	2,079	2,386	
職員人工数	0.14	0.26	0.30	
職員人件費	1,110	2,079	2,386	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,476	5,466	5,783	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金	2,471	2,539	2,625	予防接種費補助金(補助率3/4)
市債				
その他				
一般財源	2,005	2,927	3,158	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	結核医療事業費	4321	事業分類	法定事業
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和26年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	20 結核予防費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	疾病対策課
所属長名	針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	結核は医療の進歩などにより克服されつつあるものの、WHOが定める再興感染症という新たな形で、今なお市民に脅威を与えており、迅速かつ的確な対応が求められている。
対象 (誰を・何を)	結核通院患者(感染症法第37条の2)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	結核患者に対する通院医療費の公費負担を行い、結核患者に適正な医療の普及を図ることによって、結核のまん延を防止し、もって公衆衛生の向上を図る。
事業概要	「感染症の診査に関する協議会」が適正であると認めた結核患者に対して、厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の一部を公費負担する(感染症法第37条の2)。
実施内容	<p>○感染症法第37条の2に基づき、結核の医療に要する費用を一部負担する。</p> <p>・厚生労働省令で定める医療</p> <p>① 化学療法(抗結核薬の支給)</p> <p>② 外科的療法</p> <p>③ 骨関節結核の装具療法</p> <p>④ 上記医療に必要な検査、処置その他治療等</p> <p>【参考】 結核患者罹患率(人口10万人対の患者数) 尼崎市23.2(H28) 国14.4(H27) 兵庫県17.1(H27)</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,716	3,077	41,110	結核入院医療事業と統合
委託料	54	56	88	診療報酬診査支払事務費
扶助費	2,662	3,021	41,022	結核患者医療費
人件費 B	6,340	6,538	7,971	
職員人工数	0.80	0.93	0.37	
職員人件費	6,340	6,538	2,943	
嘱託等人件費			5,028	
合計 C(A+B)	9,056	9,615	49,081	
Cの財源内訳				
国庫支出金	1,718	1,605	30,003	結核予防費負担金(負担率1/2)
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	7,338	8,010	19,078	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	結核入院医療事業費	432A	事業分類	法定事業
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等			
個別計画	—			
事業開始年度	昭和26年度			
施策	11 地域保健			
会計	01 一般会計			
款	20 衛生費			
項	05 保健衛生費			
目	20 結核予防費			

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	疾病対策課
所属長名	針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	結核は医療の進歩などにより克服されつつあるものの、WHOが定める再興感染症という新たな形で、今なお市民に脅威を与えており、迅速かつ適確な対応が求められている。
対象 (誰を・何を)	①結核入院患者（感染症法第37条） ②結核に罹り医師が長期の入院が必要と認めた児童（児童福祉法第20条）
求める成果 (どのような状態にしたいか)	結核患者に対する入院医療費の公費負担を行い、結核患者に適正な医療を提供することによって、結核のまん延を防止し、もって本市公衆衛生の向上を図る。
事業概要	結核患者に対する入院措置等について「感染症の診査に関する協議会」に諮問し、協議会が適正であることを認めた結核患者に対して、入院医療に要する費用を公費負担する（感染症法第37条）。また、結核にかかり医師が長期の入院が必要と認めた児童に対し、療育の給付を行う。
実施内容	○感染症法第19条、第20条（第26条で読み替え）に基づき入院勧告又は入院措置を実施した場合に、同法37条に基づき入院医療に要する費用を公費負担する。 1 公費で負担する医療 ①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③医学的処置、手術及びその他の治療 ④病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 2 患者等の負担額 患者等の所得税額が147万円を超える場合は、月に2万円の自己負担が発生する。 ○児童福祉法第20条に基づき療育の給付を行う。 1 対象者 結核にかかり長期の入院が必要な18歳未満の児童 2 給付内容 医療費、学習に必要な物品及び療養生活に必要な物品  【参考】 結核患者罹患率（人口10万人対の患者数） 尼崎市23.2（H28） 国14.4（H27） 兵庫県17.1（H27）

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	27,976	30,243	0	結核医療事業と統合
委託料	8	9		診療報酬診査支払事務費、移送費
扶助費	27,968	30,234		結核入院医療費、療養費、結核児童療養給付費
人件費 B	6,340	6,538	0	
職員人工数	0.80	0.93		
職員人件費	6,340	6,538		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	34,316	36,781	0	
C 国庫支出金	24,730	29,669		結核予防費負担金（負担率3/4）
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	9,586	7,112	0	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	地方卸売市場食品検査所維持管理事業費	462A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	食品衛生法、食品安全基本法			
個別計画	—			
事業開始年度	昭和25年度			
施策	11 地域保健			
会計	01 一般会計			
款	20 衛生費			
項	05 保健衛生費			
目	35 公衆衛生費			

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	西村 邦子		

①事業概要

事業実施趣旨	生鮮食品等を多く取り扱う公設地方卸売市場内のせり場至近距離に位置し、効率的に監視指導、衛生検査を行うため、検査所の維持管理を行う。																																								
対象 (誰を・何を)	食品等事業者																																								
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市民の食生活をあずかる流通拠点の要としての地方卸売市場を監視指導し、また、流通食品を検査することにより、食中毒等食品による危害の発生を未然に防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。																																								
事業概要	1 監視指導 市場内の食品関係営業施設に早朝（月2回）から立ち入り、有毒物の排除、食品の衛生管理並びに表示内容等について必要な指導を行う。 2 収去等検査 市場に流通している生鮮食品、加工食品等を収去し、添加物や細菌の検査を実施することにより、不良食品等の排除を図る。 3 衛生啓発 市場内の食品等事業者へ、食品衛生に関する正しい知識の普及を行う。																																								
実施内容	食品関係営業施設の監視<平成28年度実績> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>監視件数</th> <th>施設数</th> <th>指導件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許可を要する施設</td> <td>750</td> <td>38</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>許可を要しない施設</td> <td>726</td> <td>45</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,476</td> <td>83</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> 食品等の試験検査<平成28年度実績> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">検体数</th> <th colspan="2">検査内訳</th> <th rowspan="2">不適検体数</th> </tr> <tr> <th>化学検査</th> <th>細菌検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収去検査</td> <td>183</td> <td>157</td> <td>26</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> 苦情等処理件数<平成28年度実績> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査</th> <th>照会</th> <th>検査</th> <th>教育</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		監視件数	施設数	指導件数	許可を要する施設	750	38	5	許可を要しない施設	726	45	9	合計	1,476	83	14		検体数	検査内訳		不適検体数	化学検査	細菌検査	収去検査	183	157	26	4	調査	照会	検査	教育	その他	合計	7	1	0	0	2	10
	監視件数	施設数	指導件数																																						
許可を要する施設	750	38	5																																						
許可を要しない施設	726	45	9																																						
合計	1,476	83	14																																						
	検体数	検査内訳		不適検体数																																					
		化学検査	細菌検査																																						
収去検査	183	157	26	4																																					
調査	照会	検査	教育	その他	合計																																				
7	1	0	0	2	10																																				

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	864	460	1,000	
需用費	275	186	387	光熱水費
役務費	44	41	45	通話料
委託料	545	233	513	清掃、空調保守点検等
備品購入費			28	フタケジミリ購入費
負担金補助及び交付金			27	責任者講習会受講料等
人件費 B	2,695	1,760	1,432	
職員人工数	0.34	0.22	0.18	
職員人件費	2,695	1,760	1,432	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	3,559	2,220	2,432	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	864	460	987	営業許可等手数料
一般財源	2,695	1,760	1,445	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	施設維持管理事業費	471K	事業分類	施設管理運営
根拠法令	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	平成10年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	西村 邦子		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市動物愛護センターは、兵庫県動物愛護センター内に設置されており、施設の維持管理に係る経費を兵庫県に支出している。
対象 (誰を・何を)	動物愛護センター
求める成果 (どのような状態にしたいか)	適正に動物愛護センターの維持管理を行うことで、犬・猫の収容に適した施設環境を保つ。
事業概要	動物の愛護及び管理に関する業務を執行するための活動拠点となる動物愛護センターの維持管理を適正に行う。
実施内容	<p>1 施設概要については、以下のとおりである。</p> <p>場 所 尼崎市西昆陽4丁目1番1号</p> <p>建物概要 市管理棟 267.18㎡、車庫倉庫棟 49.65㎡</p> <p>土 地 県から借用</p> <p>動物の搬送・処分業務(兵庫県に委託)</p> <p>2 協定に基づき、次の経費を兵庫県に支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気使用料、上下水道使用料(2か月に一度)</li> <li>・共用部分の消耗品費(年に一度)</li> <li>・施設管理、エレベーター等保守点検、警備保障、電動シャッター保守点検費用(年に一度)</li> <li>・土地使用料(年に一度)</li> <li>・動物の搬送・処分費用(年に一度)</li> </ul> <p>3 ガス使用料を支払う(月に一度)。</p> <p>4 動物収容室に設置した大型換気脱臭装置の活性炭フィルターを交換する(年に一度)。</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	3,290	3,335	4,407	
需用費	612	726	793	光熱水費
委託料	526	518	1,369	換気脱臭装置の点検・交換等
使用料及び賃借料	1,378	1,378	1,490	土地建物使用料
負担金補助及び交付金	634	590	639	清掃・警備等の保守点検等の負担金
役員費	140	123	116	通話料
人件費 B	1,506	1,520	1,511	
職員人工数	0.19	0.19	0.19	
職員人件費	1,506	1,520	1,511	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,796	4,855	5,918	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	4,796	4,855	5,918	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	斎場整備事業費	4921	事業分類	ハード事業
根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律、尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和25年		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	50 墓地、斎場費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	西村 邦子		

①事業概要

事業実施趣旨	弥生ヶ丘斎場の火葬炉は、平成14年9月の供用開始以来、14年が経過しており、各設備が改修の時期を迎えていることから定期的な改修工事等を行う。
対象 (誰を・何を)	弥生ヶ丘斎場
求める成果 (どのような状態にしたいか)	施設の正常な運転を行い、施設使用不能による業務停止を避ける。
事業概要	平成25年度より、11基・6系列ある火葬炉の電気設備を順次更新している。平成28年度からは、10基ある火葬炉を順次、全面改修を行っていく。また、火葬後の排ガスより煤塵、有害物質を取り除くためのろ布を年間1系統ずつ交換していく。
実施内容	平成28年度において、1,2号炉の火葬炉タッチパネルの交換を実施した。また、1号炉の火葬炉全面改修及び第4系統のろ布交換を実施した。

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	10,206	14,494	20,486	
工事請負費	10,206	14,494	20,000	斎場の改修工事等
委託料			486	工事設計業務委託料
人件費 B	15,115	12,975	15,208	
職員人工数	1.97	1.81	1.83	
職員人件費	15,115	12,975	14,556	
嘱託等人件費			652	
合計 C(A+B)	25,321	27,469	35,694	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	25,321	27,469	35,694	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	施設維持管理事業費	411A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立衛生研究所の設置及び監理に関する条例・同条例規則		会計	01 一般会計
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和41年度		項	15 衛生研究所費
施策	11 地域保健		目	05 衛生研究所費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	衛生研究所
所属長名	宮永 恵三		

①事業概要

事業実施趣旨	衛生研究所のフロア使用料、及び高度な精密機器を正常に稼働させるための施設維持管理事業設備が20年を経過しており、修繕・更新時期がきている。
対象 (誰を・何を)	衛生研究所
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市民生活の安全のため、通常検査並びに感染症、食中毒事件や環境汚染等の緊急的な検査に迅速に対応できるよう常に万全の体制を整える。
事業概要	衛生研究所の維持・管理のために必要な事務等を実施している。
実施内容	<p>光熱水費 庁舎・検査器具等修繕料 設備保守点検 衛生研究所フロア使用料</p> <p>①竣工年 平成5年(南塚口町4丁目4-8 市民健康開発センター ハーティー21の5階部分) ②構造等 鉄筋コンクリート造地下1階・6階建て 延べ床面積 10,247.54m<sup>2</sup> 敷地面積 4,796.89m<sup>2</sup> ③管理 直営管理</p>

(このページは白紙です)

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	51,987	51,254	53,267	
需用費	7,001	6,904	6,915	光熱水費、修繕料等
委託料	10,068	10,230	10,271	機器保守点検等委託料
使用料及び賃借料	29,393	29,393	29,394	土地建物使用料
負担金補助及び交付金	4,534	4,234	5,547	負担金
その他	991	493	1,140	旅費、役員費等
人件費 B	7,759	8,175	11,236	
職員工数	1.58	1.47	2.16	
職員人件費	6,818	7,886	10,022	
嘱託等人件費	941	289	1,214	
合計 C(A+B)	59,746	59,429	64,503	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	59,746	59,429	64,503	